

る法律案の提案理由を御説明申し上げます。

政府は、最近の経済情勢等を踏まえ、個人投資家の市場参加の促進等の観点から、個人の長期所有上場株式等に係る少額の譲渡益を非課税とする特例措置を講ずることとし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

個人が、平成十三年十月一日から平成十五年三月三十一日までの間に、所有期間が一年を超える長期所有上場株式等を譲渡した場合における申告分離課税の適用については、その年分の長期所有上場株式等の譲渡所得の金額から百万円の特別控除を行うこととしております。

以上が、租税特別措置法の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○山口委員長 提出者塩崎恭久君。

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○塩崎議員 ただいま議題となりました金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案について、提案者を代表して、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第五十三条に規定する金融機関等からの資産の買い取りについては、平成十三年三月三十一日までに金融機関等から資産の買い取りの申し込みがなされた場合に限り、行うものとされております。

最近の景気動向にかんがみると、金融機関の不良債権問題や企業の過剰債務問題の存在は、我が国の経済成長にとって大きなおもしであることから、その一体的解決を図るための施策の一つとして、整理回収機構による金融機関の不良債権買い

取り業務の延長が必要であり、先般の緊急経済対策においても、その延長が盛り込まれたところでございます。

については、同法第五十三条に規定する金融機関等からの資産の買い取りについて、当該金融機関等からの資産の買い取りの申込期限を改正して平成十六年三月三十一日までとしております。

この措置により、金融機関等の不良債権の流動化等が図られることが期待されるところであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○山口委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○山口委員長 この際、お諮りいたします。

各案審査のため、本日、参考人として預金保険機構理事長松田昇君の出席を求め、意見を聴取し、政府参考人として財務省主税局長尾原榮夫君、金融庁総務企画局長乾文男君及び法務省大臣官房審議官小池信行君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山口委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○山口委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。伊藤公介君。

○伊藤公介委員 政治が今確実に変わり始めたという実感がいたします。小淵総理を初めとして各大臣が、官僚の答弁ではなくて、自分の言葉で政治を語る。しかも、本音でこの国の将来をどうするかというのを、総理を初めそれぞれの大臣が率直に質疑をするあるいは答弁をするという姿

が、国民の皆さんには、非常に政治がわかりやすい、そしてそれは本音だと。痛みの伴う改革にも国民の皆さんがそれなりの理解を示しつつある。

昨今のテレビは、朝に夕に、国会のやりとりがこれまでのワイドショーよりもはるかに国民の関心を呼んでいる。これは、政治が確実に変わり始めた。そのことは、我々議員一人一人も、与党も野党も変わらなければならない。我々は、ひとえにグループとか政党の枠を超えて、我々の未来に、そして当面の困難な問題に本音で議論を進めていかなければならないというふうに思います。

そんな中でも、小泉内閣の御意見番として、塩川財務大臣、最近テレビを見てみると、塩じいなどと言われて、大変、私のホームページにまで、全く知らない人から、塩川さんを応援してやっってくださいというメールが入ってくる。私は、これもまた新しい現象だということに思っております。それはひとえに、これまでの大蔵省をバックとした大蔵大臣の答弁とかそういうことではなくて、内閣の屋台骨として、また政治家として、塩川財務大臣のそうした本音の議論、答弁というものがそれなりに国民の皆さんに率直に受け入れられているのではないかと、私自身はそう思います。

本題の質疑に入る前に、こんな世の中の評価に対して、財務大臣は、もう一カ月がこの内閣は過ぎたわけでありますが、どんな感想を持っておられるか、一言伺いたいと思います。

○塩川財務大臣 非常に答弁しにくい話でございますが、そういう評価は、私には全然関係ないような、イメージとは関係ないように思います。ただ、私は塩っぱい人間でございますので、だからそんなあだ名がつけられたのかなと思っております。

しかし私は、就任いたしましたときに、新聞記者会見で冒頭に申しましたように、財政、金融とかそういう高度な技術的なことは知識がございませぬし、なかなか勉強も及ばぬことでございますけれども、国民一般が常識として考えておる財政問題あるいは金融問題については、常識事として

はそれなりの判断ができるように思っておりますので、その範囲内において全力をもって、国民を中心とした財政問題、金融問題、そういう面に分の努力をしてみたい、その気持ちは今も変わることがございませぬで、委員の諸先生方の御指導をむしろ仰ぎたいと思っております。

○伊藤公介委員 どんなにいいものも、ある程度の塩がきいていないと味もよくないわけでありまして、ひとつ小泉内閣にそれなりの塩をきかせて、これからは御活躍をいただきたいと思っております。

さてそこで、財政再建についてまず伺います。小泉内閣は、来年度の公債発行額を三十兆円以下に抑えるという目標を掲げました。実は、かつて橋本内閣の時代に、小泉総理は厚生大臣、亀井さんは建設大臣、それから麻生君が経済企画庁長官、そのとき私は国土庁の長官として一年弱、毎週の閣議に参加をさせていただいたわけでありまして。そのときに、橋本内閣も実は構造改革を掲げました。

しかし、その中で、閣議で、私は今でも鮮やかに覚えているのでありますが、一律七%、聖域なしに削減しろと総理の指示があったわけでありまして。そのときに、小泉厚生大臣は、一律に七%ということは難しいと。年金、医療、介護、間違いなく、黙っていても、当時七千億、八千億、今日では毎年、兆円ずつ医療費でもふえていくという現状であります。そうではなくて、一律どうするということではなくて、削らなければならぬところと削ることができないところのめり張りをつけて、構造を変えることではないかという議論がそのときありました。その中で、亀井建設大臣は公共事業をもっとやるべきだ、こういういろいろな主張がありました。

期せずして、このときの橋本さん、小泉さん、麻生さん、亀井さんそれぞれが自由民主党の総裁選挙に相まみえるということになったわけでありまして。総裁選挙以来公約をしてきたことを、小泉内閣

は今まさにその路線でこの内閣の方針を決めている。私はこの方向は非常に、今この六百六十兆円にもなつて、一日二百八十五億円、一時間我々がここで議論をしていると金利だけでも十二億円、一分千九百七十九万円も金利がどんどんかさんでいく、おちおち座つてもいられないような状況の中で、それぞれの御家庭では自分たちの子供たちや孫たちに借金だけは残すまいと、どんな家庭でも考えている。我々の国の財政や地方財政は、子供や孫の時代に借金を残してはいけませんが、私は、政治家としてまた総理として、この決断は、まさに時代にこれから大きな評価をされる決断であらうというふうに思います。

そこで問題は、その構造改革をどのようにしていくかということですが、既に今、総理を初め閣僚の皆さんがいろいろな構造改革の内容に少しずつ入りつつございます。それに対して既に、従来のことを継承していくべきだと、いろいろな声がございます。

そんな中で、まず財務大臣が、特に日本の財政をこれからどうするかという一番の責任者にいるわけでありまして、どのような決意でこの構造改革を進めていくのか、まずその決意を伺いたいと思います。

○塩川国務大臣 私、今の財政構造の改革の一番基本的な考え方は、今までは右肩上がりの時代でございまして、その精神文化になれてしまつて、その延長線ですべてのことをやはり考えておつた。時代の変革のときだと言いながらも、どうもやはり右肩上がりの習慣なり慣行に引きずられて物々考えていく傾向があつた。

従来の景気回復で政府がとつてまいりましたのは、まずは、とりあえず景気の落ち込みを防ぐために公共事業を中心とした補正予算でこ入れしてまいりましたが、約百十兆円、この五年の間にそのぐらいの金額をつぎ込んできたと思つております。

ここで考えなければなりませんのは、ただ、そういう需要を喚起して、需要を拡大していくのみ

で景気回復を図つていこうとしても、ここには限界があるということがわかりまして、そのためには、やはり規制を緩和して、右肩上がりから右肩水平の時代にふさわしい制度に変えなければならぬ。この制度改革がおくられておると思つておりまして、今そこに我々が懸命の努力をすべきだと思つております。それが、総理の言うところの構造改革なくして景気回復なしという根本精神かなと私は推測しておるのでございます。

私は、財政の責任者といひまして、そういう従来からやつてまいりました路線の中で、改めるべき点、つまり、しっかりと今後とも継続して発展させなければならぬ路線と、もう既に政策的な用務というものが程度達成されあるいは薄れてきたようなところ、そういうものに対しては薄れは見え直していくというめり張りをつけなければ、この転換はできないのではないかと。そういう考えで今いろいろなことを勉強しておる最中でございます。成案を得ましたら逐次御報告申し上げます。御協議賜りたいと存じております。

○伊藤（公）委員 ありがとうございます。それでは、経済対策のオフバランス化について伺いたいと思いますが、最近新聞紙上でも読ませていただきましたが、大手十六行の二〇〇一年三ヶ月の決算が発表されました。大手行は下半期において四兆四千億円の不良債権を最終処理したわけでありまして、同時に三兆四千億円の不良債権が新たに発生したという発表を伺いました。今後三年間に最終処理を要する不良債権の残高は十一兆七千億近くあると言われているわけでありまして、

これから三年間にこの最終処理を迫られるわけでありまして、不良債権を処理してもまた新しい不良債権が出る、こういう中で、政府が今掲げられました二年ないし三年以内にその処理を実際にできるのか。あわせて、全国銀行協会あるいは経団連、金融庁によります債権放棄の指針づくりがどうも難航していると言われているわけでありまして、その検討状況について伺いたいと思いま

す。

○柳澤国務大臣 私ども、不良債権につきまして、とにかくその認識、レコグニションというんでしょうか、それを隠し立てとかあるいは間違つた解釈をするとかということをやめよう、しっかりと把握しよう、その上で必要な十分な引き当てをするということで金融機関の健全化というものをつくつてまいりましたわけですが、ここへ来まして、やはりそういうことだけではなかなか日本経済が、バランスシート不況という不良債権の桎梏から抜け出て新しい活力を取り戻すわけにはいかない、こういうようなことを考えるに至りまして、間接処理にとどまらないで、直接オフバランス化というか、小泉総理の言葉によれば最終処理をするということを決意して、そのスキームの作成に取り組んだわけでございます。そして、私も、既往の分については原則として二年でこれを最終処理する、新規に発生する分については三事業年度間でこれを最終処理する、こういうスキームをつくつたわけでございます。そのあたりのところまでは金融庁独自の作業でこれを運んできたわけでありまして、その他の問題を含めまして緊急経済対策にこれを盛り込んだというところで、これが緊急経済対策に取り込まれたという経緯でございます。

そこで、そういうことが緊急経済対策に盛り込まれたわけでございますけれども、一体それは可能なんだろうか、こういうお尋ねでございます。

先ほど先生御指摘のとおり、主要十六行につきまして決算の状況が発表されて、特に私ども、まずこの不良債権の最終処理に当たつて現状がどういふことになっているかというものをしっかりと把握しないといけない、土台を把握しないといけない、発射台を把握しないといけない、こういう考えから特別の調査をいたしました。これが明らかになったわけでございますけれども、私どもが考えているいわゆる破綻懸念先以下の債権というのは、十三年三月末で今先生御指摘のよう

に十一兆六千億余り、こういうことになっているわけでございます。

その前にちょっと申し上げますと、いわゆる不良債権、これは要管理先債権以下のものを不良債権というふうに申し上げるわけでございますけれども、この推移を見ますとどうなつていくかという、十三年三月末、つまり一事業年度前と今回の年度末とを比較いたしますと、これは四千六百三十億ほど減つていまして、これは減つていまして、その中身を見ますと、我々が今回処理をするという破綻懸念先以下の債権では二兆一千九百四十億も減つていまして、これは要管理債権では、不良債権、四千六百三十億の減少にとどまつたのは何かと申しますと、これは要管理債権が逆に一兆七千三百億ほどふえた、こういうことがあつたおかげで、要管理債権までトータルしたところでは実は減少幅が非常に縮小した、こういう現象が今度見られたわけでございます。

そういうことでございますが、では、まず第一に、十一兆六千億余りの既に発生した破綻懸念先以下の債権は今後二年間でこれを処理することができようか、こういうことでございますけれども、私も、私どもは、自然体でも半期で四兆円余りの処理をしていけるという現象がありますので、これをアクセラレートすることによって、多分残つていられる部分というのはより難しい部分ではあろうけれども、不可能な数字ではない、このようにとらえているということでございます。

それでは、その次に、さらに悪化してくる、破綻懸念先以下に落ちてくる債権のテンポは一体どうなんだろうか、これが次の新規発生について三年以内にこれを処理するということに結びついていくわけでございますけれども、私も、今度要管理債権がふえた、一兆七千三百億ほどふえているわけですが、その要因は、確かに景気の状態が悪いということによつて要管理に落ちてきているものもあるんですけれども、もう一つは、より金融機関の資産の認識というか、債務者区分の認識

というものが厳しくなつて、特に、条件の変更に当たつて、債務者の信用リスクに応じて本来に乗せすべき金利がとれていないということでもってこれを要管理にしてしまふ、こういうことが厳しく行われました。そんなこともありまして少しふえておるといふようなことを考えますと、これはいたずらにこれからどんな破綻懸念先以下に落ちてくるということも考えなくていいのではないかと、こんな面も率直に言つてございます。何とか私もこのスキームをやリ遂げてまいりたい、このように思います。

最後に、不良債権のオフバランス化について、銀行界、経済界等とガイドライン作成を政府の働きかけのもとで今やつていただいております。ございませうけれども、これにつきましては、今般、関係者の精力的な御努力の結果合意に達しまして、近いうちに第 1 回会合が開かれる、こういうことを聞いております。

○伊藤(公)委員 当面の最大のテーマでありますから、我が国の金融の一番、皆さんも期待しているし、力のある柳澤大臣がひとつしっかりと取り組んでいただきたいということを申し上げておきたいと思ひます。

さてそこで、最近、構造改革の中で、道路特定財源の問題が非常に大きなテーマになつてまいりました。私は、方向は賛成であります。いろいろな法律を見ると、もう四十年、五十年前につくられた法律で、その目的税ですつと来ているということ自身をもう我々は見直していくべきときが来ているのではないかと率直に思ひます。

そこで、この特定財源の見直しでありますけれども、法律は厳然としてあるわけでありまして、現在の道路整備五カ年計画は平成十四年で終了するということになりますと、十五年度からということになる。今、政治はスピードを求められています。私は、法律を変えなければならぬということもあります。しかし、今の法律の中で、もうことしからできることもあると思ひます。来年もやれることがあると思ひます。大臣としてはどの

ように取り組まれていかれるのか。最近のニュースを見ておきますと、この道路財源を都市整備や鉄道事業などにも振り向けていくということで見直していったらどうかという意見もあるようであるが、どのようには取り組んでいかれるのか、まず伺いたいと思ひます。

○堀川国務大臣 私は、就任早々にこの特定財源の問題を改善すべきであるということを提案した一人でございますが、そのことを思ひますと、さつき伊藤さんおっしゃいますように、この特定財源がつくられた一番最初の淵源を見ますと、もう既に五十年前になつてまいりました。

その当時は、日本の復興から経済成長への経済基盤の造成ということが主体なテーマでございまして。そのためには、道路網の整備ということに特定財源を使つて、それを整備に鋭意努力してまいりました。

その一方においては、我々の生活の拠点でございします生活部面、あるいはまた流通あるいは金融とかを扱うところの都市問題、この解決の問題が少しおくれまいりましたことは事実です。

そういうこと等から見て、現在の国土の整備の状況は、そういう生活あるいはビジネスセンターの整備、そういうものを早急に急がなければならぬという事態になつてまいりました。

そういたしますと、このガソリン税あるいは重量税あるいは揮発油税等が制定されたその当時の目的を逸脱しない範囲内において、都市整備の関係あるいは生活環境の改善のためにこの財源を使うということは当然の方向ではないか、こう思つております。

したがつて、とりあえず、法律の改正は必要でございませうけれども、その間にできる限りのことについては、私たちは特定財源としての用途を拡大させてもらつて、都市整備面と生活面、あるいは公害問題等における、要するに自動車等からきますところの都市的な諸問題等の解決のために利用させてもらいたいというのが念願であります。

○伊藤(公)委員 道路特定財源の一般財源化の方向も今問われているわけですが、現行の特定財源は、今、当初の税率よりも暫定的に割り増し税率になつてゐるわけですね。例えば、揮発油税は、本則ではリッター当たり二十四・三円、しかし現在では四十八・六円になつてゐる。あるいは地方道路税では、本則では四円四十銭ですが、現在では六千三百円になつてゐる。この割り増し税率の部分についてどうするかという議論もございします。

これを環境税に転用する考え方はどうかということも今テーマに上つてきてゐるようでありまして、この小泉内閣がいわゆる循環型社会というものを大きな政策の柱にされてゐる。また、総裁選挙のときにも、環境を自分はこのからテーマにして、いきたいということを総理はそのころから述べておられました。

今、世界の趨勢も、環境はまさに地球規模で大きなテーマになりつつあります。今、炭素税のようなのを、オランダ、デンマーク、スウェーデン、ノルウェー、フィンランド、いずれもそういう税制が設けられてゐます。イタリアやイギリスやフランスでも、環境を考慮に入れた税というものを今考えられてゐる。

そういうことを考えますと、私は、二十世紀の日本は、結論だけ申し上げれば、やはりこれからは科学技術創造立国だ。しかし、これまでの五十年と次の二十一世紀の違いは、私は、プラス環境だ。つまり、科学技術創造立国と環境先進国日本、これが私は二十一世紀のキーワードではないかというふうに通つてきてまして、そういう意味では、この環境税というものは、日本の二十一世紀の方向を示す税という意味からも、非常に私はいはテーマではないかと思ひますが、財務大臣のお考えを伺いたいと思ひます。

○村上副大臣 伊藤筆頭理事の御質問にお答え申し上げます。

道路特定財源の見直しについては、具体的内容、時期については、先ほど大臣が申し上げたように、これからの検討課題であると考えております。

ただ、環境税の問題に対する税制面の対応というのは、非常に時代に合つたとらえ方、考え方だと思ふのですが、四つポイントがあると思ふので、一つは、これは特別税だけに、本当に国民の理解と協力が得られるかどうかということもきつとまず確認しなければいけないと思ふのです。

それから二番目に、環境問題に対する施策全体として、その中で税制の具体的な位置づけをどうするかということも、やはりきつと踏まえなければいけないと思ひます。それから三番目は、国内外における議論の進展を見つ、これは P P P、ポリユーター・ペイズ・プリンシプルというふうな、環境汚染者の負担の原則というものもありますので、そういう問題をどうやってきつとクリアするか。そういうことをきつと考えた上で対応を図っていく必要があるのではないかと、そういうふうな我々は考えております。

○伊藤(公)委員 私は、この税財源を考えると、日本は、日本は行くべき道、環境循環型社会というものがきつと考え方の中に入れてお考えをいただきたいということをこの機会に申し上げておきたいと思ひます。

時間がなくなつてまいりましたけれども、さて、地方交付税の見直しについても昨今議論をされてゐるようであります。

私は、かつて自治省の政務次官として仕事を、年々させていただいたことがございします。この地方交付税も、もう法律ができてから五十年、やはり地方と国との関係を見直さなければならぬときが来た。この小泉内閣でも、私はこれから非常に大きなテーマになつていくだろうと思ひます。

すなわち、国と地方の関係をどうするか。あるいは、地方分権が叫ばれてゐますが、税の流れをどうするかということがこの構造改革の根本です。

どうするかということがこの構造改革の根本です。

から、底流ですから、私は、そういう意味で、今よく言われておりますように、例えば、ここはもうほとんど変わっておりませんけれども、平成十年度の国税と地方税の数字がございます。国税と地方税の比率は、歳入を見ますと五九対四一、それから歳出は三七対六三、これはパーセントですね。そうすると、丸く言えば、国と地方は、税は六対四、しかし、それが補助金や特別交付金になつて逆に四対六になつてゐる。

こういうように、全部国が上げてきて、三千二百三十二市町村を平均化して、こうという税のあり方ではなくて、これからは、ある一定の生活水準になつてきたら、もつと個性的な地域づくり、町づくりをしていけたらいい。人間の生き方も、今は、みんな平等になろうというのではなくて、みんな一人一人の個性を大事にしようという時代ですから、町づくりや地域づくりも私はその方向だと思ひます。そういう意味で、この地方交付税の見直しを抜本的にやつていくべきときが来たのではないかというふうに思ひます。

また、塩川大臣は、約一％くらいはどうかという最近の御発言も伺つてゐるわけですが、この地方と国との税のあり方をどのように大臣はお考えになるか、お伺いをさせていただきます。

○塩川国務大臣 伊藤さんは税の面から国と地方の関係を言つておられますが、私は、この税の問題を、国と地方そして地方分権を議論する場合に、一番根本からやらなければならないと思つております。

それは、先ほども言ひました、右肩上がりのどんどん行こうというどんな社会のときには、どんどんとシビルミニマムそれからナショナルミニマムというものも無限に伸びてまいりました。これが国の財政なりあるいは地方の財政に大きく影響してきておられますので、この際に、そういう地方と国との分権を見る場合に、仕事の分担というものも正確に考えなければならぬと思つて、そこから地方の責任、国の責任というものを明確にして財源の問題等を考え、その中における交付税の

問題というのを位置づけと同時に配分の問題を考へなければならぬ、そういうことを申しておるわけでございます。

これには時間を要しますけれども、とりあえず十四年度予算編成に關しましては、地方財源の一部を何とか国並みに節約の方向を考えてくれなかつたかというのを申し上げておるということを申し上げて、終わりたいと思ひます。

○伊藤(公)委員 幾つかの質問を残して、大変残念であります。まだ道路特定財源の問題がございしましたが、私はこの財源というものを、例えば塩川大臣の大阪も千里ニュータウンがあります。あるいは、千葉ニュータウン、私のところの多摩ニュータウン、こういうところは三十数年前に公団がつくつたそのままですよね。五階建てでエレベーターがない。当時五十歳、働き盛りだった人たちは今八十歳になつてゐます。そこでは車いすで一階には自分の力ではおられない。国が提供した住宅です。私は、都市に住んでゐる人々の住宅政策は取り組まなければならない問題。今首都圏を車で走ると平均時速十七キロです。河野一郎さんが建設大臣のころつくつた首都高速はそのままです。

世界の人々が今二十四時間で飛び立っています。あの成田の国際空港は二十三日以降は一切離発着ができません。私は、今日日本に來る外国のお客様さんが減つてゐる、ソウルよりも東京の国際会議が減つてゐるという現状を見れば、都市再生本部ですか、これには、私は、税の点でも予算の財源の点でも、思ひ切つて考えていただきたいということ強く大臣にお願いをして、質問を終わらせていただきます。

○山口委員長 次に、谷川隆義君。

○谷川委員 公明党の谷川隆義でございます。

小泉内閣が発足をいたしましたので、大変高い支持率で今やつていらっしゃるわけでございますけれども、小泉総理は構造改革なくして景気の回復なし、このように常々おっしゃつておるわけでございます。

我が国戦後経済のあり方を振り返つてみますと、大変いろいろな問題があった。うまく経済が回つておるときにはよかつたわけでございますけれども、例えば経済構造の中に株の持ち合いの制度等がございまして、機関投資家が上場しておる企業の株を所有してゐる、そういう状況の中で、一般投資家が大量に買取られておらないような状況があつたわけでございます。その持ち合いの結果、株主総会がいれば形骸化しておるというような状況がしばらく続いて、現在もそういうような傾向がまだあるわけでございますけれども、そういう状況をやはり改革をしていかなければならぬ、まさにこの構造改革をやつていかなければならぬ、こういうことで今株の持ち合いが解消されつつあるわけでございます。それは大変いい方向でございます。

また、一般の投資家が株式市場に参入をする。我が国の経済構造を見ますと、主に間接金融が主体で戦後の経済が参つたわけでございます。これを直接金融にシフトをしていくという意味においても、この個人投資家が株式市場に参入をする、個人投資家の割合がふえてくるというのは大変好ましいことでございます。

今回、このような状況の中で、株式市場の状況等を勘案して、緊急経済対策を与党三党で立ち上げ、答申を出したわけでございますけれども、私もそのメンバーとしていろいろ私自身の意見も申し上げたわけでございます。その中で、個人投資家が株式市場に参入をする際のいろいろな障害がある、その一つはやはり税の問題もあるだろう、こういうことでこの税の問題を検討したわけでございます。

それで、五月の二十八日に、予算委員会が私が塩川財務大臣にお聞きしたことがございます。それは、今回、最終的にこの緊急経済対策の中に盛り込まれたのは、一年以上所有しておる株式を売却して譲渡益が出た、この場合に百万までは非課税にしてあげようという制度は、これは今、入れたわけでございます。しかし、今現在、

御存じのとおり、株式の譲渡益課税については申告分離方式と源泉分離方式と二本立てになつておるわけでございます。その二本立ての中で私どもは、この申告分離の税率が現在二六％でございますから、これを二〇％に引き下げる必要があるだろう、また、譲渡の損失が出た場合にこれを繰り越しをする制度をやはりつくる必要があるだろう、五年程度の繰り越しをすべきだというようなP.T.の中の議論もあつたわけでございます。そういうことを含めて、この五月の二十八日に塩川財務大臣に私が質問をさせていただきました。

そのときに大臣は、二本立ての期間が二年あるので、二年後、一本化した段階で税率の引き下げも考えておる、こういう御答弁をされたんですね。ところが、その日の午後、また別の議員が質問をした折に、一歩踏み込んで、二年後ということではなくて、この会議録を見ても、前倒しでこの税率の引き下げをしたい、こういうふうにもおっしゃつたわけでございますので、答弁が変わつておるわけでございます。

まず最初に、財務大臣がどのようにお考えなのか、もう一度御答弁をお願い申し上げたいというふうに思ひます。

○塩川国務大臣 谷川先生と同じ質問を小林さんがやつたかと思つておりますが、そのときに、小林さんの質問の中では、できるだけ急ぐべきじゃないかというお話が結論であつたと思つておりまして、それに対して、これは三党協議の問題でございますから、でき得れば私も早くやつてもらつた方がいいと思つておることを申し上げておきました。この問題は谷川先生が直接関係しておられる三党協議の中で議論されておりました、私の個人的な考えといひましようか、財務省としては、できるだけ早く一本化してほしい、こう実は思つております。

でございますから、一本化することによつて損益計算のそういう手法も入れられるし、また、税率の改正というものもできると思つておりまして、私も同様にできるだけ早い時期にやつても

らったらと思っておりますので、三党協議の方にも私の方からも申し入れていきたいと思っておりますので、その際はよろしくひとつお願いしたいと思ひます。

○谷口委員 であれば、私の答弁のときにえらい消極的だなどというように思つたわけですが、それは、やはり私がPTの中でいろいろ発言し、言つておつたわけでございますけれども、そういうことも考慮に入れていただいて、私のときにもそういうようにおっしゃっていただいたら、こういう再び繰り返すことはなかったわけでございます。

ですから……（発言する者あり）それはそうじゃないじゃないですか。いや私の方は、最終的には与党の協議の中でせひそういう意見をまとめたから、政府の中でせひそういう意見をまとめたから、一刻も早くやつてもらいたい、こういうことを申し上げたわけでございます。

ですから、ぜひそれはその観点で進めていただきたい、このように思うわけでございます。あと、また言いたいことは山ほどあるのですけれども、これはこのぐらいでおきまして、あと金庫株についてちよつとお聞きいたしたいわけでございます。

この金庫株は、これは私もまたこの法案についてかかわつておりますけれども、御存じのとおり、現在、自己株の取得というのが限定的に認められておるわけですね。例えば自己株を消却する場合だとか、また、ストックオプションで自己株を得た場合だとか、合併をした場合に自己株を一時的に取得した場合だとか、これは限定的に自己株式を取得することを許されておるわけですが、これも、これを原則自由化しようという法案を今回提出することになっておるわけでございます。

それで、この法案は、自由に取得し、保有し、これを処分できるということでございます。そういうことになりましたと、一方で現在、自己株の、一般的に原則的に認められておらない状況の中で、インサイダー取引だとかまた相場操縦という

ようなことがあるわけで、現に摘発をされておるわけでございますけれども、そのような可能性といひますか蓋然性が高くなつてくる。こういうこともございまして、与党協議の中でも、現在の証券等監視委員会の体制を十分な体制にしていく必要がある、このようなことでは意見の集約ができたわけでございます。

そうなりますと、この人員の問題を、大幅に人員をふやしていくことが必要だ、このように私も申し上げたわけでございますが、予算上の措置も要るわけでございます。柳澤金融大臣、このような状況の中で今回大幅に人員をふやすということに對してどのようにお考えなのか、御答弁をお願いいたしたいと思ひます。

○柳澤金融大臣 金庫株の制度を導入すること、これは企業の資本政策というか、そういうものの自由度を高めるということで、それなりの意義のある制度だということで、与党の皆さんの御協議のもとでこれが導入をされることと決定を見たわけでございます。

法務省も、これに協力する形で、少し前倒しで検討を進めた結果、今回こういう形になったわけでございますけれども、それに伴つて、今先生御指摘のインサイダー取引であるとか相場操縦の問題がより多く出てくる可能性という危険性がある、こういうことが当然考えられるわけでございます。そして、与党の協議の中でも、その手当てをするようにということで、法令上の手当ては行われることになっておるわけでございますが、さて、その運用をする陣容、体制というものがどうなるか、これが課題として当然あるわけでございます。

一般的に申して、私の感想を申しますと、今回の行政改革というものは、一つは、確かにむだなことをやめている公務員についてはこれを大幅に縮減する必要があるんですが、他方において、事前的ないろいろな統制を行政の手法として用いてきた時代に比べて、今度のような事後チェック型の行政、つまり、できるだけ参入とか

規制とかは自由にして、法律に違背するものについては事後にこれをチェックしていこう、こういう場合には、この行政に必要な要員といひます、これはもうかつての参入規制型のクラブ的な行政の時代に比べてはるかに多くなるということがあるわけでございます。

ですから、同じ行政改革の名のもとで、片方は公務員の数を減らせようということが要請としてあるし、同時に、事後チェック型ですから、これははいや応にもしつかりそのことを受けとめるためには増員が必要だということなんです。世の中というか、なかなか国民の皆さんにそのことが

載然とわかつて御理解いただけたい、いただくのに困難だといふようなことが実はありまして、この点が、私どものように事後チェック型の行政に主として携わる役所としては非常に頭の痛い問題でございます。

しかし、おおいに、行管当局の御理解もいただいておりまして、証券取引等監視委員会の要員も充実を見ておりますけれども、今回の問題で、さらに我々は体制の強化のために要望すべきことはしつかり要望していかなきゃいけない、このように考えております。

○谷口委員 まさにおっしゃる通りに、この人員の配置、充実というのは大変重要な問題でございます。自由になつていただくわけでございますけれども、一方で、その監視をやつていかなければいけない、こういうことで、ぜひ要求していただきたい、人員を十分な体制に持つていただきたい、このように思うわけでございます。

今後の金融全体のあり方の問題でございますが、戦後の金融の状況を見ますと、今までいわば業態的、業態にある種の規則性みたいな、整然と行われていて護送船団行政みたいな形になつておつたわけでございます。銀行は銀行、また証券は証券、また保険は保険、このような状況になつておつたわけでございますが、近ごろは、これも総合的に銀行が証券会社をやる、また保険をやるというように、どんどん垣根がなくなつて

くる。そういうあらゆることを行えるというような状況に、これからはもつとひどくといひます、もつと激しくなつてくるんだらう。そのくらのことをやつていかないと、海外で競争力のあるような企業になるということはなかなか難しいわけでございますから、国としてもまたそういうふうになつていくべきだと思つたわけでございます。

そうなりますと、一部、日本版SECみたいな形で証券業務だけをチェックしたどうか、そこを充実したらどうか、こういうような意見もあるわけでございまして、私は、全体を包含した形で、保険も証券も銀行もチェックできる、こういうような体制を整えるべきではないか、このように思うわけでございますが、これについて御意見を

をお願い申し上げます。

○柳澤金融大臣 我が党内にも、現在の金融行政の体制について、証券に焦点を当てまして、証券の行政体制は必ずしも強くないのじゃないかと。アメリカに目が行きまして、アメリカのSECは随分充実した活動をしているんだから、あれに倣つたらどうかというふうなお話もあるわけでございますけれども、今先生のおっしゃる通りに、大体資金の調達というものがいろいろな形で行われる。

ある資金が必要だといふときに、これを一体、証券貸し付けでどのぐらい調達するんだ、あるいは債券の形でどのぐらい調達するんだ、あるいはエクイティーの形でどのぐらい調達するんだ、そのベストミックスといふか、そういうものを相談しながら、それにこたえていくサービスを提供しなさいといふ。

こういうようなことを考えますと、私も、私どもも、たしましては、むしろ今先生が御提案になられたようなことで、ユニバーサル、金融のサービス全体を包括的に対象として、それぞれに向けた行政の体制といふものを充実していくということが、これから先の将来を展望したときに、最もいい形ではないか、このように考えておるわけでございます。

ある資金が必要だといふときに、これを一体、証券貸し付けでどのぐらい調達するんだ、あるいは債券の形でどのぐらい調達するんだ、あるいはエクイティーの形でどのぐらい調達するんだ、そのベストミックスといふか、そういうものを相談しながら、それにこたえていくサービスを提供しなさいといふ。

金庫等はまだ発足間もないものですから、なかなか思うように、陣容の点からも、またその陣容に制約されて体制が組織されなければならないというようなこともありまして、先生方から見てもなかなか十全というふうには、御心配がある点が多かろうと思うんですが、ぜひ応援をいただいで、我々の体制の充実を図っていくことに御指導、御協力を賜りたい。考え方としては先生の考え方に全く賛同する次第でございます。

○谷口委員 ぜひそういう考えのもとで、体制の充実を図っていただきたいというふうに思う次第でございます。

次に、会計ビッグバンと申しますか、御存じのとおり、このところ企業の世界では、連結が入ったり、また時価会計が入ったり、また年金会計と申しまして、今まで各企業の積み立ての基準が不足しておった、これを積み増さなきゃいかぬというところで、大変な状況のようでございます。

この二〇〇一年三月初期から、売買目的の有価証券の時価評価が始まりました。また、退職年金会計が導入されたわけでございます。二〇〇二年の三月初期におきましては、投資目的の株にも適用される。ですからこの九月初期に、例の金融機関の持っている株の評価の問題で、今大変議論を呼び起こしておるわけでございます。

新光総合研究所という民間シンクタンクの報告によりますと、五月の二十八日までに集計した東証一部の三月初決算企業四百八十九社は、このような会計制度の変更によって合計五兆七千六百億円の特別損失を計上した、これにより、経常利益の合計九兆一千三百八十八億円の六三・％になつておる、昨年の四五％をかなり上回っている、こういうような報告があるわけでございます。日本経済全体にも大変大きな影響を与える会計ビッグバンがもう既に始まっておるわけでございます。そこで、初めに一つお聞きしたいのは、連結が始まりましたので、連結に伴って、政府の方は税体系、連結納税を採用していこうということで、来年度から連結納税制度を採用する運びになつて

おるわけでございます。

そこで、連結納税についての現在における考え方を大臣にお聞きしたいわけでございます。が、実は、この連結納税には、大きくはアメリカ型とフランス型があるということになつておるわけでございます。

アメリカ型というのは、持ち株割合が八〇％以上の子会社を連結対象にして、内部利益、要するに、親会社、子会社間の取引がございまして、その内部損益をほぼ完全に調整し、一つのグループを単体の企業としてみなすようなやり方なんです。ですから、計算は非常に複雑なやり方になつてまいります。

もう一つはフランス型と申しまして、持ち株割合が九五％以上の子会社を連結対象にし、それぞれの会社の課税所得をまず初めに計算して、それらを合算してグループの課税所得を計算する、こういうようなやり方があるわけで、フランス型は、一般的にアメリカ型に比べて簡便であるというように言われておるわけでございます。

今大きくはこのような二つの方式があるわけでございますが、現在検討されておられる連結納税の制度は、我が国ではどういふような方式を採用されようかと検討されておるのか、御見解をお聞きしたいというように思います。

○尾原政府参考人 お答えいたします。

企業関係税制、今年は分割の税制を御審議いただきました。これからの課題といたしまして連結納税制度が大変重要な課題でございます。現在、既に政府税制調査会の法人課税小委員会において検討を再開してございます。既に、昨年にこの法人課税小委員会において検討すべき論点というのを公表してございまして、現在の状況は、その論点について、一つ一つ御審議をいただくという状況にまづなつておるわけでございます。

その中で、採用すべき連結納税制度の仕組みといたしましては、先生は専門家でございますのであれでございますが、イギリス、ドイツのようないわゆる損益をつけかえるような方式ではなく

て、アメリカやフランスのような本格的な連結納税制度を入れるべきである、そこも方向が出ておるわけでございます。

それで、確かに、アメリカとフランスの連結納税制度、どのような法人を対象にするのか、一回入った加入と脱退をどうするのか、投資修正をどうするのか、今言われましたお話でございますけれども、いわば納税義務をどのようにかけるかというところいろいろ違つてまいります。

私も、そのような点を一つ一つ検討してまいりたいと思つておりますけれども、基本は、この制度は二十一世紀の我が国のインフラになる制度でございます。やはり、税の公平という立場から、また我が国の実情に即したものであるか、このことから検討を進めてまいりたいと思つております。

○谷口委員 余り企業に対して事務負担を押しつけるというのよくないもので、私は、やはりフランス型がいいのではないかと。要するに、各企業で所得計算をした上で合算するというような形がいいと思ひますが、大臣、一言。

○塩川国務大臣 今主税局長答へましたように、検討中でございますので、とやかく言うほどのものでは、まだ私は申し上げられませんが、私個人としては、フランス型の方がわかりやすいと思つておる。アメリカのようにはごちゃごちゃにしてしもうてトータルでこうやというよりも、やはり、個々に業績をきつと評価し、それを決算に出して統括するフランス式の方が日本人はわかりやすい。

しかし、この成り行きを見ましたら、グローバル化の世の中でございます。アメリカと日本との企業との関係というものは非常に強いこととございまして、成り行きにつきましてはいかんともし上げられぬと思つてございましてけれども、十分勉強いたしまして結論を出したいと思つております。

○谷口委員 これも喫緊のことで大分検討されておると思ひますが、ぜひ私自身の考え方も

入れてやつていただきたいというふうに思う次第でございます。

○尾原政府参考人 連結納税制度はそれぞれの国によつて違つて、アメリカ型、フランス型とはつきり分けられているものではないように思ひます。要は、我が国の実情に即し、課税の公平の観点からどういふものが望ましいのかという観点から、検討を進めさせていただきたいと思つております。

○谷口委員 わかりました。そういうことでよろしくお願いいたします。

それで、さっきの会計ビッグバンのことに戻るわけでございますが、今、連結だとか時価会計だとか、また年金会計だとか、こういうように大きく企業経営が変わつておるわけで、日本経済全体に大きな影響を与えておるわけですから、このような会計ビッグバン全体について、柳澤大臣の御見解をお伺いしたいというふうに思います。

○柳澤国務大臣 経済社会がボーダーレス化して、物の移動のみならず、資本の移動、資金の移動というものが非常に盛んになつてまいりましたので、勢い、信用度をはかるとか企業を評価するとかという指標としての会計基準、これが国際化するのには当然の成り行きか、このように考えております。

基本的には、私は、フリー、フェアそれからワールドワイドというか、そういう観点から会計基準の国際化、つまり国際会計基準の導入というものが必要であるということをお自身も認める立場でございます。ただ、私、先生がそういうことをお聞きいただいたのであえて申し上げるんですが、そういう中でも、各国は、しっかりと説得力を持つ理由のある項目については、そういうグローバルスタンダードに対してローカルスタンダードというものを、はつきり根拠を挙げて主張するということをやつておるわけでございます。

そういうこともまた我が国の会計制度を考える場合には私は必要だというふうに思うわけござい

いまして、こういう点について、やはり日本の国民とか関係者は、もつと鋭い感覚を持って、言うべきことは言う、こういうことをやっていく必要があるんじゃないかということを、どの点かなんというところは申しませんが、いささか感じているというのが私の率直な感想です。

○谷口委員 実は、私も大臣の考え方に近いわけでございます。

グローバルゼーションと申しますか、大きな一つの流れがあつて、それをそのまま、いわば安易に受け入れるわけじゃなくて、我が国の置かれておる現状とか、我が国の今までの慣習とか、こういうことを念頭に置いて、こうあるべきだという意見をやはり持たなきゃいかぬ。この上で、国際的な大きな流れを受け入れるというような考え方に立つべきだと思つておるわけです。ですから、何でも受け入れるというような状況は、私は好ましくないなというふうに通つておるわけでございます。

それで、今具体的に申し上げますと、今回の証券市場等活性化対策プロジェクトチームというのは、与野三党でやまして、そのときにも固定資産の減損会計の話が出てまいりました。これについて、この中間報告では、地価の動向だと株式市場への影響だと企業活動の実態等を踏まえ、その円滑な実施に十分配慮しながら整備を進めるといふような書きぶりになつたわけでございますが、我が国の置かれておる状況を勘案して、この固定資産の減損会計の導入について、大臣の御見解をお伺いしたいと思ひます。

○村田副大臣 お答えをいたしたいと思ひます。この分野におきまして、谷口先生が大変経験も知識も深いということはよく存じているわけでございますが、固定資産を含みます、土地の、会計上どういふふうに取り扱うかにつきましては、今、企業会計審議会について議論が行われているというふうに通じております。こうした問題についての情報の開示のあり方についてでございますけれども、情報開示の方法とか情報の有用性とか

あるいはコストというものを考えて審議をしていかなければいけない、こういうふうに通じます。不動産につきましても、金融商品等と異なりまして、客観的な時価を、価額がどうなんだということ把握するのが大変困難であるということ。それから、先生、注記をしたらどうかとかいう話を聞いておりますけれども、それにつきましても、今度は含みの方が、益の方はどう評価するかという問題もあるし、それからあと、情報開示のコストをどう考えていったらいいかというなかなか難しい問題があるかと思ひますが、審議会の審議の状況なんかを踏まえて、私どもも研究してまいりたいというふうに通じております。

○谷口委員 時間が参りましたので終わります。一つ、販売不動産の時価評価の問題があります。この問題は、五〇%以下下落した場合について評価減をするということですから、あれは実は、底だまりのところでは評価減されてないところが多いということをお大臣に申し上げまして、終わりたいというふうに通じます。

○山口委員長 長妻昭君。○長妻委員 民主党の長妻でございます。本日は、民主党の金融問題監視委員のメンバーとしても発言をさせていただきますと思ひます。よろしくお願ひします。

まず、本日のテーマであります短期社債等の振替に関する法律案と株券等の保管及び振替に関する法律の一部を改正する法律案、この双方についてお尋ねします。

両方とも、振替機関は株式会社でもいいというか、株式会社とするというふうになっておりますけれども、この株式会社には金融庁の職員だつた方が就職されるというふうなことがあると、昨今いろいろなことが、天下り等々の問題が指摘されることもあるわけでございまして、ここでの法律でできる振替機関である株式会社には、金融庁の職員であつた方は再就職しないというふうなことで一言御答弁願ひしたいと思ひますが、いかがでしようか。

○柳澤国務大臣 これは、どちらかの院の本会議場でも御質疑をいただきました。

私、そのときに申し上げたことは、公務員制度の改革を含む行政改革の趣旨を十分踏まえて、役員等の人材配置と申しますか、そういうことについては対処していきたい、こういうことを申し上げたわけでございます。

先生、今、より具体的に、金融庁OBの天下りはないということを確認しろ、こういう仰せでございますけれども、私、公務員制度の改革の中には当然天下りのことも入っておりますので、役所の権限をかさに着た押しつけであるとか、あるいは特別のコネクションを期待してどうのこうのというふうなことは、これはもう公務員制度の改革の中身として排除されていると思ひます。

しかし、やはりいろいろな意味での専門知識、今まだ日本は金融のビッグバンから幾ばくもありませんので、金融に携わつて専門知識を持つていろいろな実務をこなしていく、あるいは、さらに言えば、もつとストラテジックに将来の展望を自分自身が考えていろいろやっていくというようなことを考える能力のある方というものは、やはり制約があるだろうと思ひます。

ですから私は、そういう専門知識が買われてどうこうという問題については、だからやるというわけじゃないですよ、そうではなくて、そういうことについては、完全に扉を閉ざしてしまふことによつて有為な人材を積極的に活用できないという弊害はやはり避けるべきだろう、このように考へておりました。要は、行革それから公務員制度の改革、この精神を体してちゃんとした、しっかりとした対応をしていく、こういうことを申し上げて御答弁にさせていただきます。

○長妻委員 すっぱりと明言というのは、前回も天下りの禁止問題で質問させていただいたときに似たような、本当の単なる天下りは問題があるけれども、ヘッドハンティング的な、専門知識を生かすのはちよつと区別した方がいいんじゃないかというお話がありました。特に、金融庁というの

は強大な権限を持つお役所でもありますので、そこら辺の切り分けのガイドライン的なものをぜひ御検討賜りたいということを前回の質問のときもお願い申し上げましたけれども、一言、御検討をさせていただくというのをもし御答弁いただければありがたいんです。

○柳澤国務大臣 私、公務員制度改革の文書の確定版というのを私自身が今知つておりません。したがつて、完成の晩にそれらを読み合せて、必要であれば今先生仰せのガイドラインというふうなものについても検討を及ぼすということをお願い上げておきたい、このように思ひます。

○長妻委員 本日議題となつて法律案というのは、緊急経済対策の一環というふうに通じておりますけれども、本当は、緊急に経済対策というんでは、緊急に抜本的な経済対策をするということも本当に必要だと思つておりました。その観点から、かねてからも言われております不良債権の問題で、柳澤大臣にいろいろお尋ねしようと思ひます。

東京三菱銀行ショック、こういうふうな業界の中で言われているショックという言葉があるんですけれども、これはことしの三月期末の決算で、私もちよつとびっくりしましたが、東京三菱銀行が、特に要管理債権がべらぼうにあつた。一兆六千億円が東京三菱銀行の要管理債権、これは前年同期比で、兆三千億円も要管理債権がふえた。すさまじいふえ方でありまして。そして、東京三菱銀行の不良債権残高ということで申しますと、金融再生法基準で三月期末三兆四千五百九十億円。前年同期比で一・九倍、約二倍東京三菱銀行の不良債権の額がふえた。これは、ほかの銀行では全然及びもつかないふえ方でありまして。

私もびっくりいたしました。東京三菱銀行のお話を漏れ聞きますと、特に要管理債権の部分がふえたわけですが、何でふえたのかということに関して、貸出先の信用力に応じ、本来取るべき金利が取れていない貸出先を新たに要管理債権に算入した、だからふえたんです、こういうよ

うな説明を銀行側はしているようでありま
そうすると、私はまた今までの疑問が出てき
して、本当に銀行がこれまできちんと要管理債権
も含めた不良債権の査定をしてきたのか、これは
してはなかったんじゃないのかなというような、
また本当に懸念という心配が出てきたわけであ
ります。

当然、その要管理債権というのは、金融マニ
アルできちんと、こういう場合は要管理債権です
と、ある程度のもは検査官も含めて指導されて
いると思うんですが、急に、厳しくしたからこれ
だけふえた。では今までは、東京三菱銀行にも
金融検査が入っているわけなんですけれども、こ
ういふ現象を大臣はどう見られるか。銀行が厳し
くしたからばつとふえる、では、厳しくしていな
ければ、ほかの銀行はそれほどふえていない。何
か裁量が非常に大き過ぎるような気がするのだ
が、どういふふうに見ておられますか。

○柳澤国務大臣 この問題については、率直に
言って、決算の発表があつてからまだそう日が
たつておりませんので、私も、個別の金融機関
の、特にこの場合、要管理債権の取り扱いなん
ですけれども、この詳細にわたる事実というものを
まだ十分個別に聞いていないという状況でござ
います。したがって、ちよつとこの段階で私がコメ
ントをするのはいかなものかと。もちろん概略
の報告は聞いておるのですけれども、私がここで
担当大臣としてきちつとしたコメントをするだけ
の報告というわけでもないものだから、ややコメ
ントをするのは差し控えるべきではないかとい
う気がいたしております。

○長妻委員 私、柳澤大臣には大変期待してい
る立場だと思うんですが、ちよつと今がっかりす
ような御答弁なのでございますけれども。
何しろ二〇〇〇年の三ヶ月期では要管理債権が三
千億円しかなかったのが、今回一兆六千億円、こ
んなにふえた。それは、別に業容が、貸出先の企
業が悪化したのではなくて、今までの査定を
ちよつと厳しくしたというふうには東京三菱銀行は

言われているわけで、こんなに裁量の幅があつて
いいのかなと。

これは、コメントをいたしかねるというのは、
金融庁というのはやはりそういうところを指導す
るといふのも重大な役割であるお役所であるとい
うふうに考えておられます、これは、一推測であ
りますけれども、実は、東京三菱銀行には昨年の
八月から十一月に金融庁の検査が入ったという
ふうに聞いておりますけれども、そこで何か指導を
されて、本当に厳しく査定をしたのではないかと
いうような推測もあるわけでありま。

であれば、ほかの金融機関にも、我々民主党は
緊急一斉検査というのを申し上げておりますけれ
ども、今、みずほなどには入っていないようであ
りますが、再度入つて、東京三菱並みに要管理債
権を見直せ。並みというか、これが当たり前の解
釈だと私は思つておるのですが、東京三菱の今回
とつたこの解釈が、これが普通だと大臣は思われ
ますか。

○柳澤国務大臣 要するに、条件変更債権とい
うものがござります。この条件変更債権になりま
す、これは要管理債権ということになるわけでござ
いますけれども、それでは条件変更とは何ぞや
ということが問題になるわけでございます。

今までは、それが条件変更の結果、条件変更と
申しますか、条件を改定時に、決めるときに、そ
の企業の経営を支援するような目的を持つものに
ついては条件変更債権と認定する、こういうこと
であるわけでございます。

私、聞くところによると、今度のこの条件変更
債権というのは、変更しなくても条件変更債権と
する。それはどうしてかという、本来とるべき
信用リスクを反映した金利水準というのがあつ
て、それをとつていない。今までの金利水準と同
じなだけ上げても、本来、信用リスクを反映して
これだけ上げるべきじゃないか、そういうものが
設定されなければこれを条件変更と見る、こうい
うような考え方、これは最近になつてそういう考
え方が欧米でも出てきているということですね。

ども、この東京三菱がさうだと言つていられるわけ
じゃなくて、そういうことも関係がある、こう
いうことを聞いておるわけでございます。

もし、そういうことだとしたら、これは非常にボ
リシイというか、政策的な分類、これはなかなか
か、私の立場で断定的なことを今ここでにわか
に申し上げるのは、ちよつと私自身まだ、何も条件
変更していないのにこれを条件変更というか、あ
るべき金利水準が実現されていないからこれは条
件変更に入れてしまおうかというのを、それを要
管理にするかというの極めて難しい問題なの
で、そういうことがあるようですということの中
に上げておきたい、こう思います。

○長妻委員 前半部分は非常に示唆に富むお話
だつたと思うのでござりますが、今のお話を整理
いたしますと、一ポイントとなるところがある
と思うんです。

条件変更をした場合、これは文書か口頭かわか
りませんけれども、今まではそれが要管理だとい
うような発想だつたのが、条件を明確に変更した
という明示的なことはなくても、東京三菱が言う
ように、本来とるべき金利がこの貸出先からはと
れていない、それを要管理に含めるというよう
な解釈だと私は考えておるのです。

そうすると、三菱は当然それを要管理にして、
これは要管理じゃない、けしからぬとは金融庁は
言わないと思ひますので、その意味では、い
そこで大臣が明言されて、要管理債権というの
は、きちんと文書とかあるいは言葉で条件変更だ
と明示的にやらなくても、本来とるべき金利がと
れていない貸出先は要管理なんだよ、これから
そういうふうにしなさいというのを宣言して
いただければ、みんな東京三菱に合つて、この不
良債権の問題も、歩前進する、私は本当にそうい
うふうにお聞きんですが、大臣、思い切つてどう
しようか。

○柳澤国務大臣 これは自己査定なんです。自
己責任なんです。自己査定というのは、自分が
そう査定するというので、監督当局はそれをど

う評価するか。間違つていれば間違ひと言ひ、問
違つていなければそれを認める、こういう立場で
すね。

もし、そうやっていないところが、条件変更し
ていない、だから別に相手、貸出先に対しての支
援目的も何も論ずる必要はないというものがあ
る場合に、いや、おまへはとるべき金利水準がとれ
ていないのだから、それは要管理だと言ひかとい
うことなんですけれども、もしそれで、そういう
査定をした貸出先に何か問題が生じたら、それは
自己責任でとつてくだささいよということなん
で、自己責任による自己査定というのは。

ですから、私は今、自己査定、自己責任とい
うことで各金融機関には処していただきたい、こ
ういふことを申し述べるとどめたい、こう思つ
ています。

○長妻委員 今のお話を聞くと、私が今まで考
えていた金融庁の金融検査マニュアルとか不良債
権の査定というのはもうちよつと厳格だと思つたの
ですが、何か、統計をとる意味もないような、銀
行が自由にある程度決めればよい、それは銀行の
自己責任だから、生懸命頑張つて金融再生法の
不良債権の基準というのを決めたわけだけれど
も、別に、要管理がいろいろな解釈があつてい
い、それは余り金融庁は言わないんだ、どんな
うな金定でもまあいいでしょうというふうな発言
に今ちよつと聞かせるのでござりますけれども、
柳澤大臣、再度、東京三菱並みに要管理を合
せていく、これによつて、海外からの疑惑の目、日
本の不良債権は隠されているんじゃないかとい
う疑惑もちよつとは薄らいでいくんじゃないか
というふうには私は思うのですが、東京三菱並
に要管理はするべきだ、あれは立派だと、再度御
答弁をお願いいたします。

○柳澤国務大臣 金融検査マニュアルでどう書
いてあるかというのをちよつと御披露しますと、貸
し出し条件緩和債権は、債務者の経営再建または
支援を図ることを目的としてというふう書いて
ございまして、債務者に有利となる取り決

行った貸出金ということになっているわけですが、ご意見を。それを前提にして……（発言する者あり）いや、これは要管理です。ですから、これは要管理になるべき貸出し条件緩和債権です。それはもう当然なんです。その中に、今言ったように、市場の状況貸出先の状況からして、本来これだけの金利水準にすべきだということを考えて、別に変えないでいただいても、改定期においてその金利が実現できなかったから要管理なんだというのを金融検査の基準にしろ。これは私はやはりちよつと、東京三菱が問題提起してきましたから、したがって我々これから検討をすることになると思うのですが、今この段階で私に確定的な方針を申し述べろということは、若干もう少し時間的な余裕をいただきたいということでございます。

○長妻委員 本来は、私は、東京三菱のこの英断を金融庁は褒めてやらなきゃいけないと思うのですが、何か余り東京三菱のあれがちよつと違うんじゃないのというように聞こえたのですけれども。

今の御発言で要管理の定義を読まれたわけですが、企業に対する支援ということが言葉にありましたけれども、だからある意味では、本来取るべき金利を取っていない貸出先というのは、これは支援だと私は思うのです。もし支援でなければおかしい話になって、何か銀行とその企業が癒着をして、別に支援じゃなくて、何か本来取るべき金利じゃなくて安くサービスしているというような実態というのはあり得ないわけで、本来取るべき金利を取っていない、それで貸し続けているというところは、支援以外に何か考えられるのでしょうか。

○柳澤国務大臣 日本の金融というものが貸し出し条件、特に金利に信用リスクを反映する、そういうことであったかといえば、率直に言つて、割とそうでない。それは、信用リスクはすべからず担保で保全されるべきだ、こういうのが今までの日本の金融のありようだったわけですね。それが

最近に至つて、担保よりもむしろ金利に信用リスクを反映すべきだ、そういう流れに変わつてきておるわけでございます。現在今まさにその過渡期と言つてよろしいかと思うのです。

そういうときに、一番ベストの形、私は東京三菱の方針というものの、ポリシーを十分評価するわけですが、それをソルレンとするのかということについては、いまだ少しく考えさせていたきたい。これは決して、そうしないとか言つていられない。これは決して、そういうことではなくて、少し検討させていただきたいということ、大変恐縮ですが、重ねて申させていただきます。

○長妻委員 検討というお話がありましたので、言葉だけではなくて、本日に検討をぜひいたしたい。これはいろいろ海外も含めて国内の金融専門家、評論家の方からは、不良債権のことはいろいろまだあるんじゃないかということを言われているわけですので、これはぜひ強くお願いを申し上げます。

そして、今に関連してもう一つの数字でありますけれども、四大銀行グループの総資産に占める不良債権の割合というのは、今回三期末が出ました。三菱東京グループが四・七％、UFJが二・九パー、みずほが二・八パー、三井住友が二・五パーということで、総資産、総貸し出しに占める不良債権の割合が、三菱銀行は五％近いけれども、ほかのグループはその半分ぐらいということ、三菱東京が今回非常に大きくなつていふ。これはまじめに要管理を出したからだと思つておられますけれども、その意味でUFJ、みずほ、三井住友はやはりもうちよつと厳格にする余地が大変あるんじゃないかというふうに私は思ふのですが、柳澤大臣、この三つのほかのグループ、一言感想だけお願いいたします。

○柳澤国務大臣 不良債権の全貸し出しに対する比率というのは、なかなか難しいです。率直に言つて、例えばアメリカの九二年ごろはどうだったかという、これはアメリカのFDIC加盟金融機関の平均でございますけれども、記憶では

五・四七％ぐらいでございます。しかも、アメリカの場合、これは未確認なんですけれども、個別引き当て、引き当てをするときれも残高から落としてしまふ。そうなりますと、分母も分子もそれは落ちますけれども、断然もうききは分子の方にウェイトが高いですから、不良債権比率というのは非常に低いレベルで出てくるわけでございます。したがって、日本のようにこれまで引き当てということで不良債権の処理をしてきたところでは、そういうやり方に比べれば、これは算術の問題でございまして、高目に出るということは当然でございます。

これから我々が不良債権のオフバランス化、最終処理をしていくことになりまして、勢いそういう傾向をこれから持つであろうということとを私は感じておるわけでございます。にわかには貸出債権に対するいわゆる不良債権の残高の比率で何かを論ずるということは、その中身をかなり見てみないと何とも言えないというふうに思ひます。

ただ、私が申し上げたいのは、先生とは全然別の考え方、見方で、あるいは先生のお気にさわるかもしれないけれども、四大グループにおいてはかなり低水準になつてきたというのを全体として感じております。

○長妻委員 それに加えて、私もこの数字もちよつとびっくりした数字なんです。三期末の貸し倒れの引き当て率、例えば、三井住友銀行を見ますと、破綻懸念先という区分に対する引き当てが、旧さくらは七・一三％。旧住友銀行は五・四・五％しか引き当てていない。破綻懸念先に対する引き当てが二〇パーも、片や七〇パーぐらい、片や五四パーぐらいの引き当て、非常に差がある。

金融検査の一つの意味は、ある意味では行政としても政府としてもきちんと不良債権の額を把握し、それを解消することにあるわけでありまして、各行がこれほど違ふ、検査官が入つていふに、何でこれだけ引き当て率が変わつてしまふの

かなという疑問もあります。そして、今まで申し上げた疑問があつて、いろいろな評論家の方も、私もそうでありまして、何か日本の不良債権の問題はちよつと裏があるんじゃないかなという懸念があるわけでありまして。

そして、もう一つ観点を上げて申し上げますと、実際に大手銀行の不良債権の処理というのは、一体何年かかるのか。これはやはりある程度の年限のめどを政府として持たれるべきだということに思ふのです。外資系の証券会社なんかは試算しておりますのは、大抵年間三兆円強の業務純益を全部不良債権の処理に充てても八年ぐらいかかるんじゃないかという試算も出ておりました。もつと長いかかるということもあるんですけれども、まあ八年、私もこれ以上かかるということに考えておるんです。

政府として、柳澤担当大臣としては、大体何年ぐらいで本当にめどがつくんのだよ、終わるんだという青写真を持たれているのか、お教え願ひしたいと思います。

○柳澤国務大臣 まず、引き当てがこれだけ変わつていふこととございまして、基本的に、破綻懸念先の三分類に対しては七割見当というのを私は言ったこともございましてけれども、基本はやはり実績率、合理的なしつかりした根拠のある実績率をそこで引き当てるといふことであるわけでございます。それを、ある銀行は破綻懸念の三分類債権を一括して考える、ある銀行はもうちよつと幾つかにこれをまたさらに細分して考えるというふうなことで、できるだけ貸し倒れの実績に接近していくというふうな引き当て政策というものがあつてございまして、私どもがそれを別に否定する必要はない。その結果としての数字が今先生がおっしゃられたような差異になつてあらわれているということであれば、それはもう合理的な説明がつくわけですから、これは問題にするに足りない問題だ、このように考えております。

そこで、非常に基本的な問題を投げかけられた

わけでございますけれども、一体、日本の不良債権問題というのはいつまでかかるんだ、いつ解決するんだということでございます。

ちよつと申させていただきますと、今先生がお触れになられた、アメリカ系が主ですけれども、いわゆる証券会社のアナリストたちの分析というのは、私どものシステムではなくて、実はアメリカ的なプロジェクトローンのシステムというものを基礎に置いて分析されているということが、今までは、率直に申しますと、民間の人が適当なことを言っているのはやらせておけばいい、我が方は我が方できちつとなすべきことをやればいい、こういうふうにご考慮しておたんですが、余りにも多くの人がアナリストの分析なるものに影響を受けられた言葉に口をさされる、そして私自身もそれになつて、私はちよつと向こうのいろいろなデータをとれましてみたんですが、そうすると、もうこれははつきりとした不良債権の見積りもしてあるというものが判明しまして、それは、我々の方の、事業単位ではなくて事業者単位、つまりコーポレートファイナンスのシステムのもので不良債権の考え方とは積算の仕方でおよそ変わってくる。そういうようなこともあります。

我々は、今いろいろ彼らの積算にもある程度乗って考えているんですが、彼らも、要するに、一九九二年から二〇〇〇年までのところと二〇〇〇年以降のところを分けていらつしやるわけなんです。前者は恐らくバブル期に発生した不良債権の処理の問題、それから二〇〇一年からはそれとは違う現在の経済状況を反映して発生している不良債権の問題というふうに分けられているんだらうと思います。

大ざっぱにしか申し上げられませんが、いづれにしても、向こう側とかアナリストの皆さんもそうですし、我々も大体そういう感じを持っておりまうけれども、バブル期に発生した不良債権の問題は、ほばもう解決がついているか、

あるいは本当にあと一年とかそのあたりで解決がつく。これからの問題は、むしろ二〇〇一年以降に新規に発生する不良債権と我々が取り組まなきゃいけない、そういう段階になっているというふうに分析できるわけでございます。

○長妻委員 ちよつと何年ぐらいという写真がはいまいだつたんですが、バブル期に発生した不良債権はあと一年ぐらいで全部処理できるのではないかと、そして政府が出している二年内は三年というところから、これから三年以内には全部できるというふうに分府府は考えておられるのであります。それ、ではもう、同、三年と。○柳澤国務大臣 先生、不良債権の問題というのと破綻懸念先に対して二、三年でというのをちよつと分けてお考えいただければありがたいと思うわけでございます。

いづれにせよ、バブル期に発生した不良債権の問題というのはほとんど処理の終えんの時期に近づいているということ、そして新規に発生する不良債権という場合の不良債権は、いわゆる要管理債権等を含んだ、我々が通常言っている不良債権の概念に従つて物を言わせていただいておりますが、これは基本的に、さつきまでに東京三菱の問題で言われたように、不良債権の発生はテシポとこれからのいわゆる利ざや、つまり信用リスクに見合った金利水準をとっていくかどうかの競争関係にあるということであろうと思ひます。○長妻委員 次の問題に参ります。

○柳澤国務大臣 大変恐縮ですが、先生ちよつと事前にその数字をお問い合わせできなかったもので、すかし、手元に資料を持ち合わせていません。すかし、余り少ない場合には、それをここで申すわけにもいかないという事情もあるかもしれせん。

○長妻委員 これは申し入れでありますけれども、私が聞いておりますのは、破綻をしていない信用組合のうち債務超過になっている信用組合があるというふうな聞いておまして、ただ、債務超過になつても増資計画とかあるいは有価証券の含みがある場合は破綻認定しないというふうなことも聞いております。

債務超過であつた場合、安易にそれをそのままにしておくというのは、来年の四月のペイオフを迎えて方々が一のいろいろなることもある危険性もゼロではないと私は思つておりますので、ぜひ厳しく検査なり認定をしていただきたいということ、債務超過になつたらこれは商法上合併というのはできないわけでありまして、債務超過の前には合併等を促進するような、かなり手をつたんだような行政もこまめにやらさるべきではないかというのを一点だけ申し入れさせていただきますかと思ひます。

○村田副大臣 信用組合につきましては、委員御指摘のとおり数も多くて、その中には大変経営基盤が脆弱だ、そういう組合も御指摘のとおりあるわけでございます。かつまた、時々破綻を来す信用組合も散見されるという状況にあります。

しかし、検査によつて直ちに破綻処理というわけではなくて、地域の要請とかいろいろ状況がございまして、それから、そういう意味では、検査の基準の後いろいろな計画が出てきたり、地域でまた守つていくというふうなことは尊重しなきゃいけないことだらう、こういうふうな思つております。

いづれにしても、ペイオフを控えているわけでございますから、こうした零細な信用組合がペイオフ実施後も地域の中小企業の信用供与を続

けていただくという観点から我々も適宜適切に対処してまいりたい、こういうふうにご考慮いただいております。

○長妻委員 今おっしゃられたこと、私は、ちよつと見解が違つていますが、信用組合を守つていかなきゃいけないという地域の声を配慮するところがあるところを何か地域の声によつてそのまま存続させていく。しかし、それは問題を先送りしただけで、ペイオフを迎えて最悪の事態になつたときに、むしろそれが地域のためにならないのではないかと、むしろそれが地域のためにならないのはぜひ控えていただきたいということを一つ申し上げます。

次の質問に移させていただきますけれども、塩川大臣にお尋ねをいたしますが、今、経済財政諮問会議が大変活発な提言をされて、私は、それは本当にいいことだというふうな率直に思つております。

その中で、公共事業の長期計画ということにも経済財政諮問会議は触れておられて、これは本当に私も同感なことでありまして、五カ年の道路整備計画とか特定交通安全施設等の整備計画とか治水の七カ年計画とか、いろいろな長期計画、長計と云われるものがあつて、それがあらかじめ五年なら七・八兆円とか金額がついて、その後のいろいろなニーズに關してもそれほどの見直しはされないで、長期計画がほとんど統一してしまふ。これは本当に問題だと思つております。民主党としても、長期計画をまとめて一本にしようというふうな法案の準備もしておるんです。

塩川財務大臣にお尋ねしますが、そういうふうな問題意識、長期計画は大幅に見直すべきだということと、ごんごん発言をしていただきたいと思つておりますが、実際、この会議でもそういう議題が上つておられると思ひますけれども、お立場としてはいかがでしょうか。

○塩川国務大臣 御承知のように、長期計画とい

うのは相当数皆それぞれの分野で持つております。そのうち、法律に裏づけられた長期計画と、そうではなくして、担当の主務大臣のもとにおいて将来計画を描いた長期計画とございます。

私は、この際に、やはり全面的にそういうものは見直していく。そういうものというのは、要するに、主務官庁で設定しておりますところの長期計画はまず見直していく必要があるだろうと思っております。法律で決められてあるものは、国会で決められたことでございますので、その趣旨を尊重して、その後の処置についてはともに検討していかなきやならないものだと思っております。

○長妻委員 非常に前向きな答弁というふうに率直に受けとめさせていただきます。その意味で、主務官庁のもの、あるいは法律で規定されているものを見直していくことでありますけれども、それぞれを一本化、すべての長期計画を一つにまとめていくという御検討も一つの選択肢ですか。あと、プラス、ある長期計画はもう廃止をするというのを選択肢の一つというふうなお考えもあられるんでしょうか。

○塩川国務大臣 いろいろな事業を総括して、本にする、そしてそういう長期計画をつくる、これはちよつと不可能だと思いますね。国のビジョンとして提出していく、提示していく、そういうことはできるだろうと思えますけれども、各事業ごとに長期計画というふうな緻密な計画を組んでおりますから、そういう計画につきましましては、一本化して計画し運営していくというのはなかなか難しい。

それよりも、今現在進行しております、各省で考えておりますそれぞれの事業の中身を十分にまず主務官庁を中心として検討するということ。それに対して、我々財務省といたしまして、予算的な問題あるいは将来の資金問題についても、お互い検討した上で見直しを進めていくということをやっておるわけでございまして、御理解いただきたいと思います。

○長妻委員 今の関連でもう一点ですけれども、

今ある公共事業の長期計画を、我々は、一本化と言っておりますけれども一本化は無理にしても、何本かにまとめていくという御検討も選択肢でしょうか。

○塩川国務大臣 将来において新しい計画を立てますときには、そのときには切り口を変えた計画で統合していくというやり方、それはあるかも知れません。例えば下水道計画とか道路整備計画とかいろいろございしますが、一つの面として、何々地域開発計画というふうなやり方があるだろう。私が一つ経験いたしましたので琵琶湖の総合開発計画というのがございました。約二十年前かりましたけれども、そのおかげで関西地域の水は全然心配ない、本当に用水については心配ない。現在非常に喜んでおりますが、ああいうようなものは私は総合計画の中で、一つのやり方ではないかと思っております。

これはしかし、場所、問題点あるいは条件等、相当いろいろございしますので、概には申し上げられませんが、そういう意味における総合計画を組めとおっしゃるならば、私は賛成だと思います。○長妻委員 今おっしゃられた、長期計画に根本的見直しというメスを入れていただくのであれば、本当にその部分では私は率直にすばらしいことだというふうに考えておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

そしてもう一つ、道路特定財源の問題でありますけれども、いろいろな説が飛び交っておりますけれども、そろそろどういう方向かというのをお尋ねしたいんです。

一つ、平成十五年度からまた新たな五カ年計画というものが新規に始まります。そのときには道路整備緊急措置法という法律をまたつくるわけでありまして、その法律の今は第三条に道路整備費の財源という項目があつて、揮発油税とか石油ガス税が道路特定財源だということの条文で国費分は、国税分は規定をされておるんです。これは先の話でありますけれども、平成十五年から始まる道路五カ年計画の際には、道路整備緊急措置法の三条

を削除して平成十五年からはやつていくという御決意をぜひ。

○塩川国務大臣 今長妻さんがおっしゃったような、そういう具体的なところまでは実はまだ検討しておりませんけれども、いずれにいたしまして、道路の特定財源というものを時代に合ったものに変わていきたいという希望を申し上げたようなことであります。

○長妻委員 前回私がこの委員会で御質問させていただいたときは、法改正も含めて必要があれば検討するということで、ちよつと後ろに下がってしまったような感じを受けるんですけれども、道路整備緊急措置法の第三条を削除する、こういう法改正も検討の一つではあるということでありまして、再度御答弁ください。

○山口委員長 もう時間が終わつておりますので、簡潔に。

○塩川国務大臣 私たちは別に後退したとは思っておりませんけれども、しかし、そういうようなものも全部含めての検討をしなければ、これだけ変えるんだということではいわけ他との均衡がとれていきませんので、そういう意味で、おっしゃること全部をひくるための検討である、こういうことで御了解いただきたいと思ひます。

○長妻委員 ぜひよろしく願ひいたします。ありがとうございました。

○山口委員長 小泉俊明君。

○小泉(俊)委員 民主党の小泉俊明でございます。通告に従ひ御質問させていただきます。

森総理から私と同じ名字であります小泉総理に、四月二十六日、大臣がかわりました。その結果、人がかわつただけで、何と支持率がゼロに近い一けたから八割を超えてしまつた。これは、だれがポストにつくかということが極めて重要でありまして、国民の関心もまさに今ここにありと思ひます。宮澤財務大臣から塩川財務大臣に今かわられますので、特にこれは大変重要なポストでありますので、どんな認識を持った方が今このポストについているのか、これが非常に日本経済にとつ

てもまた国民にとつても大きな関心事だと思ひます。

そこでまず、塩川大臣は、今期十一期目という政治の大ベテランでありまして、今までの政治の流れをずっと見ていらつたと思ひます。その中で、政治家として、今の日本の政治や経済、そしてまた社会全体を見据えた場合に、日本の抱える根本的な問題は一体これは何なのかということと、また、六百六十六兆円と言われる、宮澤前財務大臣の言葉をかりれば、もう破綻しているのではないかとというような財政状況、このような重要なポストを担当する御決意をぜひともお聞かせいただきたいと思ひます。

○塩川国務大臣 私は、戦後、二十二年に中国から復員してまいりました。その当時のことからずつと五十年見てまいりますと、日本の経済、社会の変り方というものは余りにもスピードが速かつたように思つております。特に、岸内閣のときに日米安保条約の改正がございまして、あれがきっかけとなりましてから日本は一挙に高度経済成長に入つていく基盤ができてまして、そのために、その三十数年の間は、もうそれ行けどんどの日本の社会経済状態がございまして。ずつとまだまだ私はその精神文化が続いておるよう思うのでございまして、これが二十一世紀になりましたときに、そのままでいけるのかどうかというその考え方が一番人事だと思つております。

その四十年近くの間、高度経済成長で築かれてきたものは、すべてハードを中心とした経済であり社会であり、教育もまたそうであつたようなことを思つておりますが、それを二十一世紀はソフト中心のものに変えていかなければならない、こう思つております。

私は、たまたま財務省の責任者として就任いたしました。それは先ほども申し上げておりますように、私は、財政の問題、経済の問題、それから金融、そういうものについては詳しく知りません。しかし、この五十年の間、戦後やつてまいりましたこういう経験というものは、国民の常識と同

レベルで持つておるだろうと思っておりますので、私はそういうことを国民の常識のレベルで物を考えていきたい、こう思っております。

○小泉(後)委員 今回、閣法で緊急経済対策として三つの法律が提出されておりますけれども、いづれにしても、さまざまな問題について有効な対策を立てるためには、何よりもまず現状を正確、的確に把握している、これが一番重要であります。

そこで、塩川大臣の現状認識について少しお尋ねいたします。

新聞報道によりますと、四月二十七日、ワシントンで、日本は一番底を打った、ここからは上がる方向性は見えてきた、また、二十八日のG7後の会見では、日本経済の現状について、昨年から年末にかけて急激に下落したが、最近底を打った感じがする、春から六月にかけて持ち直し、回復してくるのではないかとここで述べられています。今もこのような御認識でございましょうか。

○塩川(後)大臣 私は、大筋において余り認識は変わっておりませんと思っております。

私はアメリカへ行きまして、向こうの財務長官でございましてオニール長官から日本の経済の現状をどう思うかというお話がございましたが、私は、余りいい状況ではないと。それは、短期的に見た場合に、IT産業あるいは電子取引、そういう分野がもっとスピーディーに発展、成長するであろうと思っておったことが、少し今停滞感でございまして、アメリカもそうだろうし、アメリカも景気に足踏みが起きておる。日本もそれが起きておる。けれども、ここでそういう基盤ができてきたので、いづれはこの基盤の上で発展していくだろう、そういう意見交換をしたことは事実でございます。

私は、二番底というのは、経済の専門家が言うような言葉でございすけれども、私の感覚で言ったら、十二月からずっとやってまいりました、物価の下がり方を見まして、ここで少しは固

まってきたのではないかと感じがいたします。したがって、これ以上物価を下げるといふことのないうちに、ここで安定させて経済の回復へ向かってほしいと思っております。

○小泉(後)委員 月例経済報告を去年からずっと見てまいりまして、四月は景気は弱含んでいる。五月はかなり微妙な変化でございしますが景気はさらに弱含んでいる。また、昨日発表されました完全失業者数は、直近でいいますと、何と三百四十八万人、また倒産数が、去年の秋には大体千五百件を割りまして千四百件を推移していたのですが、三月で何と千七百件を超える。先ほどの塩川大臣の、二番底を打つてこの春から六月にかけて持ち直し、回復してくるのではないのかというの、やはり極めて希望的観測でありまして、私の持つデータから判断しますと、決してこれは、二番底どころか三番底に今向かっているというのが私の認識なのです。

それで、大臣が何で、どのような根拠からG7におきまして四月の発言をなされたのかという、その先生の判断基準となった根拠というの、どういふところにあるのでございましょうか。

○塩川(後)大臣 先ほど申しましたように、私は、IT関係の、情報機器産業の企業活動というのは少し鈍ってきたように思っておりますけれども、しかし、最近見ますと、この部分における輸出が少し伸びておるようになっております。そういうところ、確かに六月の状況というのはさらに弱含みという方向が出ておまして、私も実は非常に心配しておるような状況でございまして、

○小泉(後)委員 大臣の御認識はわかったのですが、かなりやはり財務大臣の御発言は、例えば、後でも為替のお話もちよっと聞きますが、発言された後に急に一円も乱高下するというのは、極めて重いポストの発言でございすので、ぜひとも……(発言する者あり)

○山口(後)委員長 速記をとめてください。

○山口(後)委員長 速記を起してください。

○小泉(後)委員 国会も立法府でございすから、議会の最低限のルールは守るよう、委員長、次回以降ぜひともよろしくお願いいたします。

○山口(後)委員長 心得ました。

○小泉(後)委員 先ほど引き続き、財務大臣と一泊しては極めて重要でありまして、財務大臣の一言によりまして円が一円近く乱高下するわけでありまして。そうした中で、先ほど財務大臣も、一番最初の御質問のときにお話ししていただきましたが、国民の常識と離れないということ、やはり私もこれが一番大切だと思っております。

その中でどうも、G7の四月二十七、二十八、二十九日における大臣の御発言は、私は、今国民が思っている常識の感覚とは、やはりちよっとずれているんじゃないか。希望的観測は確かにそこにあつてはいいのですが、やはり現状を冷静に見詰めるということ、それをやはり大臣のお言葉から、お口から話していただきたいというのが、私たち国民の願いでもありますし、衆議院も、そう思います。

次に移ります。

やはり国民の常識とずれない、これが大臣おっしゃるようだとすると、今もそうですが、自民党の大臣の方々の発言を聞いていますと、どうも何か国民の皮膚感覚とずれている、正直いふもそう思うわけでありまして。特に、今「北条時宗」をやっておりますが、あの中で京都のお公家様が出てきます。そういった感覚、国民と大分乖離している感覚がどうも感じられてしょうがないのです。

その中で、聞かせていただきますが、前に宮澤さんにもお聞きしたのですけれども、本当にこれは基本的なことですからちよっとお聞きいたします。

大臣、最近町へ出て、御自分の足で、自分の財布を使ってお買い物されたことというのはござい

ますでしょうか。

○塩川(後)大臣 自分の金で買い物はしております。

○小泉(後)委員 なんとなくで、どんなお買い物されましたか。

○塩川(後)大臣 きのうも、少し遅うなりましてから私の公用車を帰らせて、その後私はタクシーで息子と一緒に帰ってまいりました。お金は私が払いました。

○小泉(後)委員 最近百円ショップというのが非常にたくさんありまして、飛躍的に会社としては伸びているわけですね。また、ユニクロというのもありまして、これも大変飛躍的に伸びていまして。これは大臣、行かれたこととか、どういうものか内容を御存じですか。

○塩川(後)大臣 いずれも行ったことがございせん。

○小泉(後)委員 これは実は、一般庶民がなぜ百円ショップにあれほど、一回行つていただければわかります。駐車場の整理係が出るほど、もう駐車場がいっぱいになるほど百円ショップに人があふれるわけです。その百円ショップが今企業としては急成長を遂げている。またユニクロも、大臣がきつとお召しになられているものとは大分違いますが、非常に安い価格で、かなりいいカジユアルウェアが本場に安い、千円、二千円で買えるわけですね。

大臣、国民の常識とずれないということであれば、ぜひともそういうところをやはり御自分の目で見ていただかなければ、本当の今デフレだといふことが私は数字ではわからないと思ひます。やはり現場を見て、国民の行動を自分の目で確かめていただきたいと思ひます。

また、先ほどもお話ししましたが、完全失業者が直近で何と三百四十八万人ですね。こういう状況の中で、大臣、ハローワークとか旧職業安定所を最近御自分で見られたことがありますか。

○塩川(後)大臣 私は、去年の春だったか冬だったか、はっきりは忘れましたが、落選しておると

きてございましたけれども、そのとき一度行ったことがございます。

○小泉(後)委員 中をこらんになればどういう状況かわかると思うんですが、私は地元も、茨城も行っていますし、新宿も行っていますし、結構いろいろあるところを機会があるたびに、やはり経済をやるうと思つていらっしゃる者を見ないと私は本当のことがわからないと思います。これはどちらの、中はどうな状況でございましたか。

○塩川国務大臣 ハローワークでは、待合のところにもたくさんおられまして、やはりどの用件かといつて聞きましたら、保険料をもらうというよりも、就職の相談に来ているんだといつてカードを持っておられまして、私は今度で六回来ているんだと言つておられましたね。そういうお話を聞いて、私は所長に事情等いろいろ聞いたことがございました。

○小泉(後)委員 実は、最近ハローワークも非常にIT化が進んでいまして、昔は先生がおっしゃっているように紙とかいろいろあったんですが、全部今はパソコンで見られるんですね。それで、新宿なんか、地方もそうですけども、何十台あるパソコンがもうほとんどいっぱいです。

前も委員会で私お話しさせていただきましたが、大臣がかわりましたので、一度、大臣にもぜひとも知っていただきたいんですが、かつては実は高齢の方が多かったんですが、ところが、今、二十代、三十代、四十代、特に男性も女性も若い方たちがハローワークに物すごい人数来ています。ぜひとも今のそういった現状を、いずれにしても、これは政府の経済的失政が原因でここまで失業がふえているわけですね。かつて中国の古いことわざでは、民は食をもつて天となすと。やはりちゃんと職につけて三食ちゃんと食べられる、これが私は政治の基本だと思つていますので、それが今、どんどん実は毎月失業者がふえているような状況でございますので、ぜひともこれは自分の日でもう一度確かめたいと思つています。

次に、基本的なあれは最後になりますが、おとも常磐線に乗つていまして、朝から不通なんですね。これは自殺者です。私は車じゃなくて毎日地下鉄とか電車でも通つていまして、本当に毎日のようにとまるんですね。ほとんど、偉い先生方は実は車しか使わないんで、何を話しているのか全然意味が通じないんですね、いろいろな自民党の先生方とか話していると、それでは、大臣、今一年間に自殺者がどのくらいいるか御存じでしょうか。

○塩川国務大臣 正確な数字は覚えておりません。

○小泉(後)委員 政治家というのは基本的に、やはり国民の生命身体を守る、これが最大の使命です。これは実はどの新聞でも毎年物すごい、一面か二面に大きく掲載されています。新聞発表によりますと、一年間に何と三万三千人、二年連続、死んでいきます。ところが、これは表に出てくる数字だけでありまして、実際はいろいろな事情で自殺していても事故死という形で処理するケースが結構あるんですね。実際は二年連続、十万人死んでいるだろうと言われていまして。

最低限、やはり国民が今どんな思いで、これらすべて私は経済の失政が原因だと思つておりますので、その経済問題の最高責任者である財務大臣がそういう事実関係を認識しないというのは、私は大変遺憾であります。やはりきちつとそういう事実を見て、ぜひとも今後のいろいろな政策立案、企画とか政治決定に生かしていただきたいと思つています。

次に、実体経済について大きな影響力を持つのが株価の問題なんですけれども、実は前の財務大臣である宮澤先生にも、うちの民主党の仲間とか、私も何回もこれは株価について聞いています。ところが、お答えが、株は株ですからとか、株はああいうものですから何とものか、非常に評論家のように無関心だったんですね。このメッセージが私は実はかなり株価に悪い影響を与えていたと思うんですね。

そういった中で、具体論ではなくて一般論として、大臣は株価が日本経済に与える影響や重要度についてどのように御認識されておりますでしょうか。

○塩川国務大臣 私は毎日非常な関心を持つております。したがって、大臣室にボードがございます。そこに電子表がございまして、株価であるとか対ドルレートとか、ずっと並んでおりますが、もう部屋へ入るたびに見て一喜一憂しているようなところでございます。

○小泉(後)委員 大臣のように株をたくさん保有されている方はそうやって一喜一憂されるんではないんですが、今質問の内容は、株価の上がり下がりというものが日本経済に具体的にどういうような影響を与えるか、どの程度重要性を持つものかということをお聞きしたいんですが、

○塩川国務大臣 そのボードを見ておまして、少し株が上がるということになったら本当に胸をなでおろすような感じがいたしました。私は別に株をやつておりませんが、少しくなつたかというところで安心し、連続数日続きますとやはりちよつと気分が明るくなります。

○小泉(後)委員 大臣、具体的にやはり株価の影響を国民にもう少しききと、はつきりと、どういう影響があるために非常にこれは重視している、重視しているというところは、仮に株価が大きく動くような場合には、今回も閣法で、個人投資家に市場に求めてもらうために出しているわけですから、そういった形はきちつととるといふような意思の表明をやはり私はしていただきたい、そう思う次第でございます。

次に、ちよつと為替の問題をお聞かせいただきたいんですが、四月二十六日、ちよつとG7、小泉内閣が発足した日でございますが、ワシントンで、為替は市場に任せるべきであり、操作し得るものではないと塩川大臣は御発言されているように新聞報道ではなっておりますが、それでは、また一般論として、為替の持つ重要性に関して大臣はどのような認識をお持ちでございましょうか。

○塩川国務大臣 為替は、大きく変動すれば、それは私たちが財務省の責任としてそれにある程度対処するということは必要と思つていますが、しかし、日常の変動というものは対しましては、とかく我々は介入すべきものでもないし、また、それに対していろいろな注文をつけたりますことはい、激動があった場合は、それは格別に対処を関係筋と相談しながら講じていかなければならぬと思つています。

○小泉(後)委員 データは若干古くなりますけれども、九五年で、企業の国内投資に対する海外投資の比率は、製造業全体で約三六%、自動車と電気機械では六割前後、工作機械は何と二〇%。このまま今のようにな百二十円を推移している円高が続けば、製造業は国内に投資をしないであらうと海外に出てしまふ。産業の空洞化が進みまして、国内の雇用もどんどん減つてしまふ。

特に、最近実は某精密機械の役員の方とお会いしましたところ、かなりの超優良企業でありながら、今の国内に工場をつくられませんかという話をしますと、いや、もう国内はやりません、海外に出ていくと。かなり超優良企業ですらそんな状況なのでですね。

そして、今いろいろ国債に関する本も出ていますけれども、このまま赤字国債がずつと行きますと、財政のサステナビリティが、持続可能性がなくなつたと思つたときに、国債が暴落して、金利が高騰して、円が大幅に下落するようになるときは、そのころには何ともいう国内には輸出ができる製造業がないという最悪のシナリオも、私は全くの杞憂とも言えないような非常に危機感を感じながら毎日を送っているわけでありまして。

私は、どうしても産業の空洞化を防いで、企業
の国際競争力を保つて、なおかつ今問題になっ
ております雇用を確保するためには、どうしても為
替の問題というのは極めて重要な問題ですので、
私の個人的な意見でございますが、何しろ日本は
輸出立国で、それでもついている国でありますか
ら、私は、一ドル百三十円くらいのレート、それ
に緩やかなう少し円安方向、いろいろ国際問題
はありますけれども、それが適当であると思っ
ていただけますか、大臣、いかがですか。

○塩川国務大臣 私は、先ほども申しましたよう
に、レートであるとか相場であるというものに對
しましては公式な立場でコメントすべきものでは
ないと思っておりますので、御容赦願いたい。

○小泉(後)委員 お立場がありますのでわかりま
すが、これは、実は国が介入しなくても十分でき
るのです。国民の金融資産が約一千四百兆円あ
ると言われていますけれども、大体国民のお金が
アメリカに十兆円投資されますと、約二十兆円安
になると言われています。ですから、何も急激な
変動に介入するだけじゃなくて、常に五兆円から
十兆円規模、五兆円ぐらいでいいのですけれど
も、アメリカに投資しやすい環境整備をしてい
く、そういうインセンティブを与えるだけで、自
然にそれは私はある程度のレートが確保される
と思うのですが、大臣、いかがでしょうか。

○塩川国務大臣 御意見として承っております。
○小泉(後)委員 もう一つ、その際、実は銀行は
為替の売買に關しまして売買手数料を取っていま
す。実は、一ドル三百六十円のとときも一円、
行つて一円帰つて一円ですから、二円です。と
ころが、これは、簡単な数字にしますと、一ドル
百円のとときも一円だったのです。行つて来い
で二円です。

最近少しそれが緩和されたというお話は聞いて
おるのですが、今、これだけ国内が極めて低金利
で、その中で海外にリスクをとって投資しよう
という方にとっては二%というのはかなり大きな負
担になりますので、こういうものに関してでは、や

はり私は何らかの形で、本来自由なはずです
から、いろいろな銀行で差があつていいはずす
けれども、全部同じなんです。ですから、こうい
うのは、何とかより投資しやすいようにインセン
ティブを与えるべきだと思つております。

○村田副大臣 先生がおっしゃる通りに、TTS
とTTB、バイイングの中値から、ドルの場合に
は手数料が一%、こういうことになつてい
るようでございます。

これについては、特に規制をしているわけでも
ないし、こういう手数料がいだらうということ
をしていくわけではなくして、すべて金融機関の
判断に基づいて行われている。だから、これも自
由競争の世界でございまして、最近では多少手
料を下げていくという機関もあるやに聞いてお
りますので、できる限り顧客の要望に応じていく
ようなマーケットが形成されればよいというふう
に考えております。

○小泉(後)委員 護送船団方式をやめたわけでご
ざいますので、ぜひともそういった自由競争で手
数料等も下げていただければと思います。

また移りますが、小泉総理は所信表明で、構造
改革なくして日本の再生と発展はないと、これを
受けて財務大臣も、経済、財政の構造改革を断行
するとこの前のごあいさつの中で述べられてお
りますが、こんな文脈の中で例えば今議論になつ
ております道路特定財源の議論も出てきたのだと思
うわけでありまして、私は、予算に關して、より
根本的な問題があるのではないかと思います。

すなわち、健全財政の確保の観点から、財政法
第十一条で単年度主義がとられております。財政法
第十二条で会計年度独立の原則がとられているわけ
であります。どうしても、年末になりますと、
予算を使い切るために、私が夜中に車帰つてい
ても、いつも同じ箇所を掘り返しているようなむ
だな工事、国民だれもが思っていると思うわけ
です。

特に、例えば、ここに実は先日のフライデー、
五月二十五日、渋谷区初台の国道二十号線の真ん

中に、国土交通省が、本来住民に事前説明が必要
なのですが、全く説明もなしに遮音壁を百七十
メートルで二億円かけてつくつた。住民も全く聞
いていない、区長も怒つてしまつています。こうい
うのも、私は、何とか期限内に予算を使い切らな
いと次の予算をつけてもらえない、こういうこと
のあらわれだと思つております。

ですから、これは、本当に経済、財政の構造改
革を断行するのであれば、私は、特定財源の問題
も確かに重要ではありませんが、予算を使い切らね
ば次年度に予算がつかないというこのシステム自
体を抜本的に見直していかないと、いつまでたつ
てもお金のむだ遣いは終わらないのではないかと
思うのですが、財務大臣、いかがでございますし
ょうか。

○村上副大臣 小泉委員の御質問にお答えしま
す。

今委員のおっしゃるとおり、もちろん適切かつ
効率的な予算の執行ということは当然のことであ
ります。

ただ、委員も御高承のように、現行法上は、
ちゃんと、年度内に支出の終わらない見込みのあ
る経費等については、あらかじめ国会の議決を経
て認められる明許繰り越し、また避けがたい事故
のために年度内の支出を終わらなかつた事故繰り
越しといった仕組みが現存してしまつて、それを
有効に活用していくということが重要ではないか
な、そういうふうにご考えております。

それから、もう一方の単年度主義については、
委員御高承のように、憲法八十六条におきまし
て、国会のコントロールを保障する財政民主主義
の観点がありますので、そこら辺をどういうふう
に兼ね合わせていくか、一生懸命お互いに知恵を
出していききたい、そういうふうにご考えておりま
す。

○小泉(後)委員 今副大臣から御答弁いただきま
したが、やはりここに切り込まない限り、事実
上、そういう原則規定と例外規定があるわけであ
る。ところが、その例外規定が実際動いていなく

で、ほとんど各部署でかなりの金額のむだ遣いが
されている。結局、財務大臣が二、三年後、何か
消費税を上げるみたいなお話をされてしまった
が、そういう発言をする前に、むだを切れば私は
これは幾らでも切れると思つております。

ですから、ぜひとも今の予算制度自体の根本的
な見直しを、民間はみんなやつていっているです
よ。民間がやつていことが国ができないわけはあり
ませんから、そろそろ、景気がよくて税収も潤沢
なときはまだまだ大目に見られたことも、これほ
ど、国民が年間十万人も自殺して、失業者が三百
四十八万人もいて、はつきり言つて、今国民の上
に大きな寄生虫がいるのですよ。ここを切り込ま
ないと根本的な解決はできないと私は思うので
す。

ですから、財務大臣、これは今内閣でぜひとも
やつていただきたいと思うのですが、いかがです
か。

○塩川国務大臣 先ほど村上副大臣が答えました
ように、予算の措置がそういうふうにとられてお
りますけれども、ちょうど三週間ほど前でござい
ます。私は主計局の当局に言ひまして、現在の
予算の執行が実際にどういうように使われてお
るか実態を、各地方の財務局がございまして、財務局
の中で主計の任務についておる者もございまして
で、それぞれの事業別に、何も公共事業だけじゃ
ございまして、予算の執行状況を抜き打ち的に
一回抽出して調べてみると言つておるんです。予
算の執行状態が緩いようであればそれを督促する
というひとつの手だ。特に平成十二年度予算
はもう本当に使ひ切つておるかどうということ
をきつちりと。

ただ、その中にはいろいろな事情があると思
うんです。先ほど副大臣言ひましたように、手続を
とつてやつておるものもたくさんございまして。そ
の部分ではそれなりの理由がある。例えば、用地の
買収ができないからそうなるおととかいふのが
ございまして。そんなんかはそれなりに明確にすれ
ばいいわけでございます。とにかく督促してい

たい。

○小泉(俊)委員 せひとも英断をもつて実行していただきますよう、よろしく願ひいたします。

次に、不良債権に関してなんですが、これは四月二十八日、ワシントンでの日米財務相会談で、大臣は大手銀行の不良債権を、三年のうちに処理をし、銀行の体質を改善する方針を伝えたという新聞で報じられております。また、小泉総理もこれを受けて所信表明でもこれを明言しています。

しかし、今まで我が国がとってきた不良債権処理のスキームというのは、これは短期の処理を予定したのではないと私は思うんですね。本当にもし二年でこれを実行することになると、かなりの数の企業倒産が引き起こされ、失業者が今でも三百四十八万おるわけですが、これ、どうも最近のいろいろなところの試算によりますと、百万人とも百五十万人とも言われる失業が出てくるんじゃないか、そういうおそれが指摘されているわけですね。この点について財務大臣はどのようなお考えでございましょうか。

○塩川国務大臣 確かに古い不良債権については二年、新しく発生してきたものについては三年、こういうふうに分けて処理する方針を決めました。これは与党内の緊急対策の一つとして決めて、そして政府もこれに對しましては参画いたしました。そして、この実行に協力するということが相なっております。今回提出させていただいておられますところの緊急経済対策の中にもこの精神が盛り込まれておることは事実でございします。

この不良債権の整理につきまして、銀行の自主的な判断も相当ございします。したがって、金融機関で懸命の努力をしておられると思うのでございしますが、政府全体としてはその方針で取り組んでいきたいと思っております。

○小泉(俊)委員 柳澤金融担当大臣はいかがでございましょうか。同じ質問でございします。

○柳澤国務大臣 国民の皆さんの前で不良債権の処理という言葉をお使いになると、ますます混乱して、事態がわからなくなっちゃうとい

うことがありますので、せひ先生におかれましては、不良債権の最終処理ということでお願いを申し上げたいと思ひます。

不良債権をオフバランス化するということのために、今言った年限で既往のものを、それからまた、これから発生していくものについて最終処理をするということとでございしますけれども、これは私もこれでやらせていただきます、こう思っているわけとでございします。

ただ、倒産であるとかあるいは失業者が一体どのくらい出るかというのは、これは私はわからななかな言いたくないことだらうと思ひます。ね。もちろん、過去のデータから、不良債権の直接処理をした場合に対応して失業者がどのくらい出たかというふうなことで、では、今度は十二兆七千億だからこれはこうだということに、応の計算はできますけれども、実際、そのやり方がどのようなものになっていくかというふうなこと、それからまた、対象になる業種がどんなものであるかによって非常に幅のある問題だらうと思ひておりました。なかなかわかには言えないと思ひて、坂口大臣非常に気にされて、それをやると言われたものですから、私も少し事務局の周りで打ち合わせをさせていただきました。なかなかそここのところはうまく進まなかった中で、竹中大臣が先般の国会答弁のようなお答えを試算として申されたというところが実情です。

そんなことで、セーフティーネットを張ってこれに對処しようというのが政府の方針だということに承知をしております。

○小泉(俊)委員 バブル崩壊、約十年たちましているんです。非常に痛むところまで痛んじやない国民に与えないように配慮しながらおやりいただきたいということ、もしこれは、ここまで明確に——私も民主党は五年でやろう、これはいろいろな意味を勘案して、不良債権の処理は五年ぐらいでやる方がいいんじゃないかということ、民主党は申し上げておるわけとでございしますが、それ

をあえて二年でやった場合に、もし失業者とか倒産数が激増するような場合がありましたら、これは責任をきっちりとおとりになりますか。大臣、両方お願いします。財務大臣、柳澤大臣、お願いします。

○塩川国務大臣 不良債権の最終処理でございします。この問題については、銀行側等の経営の責任等もございしますし、いろいろ非常に複雑な問題がございしますが、政府としてはその方向で政策を進めていく。もちろん、おっしゃる通りに、セーフティーネットは絶えず準備しておかなきゃならぬというところは当然でございしますが、それと並行して、銀行の方にやはり最終処理がしやすいような環境をつくっていくということに努力をするということをやっております。

○柳澤国務大臣 私の方は、不良債権の最終処理をするということによって経済の活性化にも役立ちたいというところとでございします。その間に摩擦的な事象が起こることかと思ひますが、我々がこれまで経験してきたことは、不良債権をいつまでもオンバランスにしておくとなかなか経済の活力が生まれてこないということからやっているとでございまして、マイナス面もあるかもしれませんが、それにすぐ履行するような形でプラス面が生まれてくるということに大いに期待をしたいと思います。

○小泉(俊)委員 いずれにいたしましても、政治は結果責任でありますので、それをおやりになられたときはきちっと国民に責任をとっていただきたい。かなりナラバスの問題ですので、デリケートな問題でありますので、それぐらい真剣に、慎重におやりいただきますようぜひともお願い申し上げます。

今回の緊急経済対策として、長期保有株式の少額譲渡益非課税制度にかかわる法案が提出されておりますが、大臣、これが景気対策としてどの程度の効果があるかと思ひでございします。○塩川国務大臣 景気対策というよりも、むしろ証券市場に対して個人が参画しやすいような状況

をつくらう、それによっていわば経済に明るい空気を醸成していくということとでございします。その結果として経済の回復に寄与してくれば結構だと思ひます。

○小泉(俊)委員 趣旨は非常にわかりました。ただ、実は大臣、今回の緊急経済対策が、平成四年の宮澤内閣以来何と十四回なんですよ。世界じゅうで、こんなに経済対策をやっている国に効果が上がっていない国はこの国だけだと思ひます。

この原因はどこにあるかという話でございします。が、実は自由民主党の水野清先生が、最近、「官僚」と「権力」という本を出されて、その中で、アメリカにおいて日本とアメリカの問題を掲げたシンポジウムをやろうとすると人が人も集まらない、これはやめておけ、日本はいままでたつても変わらないんだから、やったら損するぞというふうな話で、よく言われているのは、これはオールウェイズ・ツリー・ツリー・ツリーですね。これは余りにもやはり対応が遅過ぎる。前も委員会ですと申し上げておるんですが、やるべき時期が大体これは半年近くはずれているんじゃないかと思ひます。このために、実行するときにはもう既に状況が変化してしまつて、これは効果が出ない。

例えば株価対策、株価の対策だけが今問題ではないと思ひます。これは実は一年前から言っているのです。私は、当選した六月二十五日以降、委員会にずっと出ていますと、毎回毎回株価のことを言っているわけですね。ところが、今ごろになってようやく今回のあれが出てきまして、内容を見たら、本当にツリー・ツリー・ツリー、これで本当にインセンティブが働くのかな、個人投資家は市場に来るんだらうかという思いがするわけとでございします。

なぜ、このように景気対策がおくれがちでタイムラグがあるかということなんです。一つは、政策を決定する人たちの現状認識がちょっと甘いんじゃないか。特に、前に宮澤先生が財務大臣の

ときにいろいろこの点を指摘しましたら、事例を挙げて質問しましたら、日本経済の実態についての分析が今も十分でない財務大臣自身が結構お認めになられたのです。

もう一つの構造的な原因が、私は、国内及び国外の経済とか金融などに関する情報の収集、分析そして報告が、どうもうまく機能していないのじゃないか、戦略的、集中的にこれを行う部署がないのじゃないかと思つてゐるのですが、この点につきましてはいかがでございましょうか。

○村上副大臣 小泉委員の指摘は非常に重要なところでありまして、私自身は、この十年近くなせ我が国の経済がなかなか持ち上がらなかったか、私は三つの要素が絡んでゐるのじゃないかと思つてゐるが、一つは、やはり……（発言する者あり）ちよつと静かにしてください。

経済のボーダーレス化、グローバル化があつて、一つには、社会主義国のような、中国とかロシアのようなどころから十億人以上に近い労働力が資本主義経済に流れ込んできた、これが今我々に問題になっているセーフガードの問題、タオルやいろいろな問題、先ほど御指摘のあったユニクロの問題ですね。正直言つて、いろいろな統計をとつてみますと、ロットはふえてゐるのです、しかし単価が物すごく下がつてゐる。例えば、私のはいてゐる下着なんかは、夏用のパッチですけれども、普通日本ですと二千円ですけれども、安いと五百円なんです。

それからもう一つは、申し上げましたように、パブルの崩壊の、やはり不良債権の先送りですね。これは御高承のように、土地神話があつたために、いつか必ず土地は上がるだろうと、それで先送りしたために、信用収縮と資産デフレがとまらない。

それから三番目に、先ほど来言われてゐますように、不良債権の処理や景気対策のために思い切り財政出動をした。だから、委員御承知のように、平成六年まで国と地方の長期債務残高は大体三百六十八兆だったのですが、今は、平成十四年

近くになつてゐるのですが、大体六百六十兆、この七年間で一挙に三百兆近くふえてしまつた。

そのためには、簡単に申し上げれば、財政再建と構造改革と不良債権を、まさに一石三鳥じゃないけれども、同時にやつていかなければいけない。だから、小泉総理が言つてゐるように、構造改革なくして景気回復なしというのは、まさにその指摘だと思ふんですね。

ただ、委員御理解いただきたいのは、不良債権の処理も、確かにインセンティブをつくるのは我々政府、ガバメントかもしれないが、私は大蔵委員長で何回も都市銀行のトップを集めて参考人招致をやりました。しかし、長銀にしても、日債銀にしても、結局本場のことを知つてゐるのは当事者なんです。

それからもう一つは、株価の問題もそうですけれども、ソニーさんとカトヨタさんのように、海外に伍して聞える企業はいけると思ふんですね。ただ、普通の一般の会社の生産性、効率性は、ある研究所の統計ですと、六三%ですね。今言つたように、経済がボーダーレス化、グローバル化した中で、そういう生産性において株価が安いのか、それは委員にもわかりただけののじゃないか、そういうふうにかえておられます。

ですから、私は、これからは政治、経済、行政が、もはや明治維新や太平洋戦争直後のように、一政治家や官僚ではどうにもならないと思ふんですね。だから、もう一度明治維新や太平洋戦争直後のように全員で汗を流そうということしかないと思ふので、御理解をいただきたいと思ひます。

○小泉(後)委員 時間がありませんが、いつまでたつても景気対策にタイムラグがある。私は、最大の原因が、日銀短観とかGDP、鉱工業生産指数と四十ぐらい経済統計がありますけれども、政府の用い方や経済統計の判断にどうも誤りがある。民間企業なら、これはとくに倒産してゐます。経済統計というのはあくまでも数カ月前の過去の事実なんです。現場を知りながら、将来

を、未来を予測しなきゃいけないのですけれども、どうもこの能力が日本の国のセクションにはないのじゃないかと思ひますので、ぜひともこういう経済統計のスペシャリストをどこか国家の中に育てていただくとともに、民間企業の経営戦略を担当する統計面のスペシャリストをどんどん採用して、何とかこのタイムラグをなくしてほしい。時間ありませんので、これはお願いであります。

最後に、意見がありましたら、どうぞ。よろしくお願いいたします。

○塩川国務大臣 貴重な御提言だと思つておりまして、私たちも心得ていきたいと思ひます。

○村田副大臣 先ほど小泉先生の御質問の中で、私は外国為替の手数料につきまして一円というふうに申し上げるところを一つとしまして、そこは訂正して、おわびをいたします。

○山口委員長 松田財務副大臣。簡潔に御答弁をお願いいたします。

○松下副大臣 御指摘のことは大変大切なことだと思つておりますし、内閣府でも、いろいろな、経済月例報告でありますとかGDP速報値とか、工夫、改善を重ねてまいりたい、そう思つております。

○小泉(後)委員 終わります。

○山口委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後零時五十六分休憩

午後二時二十六分開議

○山口委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。江崎洋一郎君。

○江崎委員 民主党の江崎洋一郎でございます。本日は、冒頭、CP関連法案につきまして質問をさせていただきます。やや専門的また技術的な議論も多いかと思いますが、CPの市場参加者が非常に注目しているこの法案ということでもございますので、両大臣のぜひとも明快な御答弁をお願いします。

ろしくお願い申し上げたいと思ひます。

今日の景気停滞の背景にはさまざまな要因が存在すると考えられるわけですが、その中でも、金融機関の不良債権問題はかなり大きなファクターになつてゐると思ひます。こうした不良債権問題、その背後にもまたさまざまな要因があるかと思ひます。特に、企業金融が過度に銀行貸し出しに依存してきた、言いかえれば企業の姿がそのままマーケットにさらされるような直接金融のウエイトが軽過ぎたということが、根本的な原因の一つにもなつてゐるのではないかとと思ひます。

この点、法人企業統計年報によりまして、九九年統計ですが、企業の外部資金調達に占める借り入れと株式、社債の比率というものがございまして、借り入れの方は約七四%、一方で株式あるいは社債は二六%ということございまして、間接金融が約七に對して、直接金融は三しかないという現状にございまして。

この点に注目しますと、我が国におきましては、社債、CP市場というもの健全で懐の深いものになつていく必要があるのではないかと。また、実体経済の根幹をなす企業が、市場からダイレクトに、直接資金を調達するといふパイプを太くしていくことが急務であるように感じられるわけでございます。こうしたパイプの存在が、単に企業の資金調達を円滑にしていけることだけではなく、同時に企業の信用状態というものが市場にさらされるわけですので、早い段階でチェックできるメカニズムというものもたらされるのではないかと考えております。

こうした目で見て、今回の法案は、今後におけるCPあるいは社債市場の姿に大きな影響を与える、極めて重要な内容を含んでゐるわけでありまして、この法案が今申し上げた望ましい市場という姿になつていくかどうかが審議のポイントだと考えております。そのような認識に立ちまして、この短期社債等の振替に関する法律案及び株券等の保管及び振替に関する法律の一部を改正

する法律案につきまして、質問をさせていただきます。

まず、証券の決済システムについてなんですが、代表されるものとしては、日銀の国債決済サービスというものが挙げられると思います。これは、安全性、効率性の観点から国際的にも高い評価を得ている、一つのお手本ではないかと考えております。この日銀の国債の決済システムを見てみますと、そこは、投資家が証券の振替システムというものに直接参加をしなくても、参加している金融機関に証券を預けるということで安全に国債を保有できる仕組み、法的保護措置もとられているということでございます。

証券の決済の専門家に言わせると、こういう仕組みを決済の階層構造が成立しているというふうに表示しているようにございますが、今回のこの法案につきましては、C Pを金融機関に預けて保有する投資家であっても、みずから振替決済を行う機構に、帳簿上の権利者にならなければ、その権利が保護されないという仕組みになっております。

そこで、質問でございますが、このような法律であっても、本当に日本のC P市場を発展させることができるのか。柳澤大臣に御所見を伺いたいと思います。

○柳澤国務大臣 コマーシャルペーパーですけれども、これまで、要するに約束手形ということで、券面が必要だということで、いろいろな意味で支障があったし、コストもかかる、またリスクもある、こういうようなことであったわけですが、今回、帳簿上の記録でもってこれを代替させていく、流通もさせるし権利の発生、移転もさせる、こういうようなことになったわけでございます。

これは、確かに今先生おっしゃったような、ちよつと変則的なと言つと立案者は不満になるかもしれませんが、そういう感じがありません。先生から御質問でございますけれども、これは十分な市場調査というものをやつて、それぞれの当事者が、これでいける、これは活用できる、それです。これまでのC Pからこれは全く転換できるということをはっきり明確にしているというようなことを踏まえまして、今回の措置がとられた、このようにございまして。

○江崎委員 ちよつとパネルを使って御説明申し上げたいと思うのです。

大臣から見てこちらのケースですね、こちらのケースが今回の法案のケースでございます。ちよつと議員の皆さんは裏からごらんいただければと思うのですが、階層構造というのは、何層になつていくかということ階層構造と言つております。今回、単層だということで、C Pに市場参加するメンバーは、直接この振替決済機構に参加しなければいけない。これによって権利が保護されるという仕組みでございます。

そして、この重層構造、いろいろつながつておりますが、これは振替決済機構に、いわゆるディーラーと称されるような、最終投資家の仲介をしていくような銀行あるいは証券が間に入りまして、そして、最終投資家の権利も、直接振替決済機構に参加しなくても保護されていくというケースでございます。大体取引実態としてはこちらに近い姿になつていく。しかし今回、C Pにおきましては、今大口取引が多いということもあると思ひますが、この単層構造でスタートしようというようなケースになつておる次第でございます。

今申し上げた大口取引中心ということを考えれば、恐らく市場参加者も限られるという意味で、振替決済機構に直接参加しても数が知れているという意味では、この仕組みでも当面はもつと思ひます。しかし、現在の我が国のC Pの発行残高というのは、平成十三年三月末で二十二兆円強なんです。C P市場というものを非常に重視しております。アメリカの市場におきましては、同じ十三年の三月末で百八十兆円、約八倍強の市場規模になつております。当然、この市場規模が広がれば

市場参加者もふえるわけですから、そういった意味では、この形態というのは非常に苦しいかな。やはりあるべき姿に少しでも早く近づけていかなければいけないのではないというのが問題意識なのでございます。

そして同時に、本件に内在している問題としましては、システム投資の問題があります。振替決済機構というのはすべて電子決済をするのです。コンピュータ投資に非常にお金がかかる。そういう意味で、単層と重層で同じコンピュータのシステムで、どちらも兼用できるよという設計をするのは恐らく大変難しい。したがって、当面、この単層スタイルで行くのだということであれば、これに合つたコンピュータ投資をする。万が一これから先があるとすれば、別のまたシステム投資というのがかかるわけでございます。

御承知のとおり、コンピュータのシステム投資というのは大変膨大な金額がかかります。金融機関自体が今非常に不良債権を抱え、設備投資がしにくい環境にあるわけですので、市場にかかるインフラというものにシステムとしてお金をかけられるかどうかという瀬戸際に立たされている部分もあります。したがって、今回、市場参加者にとつては、ぜひとも、単層構造でスタートするのなら、単層構造でいくという政府の御覚悟を確認したいということだと思ひますし、他方で、先々この重層構造も発展的に考えるのだということであれば、やはり二重投資は避けたいという意味で、発展型に対応したようなシステムというものを考えていくのではないかと思います。

そういった意味で、今C Pの市場参加者にとつては大変迷いがある。来年の四月一日から施行される法律でもあります。五月に法案が提出され、先々システム投資といっても、それは一カ月や二カ月でコンピュータのプログラムを組めるわけではありませんが、そういった意味で、今計画を実行するのかもしれないかというのは大変道が分かれるところでもありますので、そういった点も

踏まえて、どうかC P市場参加者に明確なメッセージとして伝わるような柳澤大臣の御答弁をいただけないかというふうに思つております。

○乾政府参考人 お答えいたします。

今先生御指摘になりましたように、国債でございますとか、社債でございますとか、有価証券を一般的に考えます場合にいろいろなレベルの投資家がいるわけでございます。機関投資家に限らず、通常の企業あるいは個人の投資家がいます場合に、そうしたものにつきまして決済システムを考えますときには、これは多層構造というもので考えていくことが必要不可欠だというふうに認識をしております。

また、これも先生今御指摘になったことでございますけれども、ただこのC Pの場合には、大口の投資家のみでございますから、事実上、単層であつても十分回つていくということでございます。

私も、今回の検討を行つてまいりました過程におきまして、できる限り多層構造というものを展望して検討を行つてまいりましたわけでございますけれども、多層構造を今直ちに実現するためには、なお解決すべき法律的問題があるということでございます。実は、今回のC Pをペーパーレスにする段階でも、券面を前提とする日本の民法、商法の中で、非常に検討を重ねまして、この短期社債という概念にたどり着きまして、ペーパーレスということにしたわけでございます。

今後なお時間をかけて全体的にしてから、多層決済の緊急性の中で、C Pについてできるものからやるかということの選択でございましたけれども、私も、このC Pの場合が企業の短期の資金調達、また先ほどおっしゃいましたような短期の金融市場における重要な商品になるという性格、そしてこれが直接金融へのかけ橋となる、そういうことにかんがみまして、今回緊要なものからやるということで、C Pのペーパーレス、単層ではございますけれども踏み切つたということでございます。

います。

その場合に、先ほど御指摘がございましたように、将来的にはこれは多層構造というものが望ましいわけでございますので、できる限り将来の多層構造を展望するという考え方に立ちまして、そうしたことから、先ほどの電子的な振替でございますとか、その振替が効力要件になるとか、そういうところは、将来多層構造になりました場合でも核となるところは、今回の中にできる限り盛り込んでやるところでございます。

いずれにいたしまして、そうした多層構造の必要性の展望の中で、今後、法技術的な問題をさらに詰めて、できる限り早く実現をまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○江崎委員 将来に対する展望はもう十分理解しているつもりではあるのですが、マーケットの参加者は、来年四月一日に迫っている施行日から実際にマーケットでこれを売り買いするということがなされた場合には、このシステムを立ち上げなければいかぬ。その展望というのが、果たして、一年後ということであれば少し待つと思うのですね。しかしこれが五年後という話だったら、当面のシステム対応をする。恐らくこれに、システム対応をする、金額的には数十億から百億ぐらいかかる規模の仕事になると思われまして、将来展望というあいまいな表現ですと金融機関経営者も非常に迷うところだと思うのです。

そういった意味で、ぜひ柳澤大臣から、この展望というのをおよそこれぐらいであるという意気込みを御答弁いただけないかと思ひます。

○柳澤国務大臣 本日は、今政府参考人から答弁いたしましたように、初めから多層構造というものを志してやっていたわけでございます。しかし、これは民商法との関係で非常に難しい。それで、では、できることから、もちろん将来の多層構造の基盤になるような、そういう単層構造のものをスタートさせよう、こういうことで今回の法律案の御審議をお願いしているわけでございます。もちろん我々としては、幾ら難しくてもほかの

国は、特にフランスなどは先行して進歩した形でやっているというようなこともよく知っておりますので、これはできるだけ早く追いつかなければいけない、こういう気持ちでやりますが、それが逆に、今回お願いしているこの単層構造への参加をちゅうちょさせるというようなことがあつては、これは何のための法律改正かということに相なります。その辺は、實際上、コンピュータ投資が余り重複部分のないように、心がけてもらうように私も指導していきたいと思ひます。

私どもとしては、多層構造の本格的なものへの可及的速やかに移行するということが頑張りますが、したがって、そういう一年とか二年とかというところでもやらせるつもりでおりますけれども、これは法制局さんの仕事の御協力もいただかなければならないわけでございますけれども、そういうつもりでやらせます。しかし同時に、せっかく今回、そのスタートとして単層構造のCPの振替をやるわけでございますので、そちらの方にぜひ参加していただけるような、そういうインフラを整えるようにお願いしていきたい、このように思っております。

○江崎委員 今、一、二年で何とかという御決意でございましたので、可及的速やかに、ぜひともお願いしたいと思ひます。また、そのプロセスと申しますか、どのぐらいまで山を登り詰めたのかということについても、ぜひ情報を開示していただければというふうに思ひます。

次に、本法案に係る問題でございますが、今回のペーパーレスCPというの、短期の社債に位置づけられたというところで、従来の約束手形から変わったわけでございますが、ペーパーレスCPに在来CPとなるべく変わらない商品性を持たせようとした結果として、ペーパーレスのCPは、社債であるにもかかわらず、発行に際して一々取締役決議を行わなくていいとか、あるいは社債原簿も社債権者集会所も要らないというぐあいに、従来の社債とは随分異なる商品性を持たせたというのが特徴だと思ひます。

そこで質問でございますが、ペーパーレスの短期社債がこのように自由に発行できるようにすることは、今後、長期債を含む在来型の社債あるいはMTNと言われるような、ミッドタムノートですか、こういった債券につきましても、さまざまな制約、社債の発行要件というのは大変膨大でございますね、こういったものが取り除かれていく方向にあると考えてよいのかどうか、御見解をお聞かせいただきたいと思います。これは法務省から、ディスクロージャーの点につきましては金融庁からお答えをお願いいたします。

○小池政府参考人 今回、CPと同じ商品性を持つものにつきます短期社債という法的な位置づけをいたしましたのは、今議員御指摘のとおりでございます。そういったしますと、本法案における短期社債の権利者となるのは、通常は機関投資家等、これが主体になるだろうと思ひます。そういう方々につきましても、みずから社債を管理する能力が高いというふうな考えられるわけでございますので、今御指摘ありましたように、社債管理会社であるとかあるいは社債権者集会所等につきまして、一般の社債と異なる取り扱いをしたということでございます。したがって、一般の、債権者の保護の必要がある、そういう性質の社債については、現在のところ短期社債と同じ取り扱いをすることは相当でないであろうというふうに考えております。

それから、御指摘のMTNでございますが、私ども、この商品性について必ずしもつまびらかではございません。あるいは商品設計によりましては、この法律にいう短期社債と同じ性質のものもあるのかもしれない。そういうものであればこの法律に乗ってくるということになります。この法律が定めます短期社債の要件を満たさないものにつきましては、これは通常の、商法による取り扱いが依然として維持されることになるであろうというふうに思っております。

○乾政府参考人 お答えいたします。ディスクロージャーの点につきましても、ただ

いまの法務省の答弁とは共通の考え方でございますけれども、今回の短期社債は、基本的には機関投資家、大口のプロでございますけれども、証券取引知識を十分に有している者であるという前提のもとにこのディスクロージャーの特例を認めているわけでございます。

御指摘のミディアムタムノートを含む、一般的な中長期の社債ということになりますと、これはその商品性によりまして、どのような方々がそれを保有あるいは流通するのかわかることを見まして、投資家保護の観点から、それを見きわめた上で慎重に検討する必要があるというふうに考えているところでございます。

○江崎委員 また、この法律に基づいておりますCPにつきましても、まだ税制上の取り扱いというのが確定していないというふうな承知しております。証券市場が成長するかどうかは、安全な決済とともに、税制のあり方というものも大きく響いてくるというふうな考えております。

そこで、具体的には、このペーパーレスCPの例えば利子あるいは償還差益というもののついて、源泉徴収を行っていくというふうな考えなのか。また他方で、従前は手形ということでございますので、当然、これは印紙税は廃止という考えでございます。ところが、こういった点があらうかと思ひますが、両大臣からぜひ基本的なお考えをお聞かせいただければと思ひます。まず、塩川大臣からぜひお願いいたします。

○乾政府参考人 今回の法案でお願いしております短期社債、ペーパーレスCPの税制上の取り扱いにつきましては、この制度の施行が来年四月一日ということで予定しておりますこと、それから税制上の取り扱いの前提となります短期社債の流通の仕組みにつきましても、まだ詳細までが確定していないことを踏まえまして、平成十四年度税制改正、ことしの年末の税制改正において検討してまいりたいというふうに思っております。

金融庁といたしましては、今回、CPのペー

パース化を目的として、約束手形である現行のCPと同様の商品性を有するものとして短期社債の制度の創設をお願いしているところでごいいますので、税制上の措置につきましては現行のCPと同様の扱いがなされるよう、税務当局に要望してまいりたいと考えているところでごいいます。

○尾原政府参考人 税制上の取り扱いでございいますが、今金融庁の方からお話ございましたように、まだ具体的な仕組み、商品性、定かでないところがございいます。このペーパーレスCPを含めて、適正な課税を行っていくということはもちろん必要なこととございまして、そういう中で、現在、源泉徴収というのは重要な役割を果たしていることも事実でございいます。

いずれにいたしましても、今お話しございましたように、具体的な仕組みの確定を待ちまして、一四年度税制改正の中で検討してまいりたいと考えてございいます。

印紙税の問題でございいますが、印紙税は券面が作成されない場合には現行法では課税されないというふうな仕組みになっておりますが、いずれにいたしましても、ペーパーレスの動きというのはいろいろ進んでいるわけでごいまして、このような法制度の整備やシステム開発、これに限らずよく勉強してまいりまして、課税の公平性、中立性を確保する観点から、何らかの対応が可能かどうか、印紙税の性格にも留意しながらさらに勉強していきたいと考えているところでごいいます。

○塩川国務大臣 私からのお答えといたしましては、先ほど乾局長並びに尾原局長の言ったとおりでございいます。

○江崎委員 いわゆるCPの市場参加者によって構成されますCP研究会におきましても、ペーパーレスにおきましても当然CPと同じような扱いを受けるという認識に立って一生懸命研究をしているようでごいいますので、どうかそのような方向で御検討をお願いしたいと思います。

次に、振替決済機関、いわゆるペーパーレスCPを扱う担い手と申しますか、この点につきましては御質問を申し上げたいと思います。

今回の法案につきましては、ペーパーレスCPを扱う振替決済機関につきましては株式会社でなくばいかぬということがうたわれております。この趣旨でございまいけれども、民間の決済機関が安全で効率的なサービスを提供するように、決済機関にも競争をさせようということだと私も理解しております。柳澤大臣、いかがでございまいしょうか。

そしてまた、今回の証券決済改革議論の中で、しばしば決済機関の統一という言葉が散見されます。この決済機関を人為的に統一するということは、市場原理あるいは競争による経済の効率化という考え方から見ますと反するものではないかなというふうに感じる次第でございいます。この統一という言葉が、一つの決済機関が株、社債やCP等いろいろな証券を取り扱いますよということの意味でいるのであれば問題ないと私は思いますが、日本の証券の決済機関は一つしか認めないよということだと、これは逆に競争政策上も大いに問題になろうかと思ひます。この統一という言葉につきまして、二番目の質問としてお願い申し上げます。

冒頭、ちよつと柳澤大臣にお願い申し上げます。○柳澤国務大臣 統一的な証券決済というその統一は、まさかすべてを統一して一社に独占させるわけじゃありませんでしようね、こういうお話でございいます。この統一的な証券決済というのは、証券の種類についての統一性とか、何でも扱えるというのか、包括性という意味だということとで御理解を賜りたいと思います。

株式会社形態を今回とることになりましたのは、今先生御指摘の競争の中に置くということのほかに、資金の調達を容易にしてシステム投資等に十分対応できるようにしたいという気持ちの二つから出ているわけでごいいます。

最近、これは証券取引所ですが、大証が、従来

でしたら公益法人がやりたり前というようなところでごいいましたけれども、それが株式会社化したに転換しようというふうな意思統一がなされたというふうな報道にも接しているわけですから、このころは本当に、システム投資ということと同時に、競争をしようというふうなことがあるわけでごいいます。私は、少なくとも今のこの証券取引所のような状況を想定して、今回の株式会社化、株式会社形態を御提案させていただいておる、こういう次第でございいます。

○委員長退席、佐藤剛委員長代理着席
○江崎委員 今までCPの振替決済機関につきまして議論をまいりましたが、世界の金融市場を見渡しますと、このCPに限らず証券一般につきまして、今、振替決済機構について国を挙げて非常に力を入れているという感じがするわけでごいいます。

先ほど柳澤大臣のお話の中にもフランスのお話でございしましたが、私も最近いろいろ調べてみましたところ、米国ではこの証券一般につきまして、トレードをした後に決済期間を一日で済ませるという、俗に言うTプラス1、こういうことを近々実施しているというところもありますし、欧州では九九年の通貨統合をタイミングに、大陸における決済システムの統一、統合と申しますか、そういうことが非常に盛んに始まっている。とりわけ、フランスが最たるテクノロジーを使って、さらに中央銀行ともタイアップして欧州一の先進的な決済機構をつくり出していくというふうなことが既に実現しているという状況にあるわけでごいいます。いずれも、資本市場のインフラを整えて自国の資本市場を大きく育てていくという考えに基づいているものだと思います。

我が国におきましても、金融というところまでどちらかという補完機能に位置づけていたと思いますが、世界の潮流からいくと、明らかにもう産業と位置づけているわけでごいいますね。そういった意味では、金融・資本市場のとりわけイン

フラ、それは例えば税制ですとか法制、あるいは決済機関そのものもそういうことになるかと思いますが、これらの整備というものが喫緊の課題ではないかと考えております。

そういう意味で、金融を産業と位置づけて、どういった展望を開きになっておられるのか、柳澤大臣にぜひ今後の展望をお聞かせいただきたいと思ひます。また塩川大臣にも、国のお立場として、個人的御見解でも結構でございいますので、どうか展望をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○柳澤国務大臣 金融・資本市場と言わせたいたでくわけでごいいますけれども、特に金融ビッグバンというものが行われまして、各国金融当局が、自分たちの国の金融についての規制をできるだけ排して国際的な取引についても自由化をする。そういうふうな中で、できるだけ多くの取引を自分の、自国のお座敷を使つてもらおうというふうなことであれば競争をしておること、私どもも敏感に認識をしております。

特に、今先生おっしゃられたように、金融というものを、一つの産業として考えるということとはまざしくそうでして、イギリスがビッグバンの嚆矢の役を務めているわけですが、このイギリスのビッグバンについては、ウィンブルドン化などというふうなことが言われて、特にマーチン・トバンクは資本系列からいってほとんど外国の手にゆだねてしまったわけだけれども、しかし、金融を産業として見る場合に、そのインフラを構成する法務であるとか会計であるとかというものが非常に大きなバックアップ体制になっておりまして、それも一つの産業というのか、所得の機会にも、雇用の機会にもなっているわけでごいいます。

そういう意味で、やはり先進国というのは、金融はもう明らかに産業ということ、専門であるとか技術であるとかというふうなものも挙げて動員するよう形の一つの分野ということ、この発展を図っていくというのは当然だろう、こうい

うように思っております。

特に日本の場合には、非常に地の利を得ているといふこともあると思つておりまして、地球上の二十四時間をちようどヨーロッパとアメリカと日本で八時間ずつうまく分担できるというやうなこともありますので、これはうかうかしてゐるわけにはいかない、この地の利を利用できないやうでは、何のかんばせがあつて先進国などと言つたんだといふことのそしりを免れない、こういうやうに私は思つております。

いろいろ申し上げたいことはそれ以上ありますが、私ばかりべらべらしやべつてゐるわけにいきませんのでこれで終わりますけれども、とにかく、先生の御意見と同じ考え方で進んでいきたい、このやうに思つております。

○塩川国務大臣 私、先ほどおつしやいました資本市場の育成といふものはこれからの大きい問題であるし、また、これからのやはり先進国としてのその体制もとらざるを得ないと思つております。

そこで、まず第一に考えられますことは、日本の個人の金融資産の中で、株式投資をしてゐる率が非常に低い。その率は大体三%前後などと言われておりますが、先日、ドイツの人に聞きましたら、ドイツでは一七、八%が株式投資に興味を持って投資してゐる、ヨーロッパ全体でも一〇%を超えていますよという話でございました。そういう意味において、もつと個人が株式市場に参加することを造成しなければいけないと思つております。

そのためには、私は、やはり証券会社の努力ももつとすべきじゃないかな、そしてまた事業会社も、直接金融によるところの資本の増強を図るとするならば、配当の魅力といふものもやはり一般市民の方に覚えていただくやうにすべきではないかなと思つて、双方の努力が必要だろうと思つておりますが、いずれにしても、税制の面とかいろいろな面で資本市場の育成について一層の努力をしてまいりたいと思つております。

○江崎委員 それでは、CP関連の二法につきましては以上で終わらせていただきます。次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして質問をさせていただきますと思ひます。

まず、今回、個人投資家に対する株式優遇税制、申告分離のいわゆる特別控除といふところにとどまつたわけでございますが、四月二十日付の与党三党による「緊急経済対策に係る税制上の措置」におきまして、長期保有株式への優遇にとどまつておりまして、本法案と同じでございますが、申告分離への一本化を前提とした上で、税率引き下げと譲渡損の繰り越し控除は引き続き検討するといふことでお話のとどまつておるわけでございます。

今後、申告分離への一本化については二年延長といふことではございますが、しかしながら、個人の投資家が望んでゐるのは、日も早い実現といふことではございまして、とりわけこの譲渡損の繰り延べといふものにつきましては、日も早い実現を望んでゐると考えられるわけでございます。

そういう意味で、今後どのようなスケジュールをお考えなのか。具体的なスケジュール、案がございましたら、お知らせいただきたいと思ひます。

○塩川国務大臣 この問題につきましては、まず、政府税調の中におきまして証券に関する小委員会が設置されました。そこで検討を秋から進めていただくことになっております。また、自由民主党並びに与党三党の協議におきましても、秋からこの検討に入つてもらうといふことになっておりまして、でき得れば十四年度の税制改正に間に合うやうにしていただきたいと思つておりますけれども、その見通しはまだ定かではございませんので、そういう希望を申し上げておきたいと思つております。

○江崎委員 それでは、申告分離のお話に戻らせていただきますが、今回、申告分離の特別控除につきまして、そもそもこの申告分離といふのは、申告分離と源泉分離と分かれるわけではござい

す、現段階では。

個人投資家であらう形での申告の比率があるのか、現状をちよつと教えていただきたいと思ひます。

○尾原政府参考人 現在の制度は、先生御承知のやうに、申告分離課税と源泉分離、取引の都度選択することになっております。

源泉分離課税は、みなし利益率を五・二五%といたしまして売り値の一・〇五%という制度でございます。したがしまして、これは税制上の、かねて指摘されてきた問題でございますけれども、大層譲渡益が発生した場合に源泉分離で申告される。それで、その年の損失は相殺されますので、少ない場合には申告分離というやうな形で、使い分けなさつてゐる方が多いのではなからうか、こういうふうな考へてゐるわけではござい

ます。(江崎委員「源泉分離の方が多いのですか」と呼ぶ)はい。源泉分離の方が取引の数としては多いだらう、こういうふうな考へております。

(佐藤剛委員長代理退席、委員長着席)

○江崎委員 そうしますと、今回は申告分離を選んだ方が税控除を実施されるわけではございますが、この控除によつて申告分離を選択される方がふえていくという展望をお持ちになつて今回特別控除をお考えになったのかどうかをちよつとお聞きしたいと思ひます。

また、その効果を踏まえて、緊急経済対策といふ一つの大きなパッケージの中にあえてお載せになったのか。塩川大臣に伺いたいと思ひます。

○塩川国務大臣 これは、二つの目的がござい

ました。百万円の特別控除を設けることによつて申告制になじんでいただく道をつくりたい、そういうインセンティブとして考えたといふことが一つでございますことと、それから、この制度を創設いたしましたことによつて、いよいよ分離課税と申告制とを一本にして申告制に移していきますよといふアナウンスをしたことの意味にもとつてもらいたい、こう思つております。

○江崎委員 この政策の目的として、申告分離を特別控除する、優遇するといふことですね。そういった意味では、誘導するといふ意味においてある程度展望をお持ちになつてゐたといふことでよろしいわけですか。

○塩川国務大臣 やはり私は、その展望を、源泉を申告制に振りかえていただくやうな、そういうインセンティブになつてくれたらと思つて期待しております。

○江崎委員 現在、申告分離をやられた方々に何うと、大変複雑な手続があるといふことでござい

ます。そういう意味で、ぜひこの申告分離課税の手続に關しまして、やはり投資家が使い勝手がよくて、株式投資のインセンティブになるといふやうな制度に早く改めていただいて、また早く源泉分離との一本化もしなければ、当面源泉分離とい

う抜け穴がある以上は、申告分離を選択する人がますます少なくなつてしまふのじゃないか。今回の特別控除といふのも絵にかいたもちに終わらざるを得ない部分もあるといふ心配をしております。その点で、一日も早く申告分離そのものの使い勝手についても御検討いただきたいといふふうに思ひます。

今回の税制改正といふのは、あくまで個人投資家が株式市場に参入しやすくなるといふことが目的じゃないかと私は思つております。一日も早くこの改正を望む次第でございます。

さて、先ほどちよつと、前後してしまいました。が、株式の翌年度以降への譲渡損の繰り越しの問題にまた戻させていただきます。

これから検討するといふことではございましたけれども、何年ぐらゐの期間を想定してこの譲渡損を繰り越してもいいといふやうな大方針といふのはお持ちでしょうか。御意見を賜りたいと思ひます。

○尾原政府参考人 この証券税制の問題は、直接金融どうあるべきかといふことで、先ほど大臣からお話ございましたやうに、六月に入りましたら

政府税制調査会の金融小委員会で検討が進められていくことになってまいります。その場合も、当然、本化のもとで繰り越しの問題も検討されることになっております。

ただ、どのぐらいの期間かということでもございませうけれども、執行上の問題、それからほかの制度とのバランスの観点も恐らくその際議論されるのではないかと思っております。

いずれにいたしましても、政府税制調査会での検討、それから与党三党でもこれから検討されることになっておりますので、それらの審議を見守りながら、適切に対応していきたいと思っております。

○江崎委員 それでは、ぜひその議論の際の御参考になるようなお話を申し上げたいと思います。

ここに、個人投資家に関する各国の税制を比較した表がございます。譲渡損の取り扱いの欄というものがございまして、米国、英国、ドイツ、三カ国とも譲渡損がなくなるまで無制限に繰り越し可能なんです。先進国はみんなそういうシステムをとっているわけですね。また、フランスは、最低でも五年間繰り越しということで、大変長期の繰り越しを認めております。

この措置、各国とも、いわゆる個人投資家が株式市場に参入してほしいという、これも明快なメッセージのあらわれではないかというふうに思っています。

そういった意味で、我が国においても、個人投資家の利便性を高めるといふ意味では、できれば無制限、少なくとも長期にわたる譲渡損の繰り延べというものを実現していただきたいと思っておりますので、塩川大臣、ぜひともよろしくお願い申し上げます。よろしいですね。

○塩川国務大臣 十分その意向を尊重して、今後の審議に参加したいと思っております。

○江崎委員 もう時間もなくなりますが、個人投資家の株式市場にさせていただきますが、今後、直接参入以外にも、投資信託あるいは確定拠出型年金等々を通じて、

量的にも、またツールも、いろいろふえていくのではないかと思います。また、直接参入にしましても、今後は、損益通算、とりわけ所得との損益通算というものが可能かどうかということも、課題は山積しておる次第でございませう。

いずれにしても、個人投資家が株式投資を通じてリスクマネーになれていくということが、我が国の経済の成熟化とか、急激な高齢化社会を迎える、その中で自己責任を前提とした確定拠出型年金の導入ということもあるわけでございます。大変重要なことだと思っておりますので、御認識をいただきたいと思っております。そして、これらの動きが我が国の資本市場を充実させるという一助に必ずやなることは間違いないと思っております。

以上のことを踏まえて、両大臣には、小泉内閣らしく、よき改革に向け御奮闘いただきたいというふうに思っております。私も、国民にとつてよき改革にはともに歩みたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。

○山口委員長 中川正春君。

○中川(正)委員 続きまして、民主党の中川正春でございます。

通告に従って質問していきたいと思うのですが、その前に、午前中にもちょっとお話が出ていましたが、塩川大臣、非常に快調に飛ばしておられました。なかなか思い切ったことをそれぞれ言っていたのだというところ、このことについて私も評価していきたいと思っております。午前中に出ていた、塩川人気が高いのですか、これもなかなかのものだと思うのです。

これを一回聞いてみたかったのですが、この塩川人気がどこにあるのか、どこが今受けているのか、御本人はどうお考えでございませうか。

○塩川国務大臣 私は全くそういう意識はございませんし、そんなイメージもございません。ただ、人間、ちょっと塩辛いところがあるものだから、そういうのにびったりとひつつけたんだらうと思っております。

○中川(正)委員 私は、大臣に二面性があると思ふのです。片方、受けているところは、やはり本心に素直に自分の思っているところをぐっと出してもらう、あるいは具体的な政策まで踏み込んでこられる、そこがよいところだと思ふのです。

しかし、もう一方、忘れたとか、それから間違っていたとかというようなこと。これは、基本的には、内閣の姿勢として、今、官房機密費あるいは外務省の機密費などというのを、それをどう対応するかというのは一つのメルクマール、踏み絵になつていくような課題ですよ。そこについて、逃げちゃだめだ、これは、一番最初の素直な気持ち、あのときに、一番最初にテレビで語ったあの素直な気持ちというのが受けているのですから、そのつもりで、まだこの問題についてはどう進んでいくでしょうか、私は期待をしたいというふうに思うのです。

これ、どうですか、心にしみるところはありますか。

○塩川国務大臣 別に何とも、私は申し上げることはございません。

○中川(正)委員 そういう素直さを少し詰めてみたいというふうに思うのです。

さっきの答弁は全然素直じゃないですよ。あれはもう全く、国民がこれから本当のところを知つていかなきゃいけない部分でありまして、それを一枚めくるところなんだというふうにならないように警告をしておきたいと思ふのです。

もう一方の、思い切った政策を打ち出していた中で、具体的に三つほど詰めていきたいというふうに思ふのです。

まず、道路特定財源の見直しなんです。これは二つありまして、いわゆる税源の見直しと歳出の見直し、両方あると思うのです。これは具体的に大臣の意図を確かめさせていただきたいのです。

まず、つは、税源です。ガソリン税、自動車重量税、これは前からタックス・オン・タックスの議論がありまして、体系的に余りにも、重税感といたします。偏った税になつていくというふうな問題であるとか、それから、午前中にも問題が出ましたが、上乗せ税になつていきます。この上乗せ税について、この際どうするかというふうな問題、こういうことも含めての財源の見直しということなのかどうか、具体的にひとつお答えいただきたいと思ふのです。

○塩川国務大臣 タックス・オン・タックスの問題は、消費税の制定のときにこれはもう大変問題になつたものでございまして、タックス・オン・タックスの問題が、この石油関係だけではなくして他にもございまして、一応、諸外国、アメリカ等もそうなっておりますが、諸外国の例があつて、そのまま現在に至つておるというところがございます。今度の見直しの際はこの問題を主体に見直すということはございませうが、あるいはまた議論の中に出てくるかも知れませんが、今のところは、私たちの考えでは、このタックス・オン・タックスの解消に向かつての議論の中にひとつ入れていくという考え方はとっておりません。

○中川(正)委員 もう一つ、今、税を基準よりも付加して取つていきますね。これについてはどうなんでしょうか。

○塩川国務大臣 これは、できれば我々も暫定措置は、要するに国際並みに見て、あるいはまたこの十数年の間なじんでいたでございまして、暫定税率、これも含んだ話として考えてもらいたいと思つて、負担をしていただきたいと思つております。

○中川(正)委員 ということは、ここで確認させていたいただいたのは、いわゆる税源、税を取る方、税の体系についてはなぶらないということですね。それでいいのです。

○塩川国務大臣 おおよそそのように見ていただいて結構です。

○中川(正)委員 では、今度は歳出の方であります、今の歳出の大枠というのは道路五カ年計画に規定をされています。その目的で、道路として使いなさい、こういうことですね。これまでの発言の中では、小泉総理も含めて、例えばそれを、都市計画の方であるとかあるいは鉄道関連の運輸の方であるとかということに使っていいのはどうかというお話がありました。

そこで、二つお尋ねしたいのですが、そういうことになる、法律を変える、いわゆる使い道を変えるということですね。法律を変えるという前提で今考えられているんだらうというふうに思うのです。これは、いつこの法律を出してやるのですか。

○塩川国務大臣 現在、平成十四年度までは、道路整備五カ年計画の裏づけ財源として法律で縛られております。が、しかし、その中で、道路財源以外にも使っておる点もございます。それは財源上のやりくりをしながら使っておるところもございます。

したがって、十四年度中は、私は、法的根本的な改正ということが、五カ年計画に裏づけられておる以上はちょっと難しい問題ではないかと思っております。したがって、十四年度中におきましては、道路財源の一部を、この道路の財源の創設された趣旨を生かしながら拡大解釈をして、都市整備の問題とか生活道路の整備、あるいはまた公害問題等、それに関連する方向に拡大をし、公共事業の推進を拡大してもらいたい、こう思っております。

そして、十五年以降、道路財源としての法律の裏づけが変わりますとき、そのときには、道路財源全般を法改正して、一般財源となるか、あるいはまた特定財源としての範囲を、何も道路に限らず、他の生活関係の分野、一般歳出の分野に属することになるかということは議論し、検討していただいて、決定していただくことでありますけれども、我々財務省といたしましては、一般財源として新しく衣がえをして創設していただくこと

を願っております、こういうことであります。

○中川(正)委員 法で改正するときはトータルで一般財源化していく、こういうことですね。

そこで、十四年度分、ことしの分なんですが、そういう形で関連の方にこれまで以上に回していく。逆に言えば、道路財源を減らしていくということになるわけですね。すると、五カ年計画自体が、またこれを破棄するといいますが、これを考えに入れていって、そのことができないということにもつながるわけですね。ということとは、どっちにしたって、ことしその方向性をはっきりしないと、次の議論が進んでいかないうことになると思うんです。

今の腹づもりの中では、どの程度道路財源を削減して、都市計画その他、さつき言われました環境あるいは運送関連、これを見て振り分けていくのか。このオーダー、これによって本当に何を言わんとしているのかというのが決まってくると思うんです。何のことはない、%だ、%だというような話ではないと思うんですね。どれぐらいのオーダーの話で考えておられますか。

○塩川国務大臣 それは非常に難しいことでございますので、我々慎重にその分量をはかることをいたしております。したがって、どの分野にそれを振り向けることが可能であるかといういわばリサーチを現在しておるところでございます。相当な額を振り向けないという希望は持っております。

○中川(正)委員 相当な額とは、例えば半分ぐらいという意味ですか。

○塩川国務大臣 そういう額についてはまだわかっておりませんが、気持ちとして、できるだけたくさんそっちに充たしたいということでありま

す。

○中川(正)委員 そのところをはっきりと、やはり大臣が指針を示すことだというふうに思うんです。それでないと、恐らく次の議論に進まな

りますか。

○塩川国務大臣 それは、経済諮問会議の基本的な骨太の方針が決まりまして、それをもとにして関係省庁と協議をし、でき得れば概算要求段階で決めていきたいと思っております。

○中川(正)委員 きょうは本日は竹中さんもここに参加をしようというふうにお願いをしたんですが、これまでの慣例の中で、こんな慣例はないんですね。それぞれの関連する大臣というのは、ここでは特に経済諮問会議というのはこういう形で問題になってくるわけでありまして、これからぜひひとつと理事会の方でも御検討をいただきたいんですが、竹中大臣については一般的な形でここに参加をしようという手だてをぜひ導いていただきたいというふうに思います。

○山口委員長 また理事会で議論させていただきます。

○中川(正)委員 よろしくお願ひします。

次に、地方交付税、これも具体的に話をさせていただきます。今、イメージでは、大臣の気持ちの中には、基準財政需要額をへこますということが、かつて話の出た地方交付税を減額するということの意図な

んですか。そこは具体的には何を言わんとされているんですか。

○塩川国務大臣 国の行政もそうでございますけれども、最近の地方行政の状況、趨勢を見ておりますと、要するにシビルミニマム、あるいはナ

ショナルミニマムもそうでございますが、無限に拡大してきております。私は、行政の責任というものは、やはり負担と均衡をとったものでなければついていけないものになってしまうと思っております。

したがって、地方行政だけをとって申し上げますならば、まず第一に、シビルミニマムはいかなるところで維持すべきかという基準をきっちり決めていくべきで、これはやはり住民参加のもとにおいて決めていくべきだ。それに対する負担はど

のぐらになるのかというのが地方財政計画になつてくるのであります。それが決まりましたと、そこで当然に基準財政需要額という考え方が決まってくる。その基準財政需要額を基礎にして交付税というものを組まれてきておる。この手順はやはり踏んでいくべきだと思っております。

でございますから、交付税をどのくらい削るんだというふうなことは私は一つも言っておりません。そうではなくして地方財政、事実そう言っています。地方財政全体で一兆円程度の節約はしていただければ、こういうことは言っておるんだあつて、何も交付税で一兆円ということは私は言ったことはございません。

ただし、よく考えていただいたら御存じだと思ふんですが、地方交付税は決まった税源できちつと組まれております。それでもなお、基準財政需要額の算定が多いために、その不足分は国と地方と半々の折半で負担するということにして特別会計が借り入れをしております。この借り入れのうち半分は国が負担しておりますが、この負担の分が、私はつきりとした数字は忘れましたが、平成十三年度で二兆二千億円になるだろうと思っております。これが来年も当然増えるまま推移するとするならば、地方交付税の国の負担分はうんとまた膨らんでまいります。このことは、国として果たして地方交付税のそういう毎年、例年の増勢についていけるかという、私はいけないと思ふんです。

そうすると、この際に、国の財政も考えるんだから、地方の財政も考えてくれぬかと。地方の財政は、全部で年間八十九兆円ございます。八十九兆円あるとするならば、そのうちの1%を何とかやりくりして節減を考えてくれるならば、国の負担も変わってくる、このことを全体として考えてくれぬか、こういうことを言っておるのでございます。

○中川(正)委員 さっきのお話ですと、交付税に対するいわゆる国の負担分、これをこれ以上は持ち続けることができないから、この分に見合うも

のをやめる、いわゆる負担しないということなんですか。

○塩川国務大臣 いや、それは議論がすり変わってしまっていて、私の言っているのは、私、資料をちよつと持っておりますが、こととして二兆二千億負担しておりますが、来年度、このままの状態ですと、地方交付税の国の負担分はさらに膨らんでくることは事実であります。その分はとてじやないが負担できない。

ですから、ただ交付税の負担だけの問題ではなくして、地方財政計画そのものを見直してもらって、そして、いずれの面でも結構ですから、国の負担分を、兆円ほど見直してもらえないか、こういうことを言っておるのです。交付税で、兆削れということではございません。

○中川(正)委員 そうすると、国の負担分を、兆円減らしていくということですね。国の負担分というのは、もつと言えは交付税と国庫負担金、それから補助金、この三つですね。この三つを合せて、トータルで一兆円地方財政計画からマイナスします、こういう理解でいいのですか。

○塩川国務大臣 おおよそそういうことになるだろうと思っております。

○中川(正)委員 その後、大切なのは、全体の見直しの前提になる財源移譲だと思ふのです。この財源移譲が基本にあつて初めて、いろいろな意味での見直し、特に交付税はむだなところがたくさんあつたという議論があつてありましたが、そういうことになるというふうに通うのですか。

そこで、実は総務省の片山大臣の方から、最終的に国と地方自治体の税源については今の三対五という比率を一對一に持つていく、これが正しい方向だということをやこの間、私の委員会答弁ではつきり打ち出されました。このことについては財務大臣としてはどうお考えでしょうか。

○塩川国務大臣 地方の行政能力と、それからもう一つは国と地方との役割分担が明確に分類されました、それぞれの自主独立の方向と力を持つたならば、税源配分は有効に効果をもたらすと私は思

いますけれども、現在の状態で、府県並びに市町村と、地方自治が二重行政になっております。しかも、地方自治体の実情を見ますと、三千三百数十カ所の地方自治体があり、さらには一部事務組合等がございます。これを入れて、自治体そのものの数は相当大きい数になっております。そういったしますと、この自治体相互間における行政能力、そして地域発展のあり方等において非常な格差がございますので、一律的な地方行政は行うことができません。と、思います。

そこで今、合併促進の法律等もございまして、その趣旨をわきまえてもらつて、地方自治体が単独で国の行政権限を全面的に移管を受けて実施し得る行政能力をまずつけてもらうことが前提となる、その上におきまして税源配分を決定すべきである、私の考えはそういうことであります。

○中川(正)委員 私は順番が逆だと思ふのです。さつきのお話だと、もう過疎地については、あるいは農村部については国が面倒を見ていけないうことですね。だから一緒にいかなければ、いわゆる大きな自治体になっていきなさいよ、というわけで、そういう意味では、国のかわりに核になる、いわゆる中核都市が今度はそうした過疎地域に対してナショナルミナムを保障していくような形で行政体制を組んでいくということになる。しかし、それではその中核都市がうまくいっているかというところになると、このシステムそのものが今問題視されているわけでありまして、逆に言えば、先に財源移譲というものがあつて、その財源移譲に伴う中核都市のしっかりした財政基盤というものが前提になりながら周辺を包み込んでいくという説得をしないと、その逆の説得というのは、農村部に対してあるいは過疎地に対して、全面的に、あなたたちに対して国はナショナルミナムは保障できないのですよというところを言っているだけで、これはやはり非常に大きな政治問題化してくるのだというふうに通うのですか。

今、あるいはこの間から大臣の発言の中にあらわれているのはまさにそこでありまして、その矛盾に対して、やはり先に財源移譲を明確化する、国がそのプロセスをはつきりさせて説得をしていくということだと思ふのですが、どういふふうにお考えですか。

○塩川国務大臣 では、私はお聞きいたしたいのですが、財源配分ということはどういうことを考へておられるのか、ちよつと説明していただきたい。

○中川(正)委員 例えば東京都の提言なり、あるいは今地方分権推進委員会の中で神野さんあたりが、具体的に言つておられますが、所得税の何%か、神野さんは一〇%ということをやつていますが、これを住民税に置きかえていって、それで地方財源としていく、こういう形の財源強化、いわゆる地方財源を確立していくという具体的な方策が、それぞれ今、政府部内でも検討されているのです。そういう流れを具体的なものにした上で市町村合併というのを議論していかないとだめなんじゃないですかということなんです。

○塩川国務大臣 それは昔、国がやつておりました付加税のような考え方なんでしょうか、どういふことなんでしょうか。

私は、そういう地方財源の分配とおっしゃいますけれども、どのように、しかもどのような税金を地方に分権するのかわからない議論がまだ決まり切つておらない間に、その議論が先行してしまつて、逆に合併を促進することがなかなか不可能になってくるという事態は起こつてきておるものではないかと、まず、地方の財源の確立といふことはどのような手段と税目をもつてやっていくのかということをはつきりしておかなければならぬ、このように思ふので、それで私、教えていただきたいとむしろ言つておるので

○中川(正)委員 民主党としては具体的な政策をまとめつたございまして、さつき申し上げたように、最終的に税源の方では、所得税も含めてその

他新しい税、それから消費税もその対象に含みながらこれを地方税源化していく、地方に移していく。だから、所得税を一〇%削つて、それを地方の、所得税の場合であれば住民税に置きかえていくということ、これは住民税を倍にするわけですね。そういうようなことを前提にしながら、地方の財源といふものをまずはつきりと確保していく。そして、自分の足で生きてくださいよ。特に地方の中核都市といふのは、そういう意味ではこれから担つていく役割といふのは大切なものじゃないですかということなことでまとめたい。

そういうものがあつて初めて、その周辺の過疎地がそれと一緒にさういふ話になるのであつて、今政府が具体的に、あるいは大臣初めそれそれ関係者が具体的に市町村合併を進めていく、その中でむちを使つて、そのままだつたらあなたたち生きていけないよという、このむちだけでさういふことを進めていくということに対しては、火の手が上がつていふ。私たちもその行き方といふのは反対ですということをし上げていふのです。

そこで、大臣にもう一回尋ねますが、その財源移譲といふことを具体的にまず詰めるなければいけないと思ふますが、詰めていくスケジュール、それから詰めていく意思、最終の落ちつきどころ、これをここまではつきりさせてください。そこからすべてが始まつてくるでしようということであり

○塩川国務大臣 この問題につきましては、もつと根本的な住民意識の変革といふまじょうか改革が並行して進まない、なかなか実は結論が出ないのであります。

といひますのは、たしか平成五年でございまして、たてしうか、法律をもつて地方分権推進委員会をつくりまして、それで、その委員会が七年間にわたりました、いろいろな面から検討していただきました。とにかく、分権に対して五つの段階で提言されましたけれども、根本の問題が解決され

ておらなかった。そこに何があつたのかといふ
すと、やはり地方におられる方々と都会におる方
と、どんな税制を持っていきましても格差が出て
まいります。その格差を税だけでは埋めることが
できない。そこに分権の問題が行き詰まってきた
ということを私たちは思っております。

なお、おっしゃる通りに、この税源の問題を
もつとやはり考えて、その結論を早く出してい
くということ、それが地方分権の推進になり、そ
して地方の独立ということになつていくと思
うものでございますので、私たちも一生懸命その
部分の勉強をさらに一層進めたいと思つておりま
す。

○中川(正)委員 これは大臣、不一致ですね、片
山総務大臣と。向こうの方は、もうはつきりと一
対一にしますということをお願いしているのです
よ、総務相としては、どうなのですか。

○塩川国務大臣 だから、その一対一にするの
に、どうしたらなるのですかということをおた
ちは教えてほしいと思つておるのです。

○中川(正)委員 そこがずるいところなんです
よ、大臣の。そんな切り返しをしないで、まとも
にやってみようよ、まともに。どうなのですか。
○塩川国務大臣 それは、しよせんは財源調整の
税、交付税ではございせんが、交付税にかわる
ような財源調整の機能を持った税源がでない限
り、現在の地方自治体の格差がこんなにある間
は、そういう制度が導入されてこない間は私はず
可能だと思つておるのです。

でございせんから、ある程度地方税を高くす
る、そして国税を低くする、これはできると思
います。これはできると思いますが、地方が
独立した分権を維持して、独立した行政体として
完全に自主財源で賄つていくということはなか
か難しい。そこにはどうしても財源調整の機能が
必要になつてくると思つております。

○中川(正)委員 大臣、頼みますから勉強してく
ださい。さっきの議論の中で、独立した自主財源
すべて一〇〇%で地方自治を運営するとだれも

言つていませんよ。片山大臣でさえ一対一と言
つておるのですよ。国と地方自治が半分ずつだとい
う話なのです。そこから始まつておる。だか
ら、当然それを調整する部分というのは、それは
必要なのです。そんなこと前提なのです。一度
頭の中を整理していただいた上で、またこの問題
はやりましょう。

○塩川国務大臣 大変なことをおっしゃいます。
そうしたら、一対一にするためには、自主財源と
いうものの中に調整も必要だということをおつ
しやいましたね。そういうことを含んでの検討で
ございせんか。それだつたら私も賛成です。

○中川(正)委員 それだつたら賛成と。それで
は、賛成していただいた上で一言、これはど
うですか。税源移譲ということに対して、財務大
臣としてはどういうスケジュールで、もう片山さ
んは一対一でやると言つておるのですが、どうい
うスケジュールで財務大臣はやるのですか。

○塩川国務大臣 私も、全体の足並みがそろつた
ら一生懸命進めていきたいと思つております。

○中川(正)委員 肝心なところになると、もうひ
とづけてしまふのでやりにくいところなんです
が、どっちにしたつて、もう一度議論を整理して
いただいて、閣内でまず整理していただいて、そ
のスケジュールを早く打ち立てていただくとい
うこと、これが大切なことであります。

さらにこの議論を深めていきたいというふう
に思ひます。どんな形で具体的に移譲していくの
かというの、民主党の政策を見てください。この
中に一つ一つ具体的に私たちは提言をさせていた
だいております。

それから次に、法務の方から来ていただいてお
りますね、副大臣。せっかく来ていただいていま
すので、ちよつと先にその方をさせていただきた
いというふうに思ひます。

金庫株であります。これは今の経済対策のい
ろいろな関連法案でも、筋のいいの悪いのとい
ろいろあります。これはもう中におつていただ
く皆さん方も、あるいは自民党の中でも、筋のいい

のと悪いのとそれぞれ議論があります。概して悪
いのは、株価対策で無理やり引き上げていくとい
うようなもの、これが筋がよくない、こういうこ
とだと思つておる。そんな中で、金庫株の議
論、直接は法務の方ですが、こちらでもひとつ大
臣も交えて議論をしたいと思います。

これは、まず入り口から、金庫株の目的を改め
てちよつと説明してください。
○横内副大臣 先生の御指摘のように、金庫株の
解禁を内容とする商法の改正が議員提案で出され
ております。

その目的あるいはねらいとするところでござい
ますが、第一点は、近年、会社が競争力を強化す
るために、合併とか分割とかそういう組織の再編
を盛んに行つておる。合併とか分割とかそういう組
織の再編に、自己株式を活用することによつて機
動的な組織再編ができるという点があると思ひ
ます。

より具体的に申し上げますと、合併とか株式交
換とか会社分割の場合に会社は新株を発行するわ
けでありますけれども、その新株の発行にかえ
て、自分が保有している自己株式を割り当てると
いうことができるわけでありまして、それによつ
て、新株を発行した場合には、将来の配当負担が
増加したり一株当たりの株式の価値が低下したり
というふうなマイナス面が出てくるわけでありま
すけれども、自己株式を活用することによつて、
そういったマイナス面なしに組織の再編が機動的
にできるというメリットが一つあるというふう
に思ひます。

それからもう一点は、自己株式の取得が原則と
して自由化されるわけでございますから、従来よ
り活発に自己株式、株式の取得が行われる。その
結果として、株式市場における株式の需給関係の
適正化が図られるという期待もあるというふう
に思ひます。

そしてさらに、三日月として、これはアメリカ
なんかで非常に多いわけでありまして、あ
んなく、敵対的な買収のおそれがあるというよ

うな場合に、それへの防衛策として自己株式を取
得して保有をするというようなこともできる。そ
んな点が、おっしゃつておる効果といひましょ
うか、ねらいということだと思ひます。
○中川(正)委員 当初の話と大分変わつてきて
いるのです。

私たちがこの議論を始めたときには、株の持ち
合い解消で株が大量に出てくるから、それを自
分で買い取つて、それで株価の維持をしように
ないかということ、これがそもそものこの議論の
発端であつたように思つておるのですが、このこと
をどうして言わないのですか。

○横内副大臣 おっしゃる方によつていろいろな
言い方があろうと思つておるのですけれども、今申し
上げたつもりでございまして。
自己株式をかなり自由に取得ができるようにな
る、そのことによつてそういったものが活発に行
われて、その結果として、株式市場における株式
の需給関係の適正化にも資するといひましょ
うか、期待できる、そういう効果はあるというふう
に思ひます。

○中川(正)委員 これもちよつと議論をしてい
うと思つたのですけれども、もう時間がないので、
私なりの所見といひますか、これを評価をし
ますと、結局、新株を発行していくというのと、
持ち株で、いわゆる自己株でやっていくというの
と、結果的には企業会計上は効果は同じなん
です。

ということ、片方、自己株はそのまま、今の
法律の中身を見ておるとこれは資本の方へマイナ
ス計上されるわけですから、自己株を持つとい
うことは、資本がそれだけ一たんへこみますとい
うことですし、現金は出ていくわけですね。片方、
資産の方の現金は出ていって、資本がへこむとい
うことで、企業会計上は、これを持つということ
のデメリットというのは非常に顕著なものになる
という事です。そういう前提から考えると、こ
れは、一たん買い取つたものをこれまでどおり消
却するということが何ら変わりはない、消却し

てまた必要ときに新しい新株を発行すること、このプロセスと企業会計上は違いないということですね。

そうすると、問題になってくるのは、この自己株買い取り、こういう制度を入れることによって、マーケットの信頼性がどうなるかということ。

マーケット自体の信頼性というんですか、いわゆるインサイダー取引等々に対してセーフ・ハーバー・ルールがどこまできいてくるか、あるいは、それにかわってちゃんとしたセーフ・ハーバー・ルールが仕組まれるかどうかということによって、消却するよりも、自己株をもって作用する方が多少便利。便利にはなるけれども、効果は変わらないとすれば、これは悪い面だけが出てくるわけです。今セーフ・ハーバー・ルールや何かがはつきりしていないということになれば、だから、そういう流れの中で議論というのは進まないように思われます。

この点についてはどういう見解をお持ちですか。

○横内副大臣 先生のおっしゃる点はわかります。確かに、会社の貸借対照表上は、結局、資本の部が減るわけですから、その意味においては同じということはあるんです。

ただ、しかし、その会社にとってみれば、消却のための自己株取得ということになりますと、直ちにこれは株券失効の手続をとらなきゃならぬわけですから、金庫株として取得をして保有いたしますと、将来的には、それを保有しておいて、例えばストックオプションに使うとか、あるいは売却処分をしてそれでまた資金を調達することとができるか、あるいは将来また消却をするとか、保有しておくことによって会社としてはいろいろな選択肢があるわけです。そういう意味で、会社としてみれば、やはり消却のための自己株取得とは別な、会社の経営上のメリットがあるということだと思えます。

○中川(正)委員 ということは、緊急経済対策には、もともと目指していた株価を何とかしようという

いうことに対しては、これは余り効果がないということだと思えます。そのところを、せっかく出てきたものだから何とか理屈を合わせて説明しようというその努力が見られたということだと思えますので、そのように理解をさせていただきたいというふうに思います。

最後に、不良債権の問題です。柳澤大臣、大丈夫ですか。

これもちよつと時間が、もう少し議論しようと思つたんですが、先ほど話が出ていましたように、今の不良債権のレベル、これが民間とこれまでの大本営発表とが違ふじゃないか、民間はもっと深刻ですよということですね。それを、先ほどといますか午前中、プロジェクトファイナンスで説明をさせていただきました。しかし、それはそれとして、ではマーケットはどつちで動いてくるかというところになると、どうもこれまでの例からいくと、過去の例からいくと、これは民間が今見ているような形の例を前提にしながら動いているというのが事実なんだろうと思う。

それだけ過去にいろいろ失敗をしてきた、いわゆる金融再生委員会のやり方も含めて。例えば四年、そこが債務超過があつたということに対して、適資産と見て再建計画を承認して、そのまゝやってきたじゃないかというふうな問題とか、長銀の瑕疵担保特約、こんなふうなものを許してしまいましたがというふうな話であるとか、あるいは、いわゆるモラルの意味で非常に崩れてきている、一言で言えばそういうことでしょいか。そんなふうなこと、もうこれは本場一つ、二つの例ですが、こういう積み重なった話が、結局は大本営発表なんだという見方にさせているんだというふうに思われます。

そこで、今、我々議論がないのはというか、ないところをしっかりと議論していかなければいけないと思うのは、まさかのときなんです。まさかのときというのは、今はまだ平時だという前提で、例えば不良債権の償却額も、どちらかというとと各金融機関の利益幅に合わせて、その範疇の中

で償却をしていこう、だから公的資金要りませんよ、こういう流れです。

ところが、ずっと過去の経緯をたどつていけば、これは今回、例えばさつきお話があつた十二兆円レベルの話が特別な話かといつたら、過去八年間ずっと見てみると同じレベルなんです。何も特別な話が始まつたことじゃない。しかも、それを、いわゆる準備金を積み上げるといっただけじゃなくて、そうじゃなくて直接償却しようということとで、きつくなりまふと言っているだけなんです。

そうすると、全体の不良債権のレベルだとか身だとかというのは、状況は全然変わらなずに、さつきの直接償却の部分だけがきつくと出てくる。だから、きつくと出てくるのはだめだからといつて今度何を始めたかといつたら、会社をつぶすのじゃなくて、これは民衆で借金チャラにする話です。すよといふことで、そのルールをつくりましようという銀行に言っている、こういうことではない。

そこで、私は二つ尋ねたいのですが、一つは、これをいわゆる危機管理という前提で想定しなくていいのか。この危機管理が起こるレベルというのは、実はこの間ちよつと勉強会をしたときに白民党の中のこの専門家、この人が言うのには、株価が千二百円ラインを下回るとき、あるいは長期金利が二・五%を超えるとき、あるいはペイオフ、時価会計、これが迫つていきますね、このときどうなるか。あるいは、今回、直接償却を言っていますか、この直接償却によつて倒産の連鎖、これが起こる、このときにはシステムリスクというものが起こる、このときには議論されるべきものなんじゃないでしょうかというの、これは自民党のサイドからの危機意識でもあるんです。それが議論に上つてこないんです。

この危機管理について、さらに悪いことには、危機管理をやるときには公的資金なんですね。公的資金は何か前提になるかといつたら、国民と政府の間の信頼でしょう。ところが、そういう危機

管理を将来しなければいけないのが見えているのに、今何をやっていくかといつたら……

○山口委員長 中川委員 質問時間が終了しておりますので、簡潔に。

○中川(正)委員 それぞれ民衆で借金チャラにする話をしていふんです。これは国民の信頼を全く崩しているんですよ、この公的資金の中で。だから、それに対して最終的にどう考えておられるのか。

○山口委員長 柳澤大臣、簡潔に答弁をお願いします。

○柳澤國務大臣 もう一度申し上げますと、先生が借金をチャラにするという債権放棄の話がされましたが、これは基本的に銀行の損益という面にかけては償却と同じなんです。同じように損失です。ですから、公的な整理による償却も損失です。それからまた私的整理による債権放棄も同じ効果を持つということとございまして、何も私的整理だからどうこうなるという問題では全くないということなんです。

第二番目に、先ほども私答えましたけれども、いろいろ民で、特にアメリカ系の投資会社などいろいろなことを言っておられますけれども、それは、大体パブルで発生したいわゆる不良債権というものは六十兆から六十五兆だ、こういうことを言っておられるわけですから、大手行の問題なんです。それに対して、九二年から我々が損失を処理してきた償却、引き当てる累計は、既に六十兆円に達しているということなんです。ですから、仮に多く六十五兆をとつたとしても、あと五兆ぐらいしか残っていないという状況です。これは、全く彼らの言い分をそのまま我々が認めたとしてもそういう状況だということを、さつきちよつと言わせていただいたということなんです。

そういうことからして、私どもは現在、また新

ただ、三つか四つ大変重要なことを御発言なさっておるんですね。厚生年金の基礎年金部分に対する国費の繰り入れというのですか、約二兆五

それから三番目の……（仙谷委員「特殊法人」と呼ぶ）それにつきましては、検討はいたしております。検討はいたしておりますけれども、数字の面につきましては、それはひとり走りしておることであつて、私から言うたものでもなければ、

億、来年は三十兆円を上回る分があるから、だからここから一兆円、ここから一兆円というふうに分けて、こうということをおっしゃっているわけでしょう。だから、その前提で言っているわけですよ。その意気やよしと言っているじゃないです。

例えば、ことしの一月、ダボスへ森さんが行って、不良債権処理にめどがついて日本は雄々しく再生しているんだ、こうおっしゃいましたよね。

そんな状況ですか、今。

きょうこれ、用意してきたのをこらなくださ
い。大手十六行、九グループの二〇〇一年三月期
決算。一、二と出しております。片一方は、業務
純益、不良債権処理、有価証券含み益、二〇〇一
年の三月と二〇〇〇年の三月、両方見やすいよう
に対照表にしております。リスク管理債権の額が
どうなっているのか、貸出金がどういうふうにあ
っているのか、こういうふうにしてある。

こらいただと、先ほど、きょうの日経新聞
に載ったアトキンソンさんですか、何かそれは大
げさ過ぎるからけしからぬ、こういう雰囲気のお
話でございますけれども、これは深刻な状況は一
目瞭然ではございませんか。つまり、はっきり申
せば、業務純益は横ばいけれども、不良債権処
理も横ばいだ。つまり、先ほど中川委員が申し上
げたように、業務純益プラス含み益を益出した分
で不良債権処理をしているにすぎないというこ
とがよくわかるじゃないですか、これを見ただけ
で、そうでしょう。そして、それだけ不良債権処
理をしているのにリスク管理債権は依然として減
らない、ややふえている。まず、こういうことが
一目瞭然じゃないですか、こつちの方で。

二枚目の方、決算二の方を見てください。この
中で一番お気づきになって目につくのは、十六行
だけで国債が何と三十二兆から五十二兆五千億に
なっているんですよ。一年ですよ。地方債はか
えって減っている。株式保有はどうだ。一生懸命
益出してはいますから、四十八兆から三十六兆に
減っている。これは、ストックの方から見ても業
務の方から見ても、もう苦しくて苦しめてしま
うがなし。有価証券の含み益に至っては七千五百
八十一億円しかなくなっているじゃないですか。

これがそんな楽観的な事態なのか。
大臣、まさに大臣は、どういう表現をするかは
別にして、九八年以降の金融健全化法による資本
注入とその後の長銀処理を含めた処理の仕方が余
りうまくいかなかったという前提で金融機関に
対するモニタリングを進めていただかきやいか

ぬ、私はこう思うんですけれども、いかがです
か。

○柳澤国務大臣 仙谷委員の方から、まず不良債
権等の処理、それに動員される業務純益、有価証
券の含み益、これの状況、さらに貸出金の中にお
けるリスク管理債権の状況、それから二ページ目
については、現在の総資産の中におけるポート
フォリオの内容についてのお話がございました。

第一ページでいいますと、不良債権の処理をし
たけれどもリスク管理債権が減っていないじゃな
いかということ、これはかねて私も申し上げて
いるとおり、引当金による間接処理ということ
をやりますと、残高は減らないわけでございます
が、残高は。したがって、この不良債権という
リスク管理債権の残高が減らないからといって不
良債権の処理が進んでいないということにはな
りません。これは引き当てが十分に行われればい
いわけでございます。

そこで、私も、さはさりながら、リスク管
理債権をバランスシートに残しておくことはい
ろいろな意味で銀行の収益その他にいい影響をも
たらさない、あるいは金融機関の貸出先の活性化
をもたらし、ひいては日本経済の活性化をも
たらさない、こういう観点から、このリスク管
理債権の残高の縮減にこれから取り組もうとい
うことを考えているということでございます。

それから、リスク管理債権は減っているわけ
でございます、ちよつと先生、数字の面で我々
の方と突合して一致しない面がありますが、いず
れにしてもリスク管理債権がそんなに激減してい
ないことは確かです、そのことについては以上申
し上げたとおりです。

それから、二ページ目について言いますと、確
かに、総資産の中におけるポートフォリオの内
容、私も大変問題を含むということを感じており
ますけれども、しかし、これについては各金融機
関はそれぞれにリスク管理をしておるというこ
とでございます、望むらくは、もちろんもつと
もつと貸し出しがふえること、そしてその貸し出

しが、午前中の議論にもありましたけれども、信
用リスクを十分に上乗せした金利のもとにおいて行
われるということが強く期待される、このように
は思っております。

○仙谷委員 もう一つ聞きますが、三菱東京フ
ィナンシャル・グループが決算発表のときに記者会
見をして、リスク管理債権の資産査定が甘くな
ったとは言わないということで、二〇〇〇年三
月期は二兆八千億の管理債権を計上した、ところ
が、二〇〇一年の三月期には四兆二千、リスク管
理債権を計上している。この貸出金に占めるパー
センテージを見ていただいて、他の銀行と比べて
みてください。それから格付を見てください。

つまり、一番いい格付の銀行が突出したリスク
管理債権の貸出金に対する割合を持っているの
に、ほかの銀行は持っていない、そうはなってい
ないというところに、くめどもききぬ不良債権
のない、延々と果てしなく、これは旧大蔵省に
とってはまさに九二年、九三年から始まっている
話なんです、言っておきますけれども、ずっと
続いてまだまだ続くということをこれは暗示して
いるじゃないですか。

例えば、いいですか、具体的な金融機関の名前
を出すと語弊があるので出ませんが、月、火、
水曜日の証券市場の動向をどう見えていますか、金
融機関に対する値のつき方、出来高。九八年の六
月とほとんどよく似てきたと思いませんか。いか
がですか。

○柳澤国務大臣 不良債権の発生あるいは新規発
生、これが年を追って大きく減少しているとい
うことは、総体の傾向として申し上げることがで
きようかと思えます。

ただ、私も、かねて申し上げておるのですけ
れども、新規発生額については、今までの統計で
は、実はいろいろ制約がありまして、推計が入り
ますものから、新規発生額をもつとクリア
カットに発表しろということをお願いするのです
が、それは私どもでできないということを申し上げ
ているのですが、私どもは私どもなりに推計をし

た数字でこれをモニタリングしています。それにより
ますと、不良債権の新規発生は年を追うごとに非
常に減少しております。

それでは、この三菱グループの状況はどうな
んだということでございますけれども、これは私、
立ち入って個別の銀行の内容にまで行くことに大
変ちゅうちょを感じるのですが、この銀行のリス
ク管理債権の分類にはこれまでややほかの銀行と
違う面があったということも一つございます。そ
れに加えて、先ほど来議論がありましたように、
条件変更債権というもの、厳格な適用があったと
いうことが加わっているというやや特殊な事情が
背景にあるということでありまして、これをもつ
てくめどもききぬ何とかというふうな表現でも
てこれを一般化するの、いささか失当である、
このように申し上げます。

○仙谷委員 失当とまで言われたら一言申し上げ
ておかなきゃいけないのですが、つまり東京三菱
は、ニューヨーク証券市場に上場したSEC基準で
やらなければいけないという銀行なんです。な
ぜそこが最も、この時点になって、バブル崩壊後
八年、九年たった時点において、まだこんなに貸
出金に占めるリスク管理債権が多いということ
を言わなければならぬのか。ほかが甘いというこ
と以外に何にもこれは物語っていないじゃないで
すか。

それで、お答えがなかったけれども、では、
マーケットは何か悪影響をして、この数日、特
定の銀行グループ二つ、三つに対する出来高を三
千万とか二千万とかふやして、ふえているのだ
すか。値が全然上がらないじゃないですか、三千
万株も二千万株も商いができて、どういう意味な
んですか、これは。まさに九八年六月の長銀が撃
たれたときと同じじゃないですか。

そしてまた、話題をちよつと横へずらします
が、国債の保有なんです。
日本銀行にお尋ねしたら、国内銀行の現在の国
債保有、これが何とことしの三月末は七十三兆四
千億になっているのです。それから、日本銀行

は、昨日の夕刊を見ておりましたら、五十九兆九千億になっているのですよ。

みんな国債を持つことに何か値打ちがあるように思っている。銀行は、金融機関は、特に都銀を中心として、利率はそれほど高くないけれども、国債、とりわけ、リスクな感覚を持ちながら、何とか稼がなきゃいかぬという横並び姿勢で短期国債にシフトして、短期国債を買っている。政府の方も、国債管理というふうないお題目で、長期の国債、つまり十年物を、もっと短いのでいけば何とかおさまりがつくだろうと自転車操業を始めた。これは、手形のジャンプを短くしていかなければならないという、まさにサラ金借金財政方針みたいな感じになっているのですよ、僕に言わせれば。

だって、そうでしょう、塩川大臣。金利が安いときに、今、長期固定の安い金利のお金を借りるのが常識なんじゃないですか。それを、何でも短期を多く出して、それで都市銀行は短期をどんどん、年間二十兆円もふえるぐらいの国債を買ひ集めてやっているのですよ。

これは、銀行においても政府の財政においても不均衡が拡大している、そういうふうにお思いになりませんか、お考えになりませんか。

〔委員長退席、佐藤（剛）委員長代理着席〕
○塩川国務大臣 国債の償還期間が、だんだんと期限が短くなってきておることは承知しております。

この低金利の面において、長期の年限の国債の発行比率を相対的に高めることが長期的な財政負担の軽減につながる面がありますのは確かではございますが、将来の金利動向を正確に予測することは非常に難しい状態でございまして、その前提を置きますならば、特定年限に限った発行を行うことは不適当と考えられます。

したがって、そもそも特定年限に限った発行は同年限における金利上昇を招くこととなり得ること等を踏まえまして、市場の動向とかニーズ等を十分にわきまえつつ、長期と短期のバランスをと

りながら、現在慎重に発行をしておるということでございます。

○仙谷委員 だけれども、持つ方も発行して支払う方も非常にリスクな状況になっているということ、重々御認識いただきたいと思うのですね。

そこで次に、二〇〇一年度において政府が調達しなければいけない資金というのをつくってみました。つまり、どのぐらいの金を政府は改めて国民やマーケットから調達しなければならぬかというのを計算してみたのですよ。拾い出しました。

そうすると、借換債、財政債を含めると、これを全部国債というふうにして百三十七兆、地方債は十一・九兆、借入金で四十五兆八千億、政府短期証券六十兆。この政府短期証券はさておくと、いうふうな計算にしてもいいけれども、それを含めると、何とGDPの半分の二百五十五兆が、何らかのことで政府が調達してそれをマーケットや企業セクターに渡していくというふうな経済になっているということを言えないこともないのですよ。半社会主義、まさにちょうど半分政府が関与する資金循環になっているのですよ。

幾ら民間の立ち上がり方を期待するとか何とかいっても、ここまでやればなかなかこれは元氣になれませんよと私は思うのですね。こんな危ない状態になっているということも御認識をいただきたいと思うのです。

感想、ございますか。
○塩川国務大臣 まさに国債の発行が非常にシリアスな状態になっておることは、私たちが認識しております。

そうであるだけに、ここから切りかえて、国債の発行を抑制したいというところに非常に苦しい転換を始めざるを得なくなつて、これは必ず十四年度三十兆円内に抑制するというのを私たちは実行してまいりますので、ぜひひとつ国会の方でも御協力賜りたい。

ここでやはり切りかえなければいかぬという認

識は一致しております。

○仙谷委員 ナンバーツー実力者がそこまでおっしゃるのですから、我々も、放漫財政派の方々がおれば徹底的にやっつける議論をしますから、どうぞひとつその辺は頑張ってくださいと思うのであります。

ところが、そうは問屋が卸さないところがあるのですね。そこがこれからの問題であります。一つは地方債、地方財政です。国が、今おっしゃられたような大変な状況になっているけれども、地方も、平成十三年度は十四兆二千億の財源不足であるとか、地方債依存度が一五・八％とか、公債依存度が一八・一％とか、起債制限比率がどうの、あるいはだんだん二〇％に近づいてくるとか、経常収支比率が八七・五％とか、これは数え切れない悪材料というか、余りいい材料ではないところが出てきていますね。

その上、個別名称を出して申しわけないのだけれども、大阪府までもがりんくうGTB、ゲートタワービルディングですか、この借入金金利を、二・七の分を〇・五に引き下げをしてもらったというのがきのうの新聞に小さく載っていました。これはある種の、デフォルトとは言わぬけれども、モラトリアムみたいな話ですね。リスクが何か、いずれにしても信用失墜につながる話ですね。

もっと小さいところでは、その他の、リゾート法施行以来の第三セクターのうみを抱えたままずるずると先送りしているところとか、一たんそのふたをあけると大変な状況になっているところとか、地方の方も物すごいですね。現に、私どもも地元へ帰ってお話を伺っても、財政積立金を取り崩して、もうほとんどなくなりましたなんという町村まで出てきておるといふ、これは非常に厳しい状況です。

そこでお伺いしたいのですが、きのうきょう、地方財政の自立といましようか、地方の自立という観点からの議論もなされておるようでありますが、この地方債というのは、我が国中央政府

は、いわゆる法律上の保証、民法四百七十七条に言う補償あるいは財政法十五条に言う保証はしているのですか、していないのですか。

○村上副大臣 仙谷委員の御質問にお答えしたいと思ひます。

地方債は、御高承のように、地方各団体が、将来の歳入を返済のための原資として、みずからの責任において借り入れておるものでありまして、国がかわつてその債務不履行について返済するといったものではない、そういうふうには認識しております。

○仙谷委員 そうすると、民法上、商法上、保証債務はない、こういうふうには明確にお聞きしたいんだらうと思うのですね。今うなずかれましたから。大臣も全く同じ答えでいいですね。

現に、幾ら探しても、各自治体が期待されているし、言動としては、いやいや、そんなことを言つても全部最後には面倒見てくれるんですわというふうな、だから今借りておかなきゃ損ですわみたいな話が、いやいや、そんなことはないよ、法律上はそういう構造になっていないよと。

現に、財政法十五条では、国の債務負担行為の一つとして保証というものの位置づけられておつて、そして同時に、もしそういう保証をする場合には、限度額を定めて予算総則に書かなければいけない。その場合には、各個別の法律にもちゃんと政府保証の根拠が書かれておるといふのが普通でございまして、現に、改めて私は予算総則を持つてまいりました。

ことしの予算でございまして、第十一條に「次の表の左欄に掲げる法人及び地方公共団体が平成十三年度において負担する債務につき、中欄に掲げる法律の規定により政府が同年度において保証することが出来る金額の限度は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。ただし「云々かんぬん」とあつて、一項目から二十六項目までが書かれておる。現に、地方公共団体の発行する債券についても、神戸市だけが、要するに震災関連で、国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置

に關する法律第二條二項によつて、神戸市がその震災関連で発行する債券については保証がなされるというふうな決められておるのですね。そうしないと、これは財政法上も、あるいは民法を準用するにせよ何にせよ、保証ということにはなりませんね。

そうしますと、先ほどから少々問題にしております、小さい村や町やあるいは市や府というものがデフォルト状態になるということは、個別例外的かも知れないけれども、私はあると思いますね。そういう場合は、どうするのですか。国はもう何の責任もないということですか。

○塩川国務大臣 その問題は深刻な問題でございます、それだけに、実は自治省が絶えず交付税の配分とか、あるいは財政再建債とか起債の面で面倒を見てまいっております。そして、万一、さらにそれが深刻化してデフォルト状態になると、もしそういうことがあるといたしますならば、現在まだ私はそういうようなことは聞いておりませんけれども、なるようなことは自治省が指定いたします財政再建団体に指定して、救済方法をいたしましたして、そのときに財政当局である我々にも相談があるものと思つておりました、そこへ行くまでに、自治省、現在の総務省の方で、財政の指導をしながら改善方をやつておる、そういうことになっておりますが、非常に深刻な状態があるということとは事実でございます。

○仙谷委員 ある助役さんが背任的、横領的行為で村の単年度予算に類する金額をどこかへ持つていつてしまつたとか、リゾート開発をして、あつと気がついたら、村の予算と同じぐらいの債務保証がそこに出現したとか、こういう新聞種になる極端な例がありますけれども、それだけじゃなく、私も、それはリゾート法をフォローしていませんか、それですからもうひとつわかりませんけれども、何か四十一都道府県、四十二地域がリゾート法の指定を受けて、九千施設をつくつたというのでしよう。まあゴルフ場に毛の生えたものか何か、いろいろなものがあると思いますが、ゴ

ルフ場は、会員権の価格で見れば八〇年レベルの、八〇年のところへ返るきれいな富士山の状況に会員権価格から見れば行つてゐるわけですね。これは一挙にどこかで地方レベルで発現したときには、今までの、財政再建団体に指定して、何とか年月をかけて、赤池町のように頑張つていただくといいのは、多分、フローでできた累積債務を、皆さん方がむだ遣いされたんだから、我慢して、鉛筆一本まで自治省の許可をもらつて返していきなさいというやり方が通用するけれども、何か本当にユーフォリアの中で浮かれた、債務が突如浮上した。我が地元にもそれに似た話はありませんよ。あるいはこれからそうなりそうなどころもありますよ、それは。その場合は、別途の解決方法、つまり自治体の破綻に關する法律をつくつて、ある種これはこれでしようがないという割り切り方の中で、こういうことをすれば国が思い切つて支援をするか。

つまり、先般から、債権放棄とかいろいろなことを考えていらつちやつて、産業の再生と不良債権処理の一体的処理とおつちやつてゐることを、自治体にも同様に当てはめなければ、今はじつと政治責任もあるものだからみんな抱えて黙つてゐるみたいなところがありますけれども、この間シーガイアがどんといきましたけれども、この種の話は、これは九千施設もつくつていたら、一割で九百ですから、一割で九十ですから、九十のところでも爆発したら九十の町村が市には影響がある。大きな影響がある。つまり、不動産価格が一〇%になつてゐるところあるいは二〇%しか不動産価格がないところ、そして変な施設をつくつたために無用の長物、産業廃棄物になつて、解体処理する方が金がかかるなるところ、ろがあるわけですから、これは総務省の方とも協議を始めていただいて、合併の問題とあわせて自治体破綻処理をお進めにならなければいけないと思ひますけれども、いかがですか。

○塩川国務大臣 実情につきましても、総務省が来ておりますので後で説明があろうと思ひます

が、まさに指摘されておることは私たちの持つておる感覚と同じでございます。

私は、地方自治体の仕事もやつた経験がございますので、それで今でも思ひ出すんでございますが、自治体における行政能力というのはこんなな格差がある、この能力をある程度平準化していかなくならぬのは、その決め手はやはり合併にある、ある程度の規模にする必要があると思ひます。今仙谷さんが御指摘されたようなことは事実でございますから、そういう際にこそそういう市町村がある程度能力を持つために合併を促進していく機会になる、それに対しましては、国も自治省も懸命に応援をしていってそのカバーをしていくということも一つの解決方法だと思つておりますが、総務省の方でどう考えているか、意見も聞いていただけたらと思ひます。

○山名大臣政務官 総務大臣政務官を務めております山名でございます。よろしくお願ひします。

先ほどお尋ねの第三セクターの現状の問題でございますが、委員御指摘のように、一般論からいいますと、第三セクターは極めて厳しい状況にございます。総務省といつたしましては、債務超過に陥つてゐるところもございまして、平成十一年の五月に第三セクターに關する指針というものをいたしました、各地方公共団体に対して十分な精査をするように、経営基盤、能力、こういったものをしっかりと検討した上で、あえて事業継続をする場合におきまして、いわゆる経営責任、役員職員の数の問題とか、あるいは給与の見直しの問題だとか、あるいは組織体制のスリム化だとか、こういったことを十分精査しながら、その支援については慎重にやるべきである。

ひとえに、各地方公共団体が、そのことによつてみずからの体力が落ち、財政能力が落ちるようではこれは元も子もなくなるわけでございますから、そういったことで、現状の把握、これをしっかりとすべしということで指針を出しました。それに基づきまして各地方公共団体も今的確な精査等を始めてゐる、こういうことでございますので、

御理解をいただきたいと思ひます。

○仙谷委員 そこまでいきますと、今度また金融機関の問題にもう一遍ブーメランのように返つてくるんですね。つまり、地方債を都市銀行も地方銀行も、マーケットの格付のある地方債もありまして、全く格付のない地方債を縁故で受けているという構造もあるんですね。この地方債の要するにリスクウエイトについて、今新しいBIS基準で検討が進められてゐる。各国政府の裁量によつて少々は動かせるということのようですけれども、ただ、新しい基準によると、未格付の債権はリスクウエイトがやはり一〇〇だ。先ほどから、地方財政そのものも一般論としても苦しい、東京都や大阪府のように大きいところほど苦しい。神奈川県も愛知県も苦しいですね。一方で、政府はこれは法律的にも保証がないんだとおつちや。さらに、かてて加えて地方交付税も、これは何とかお願いして削減傾向に、基準財政需要をもう一遍見直して削減をする方向でやつていただかないと政府ももたない、こういう率直なお話を小泉内閣になつてされておるわけでありませう。

そうしますと、やはりOECDの各国のように、地方債のリスクウエイトというのははかるべきウエイトをかける、現在であれば一〇%のウエイトをかける、そして新基準になつた場合には、格付をとれないところはしようがない、一〇%のリスクウエイトをかけるぞ、こういうふうにしなれば国際的な金融マーケットの中では通用しないということになるんじゃないですか。どうですか、柳澤大臣。

〔佐藤副委員長代理退席、委員長着席〕
○村田副大臣 地方債に對しますリスクウエイトについては、現状、国債と同じようにゼロ%という形になつてゐるわけでございます、この件につきましては参議院の財政金融委員会でも御指摘がありました。
BIS基準については、二〇〇四年から実施というところで、ただいまはバブルリスクコメントの手続が行われてゐるわけでございますが、今仙谷委

員も御指摘なされたように、最終的にはBIS基準の中で地方債についても各国の判断に任せる、そういう規定もあるわけでございまして、今後、いろいろな各国の状況、あるいは国内のいろいろな手続を経まして決めていくということになろうかというふうに思っております。

○仙谷委員 これは、あちら立てればこちら立たずの話になるわけですよ。つまり、マーケット重視の経済政策をとるのであれば、これは銀行に対してリスクウェイトがあるよということをやんと政府の方針あるいは政府の基準としてもやらなければ、マーケットにとってリスクがあるものを、いやいや、そんなものはリスクゼロ%で持ちたいだいても結構ですよ、どんどん買ってくださいという話では、今の国際金融業界では通用しないことは明らかだと思っております。

私は、そろそろこの日本の二重構造みたいなものが、どこかでばげ落ちるというか、撃たれる可能性も出てきたという恐怖感を持って今ずっと見ているのですよ。

だから、この問題は、地方自治体の出す地方債あるいは日本政府の出す国債が買われやすい、引き受けてもらいやすいというところだけで考えると、つまりそのことはマーケットのシグナルを聞かないということ宣言することでありまして、マーケットなんか関係ないんだ、日本は個人預金が多い、名高い郵貯もある、心配ない、こういうやり方では不均衡が拡大するだけというふうに思いますので、どうぞひとつこのBIS基準については、真剣に、マーケットから見て金融機関というのがシステムリスクを顕現させないような、そういう監視とか資産査定とかそういうものはどういふものであるのかということをお考えいただきたいと思うのです。

お待たせいたしました。塩崎先生にRCCの資産買い取りについての改正法案についてお伺いをいたします。

私は、この金融再生法あるいは預金保険法の改正に九八年に末端で関与したわけでありますが、

その後どういふ政令や告示が出ているのかというのを全然知らなかったのです。ところが、先般、何でRCCの買い取り問題が出てくるのか、一方では、RCCの方からは、もともと自由にサービサーとして、ある意味で準公的サービサーとして活動できるようにしてくれというお話がございました。

私も横から見ておりまして、これは、柳澤先生には今でも相当自身も批判的なところでありまして、適債権にされた部分がその後債権放棄を要請したり倒産してしまったり、そういうのが相当あった。ここはなかなか難しいところでありまして、RCCに行けば死刑宣告で、新生銀行に行けば天国だ、あるいはもうちょっとグレーゾーンというのは、第二分類あるいは非分類でもあるのかなと思つてずっとこの間見てきたわけでありまして。

我が金融再生法でRCCをつくらうというときに、RCCに、整理回収機構に金融機能も持たそうではないかという話が出まして、これはやはり取引をある程度は続けたいと、さあきょうからは回収したいという話は実体経済との関係においてまずいのではないかと、それではどういふふうにしなしようということ、整理回収機構は銀行業の認可も持っています。

ところが、なぜRCCがもつと自由度をふやしてほしいというふうなことを言うのか不思議でならなかったわけですが、何かこの「資産を買い取る場合の価格を定めるための基準及び資産の買取りの決定に係る承認を行うための基準を定める件」、平成十一年三月四日金融再生委員会告示第二号というふうなものがあって、結局もう回収専門、つまり生きていない債権しか買えないのだよみたいなことになっているということに気がついたわけでございます。

今度はこの法律の期限を延ばすだけの法律改正のようでありまして、今度の改正案の提案者として、塩崎議員、この問題はこういうふうにお考え

になっておるのでしようか。

○塩崎議員 九八年のいわゆる金融国会で、仙谷先生と一緒に私も再生法をつくる作業に携わったわけでありまして。

振り返ってみると、あのときの市場というのは、そもそも不良債権の流通市場というのはいまだなかった、何とかつくらうということでありました。サービサーも当然なくて、あの国会でつくった。もしマーケットで買おうとすれば、いわゆるハゲタカファンドという、ディープディスカウントで買っている、こんなものを持っているのだからだ、こういう意見があった、その一方で不良債権のオフバランス化を図ろうという中で、この整理回収機構に不良債権を買ってもらうというところで、資産を買い取るというので、一般銀行が買えるようにしたというのがこの法律改正だったわけですね。

私も、今回の再生委員会告示というのが翌年の三月に出ておりまして、そこに、原則として破綻懸念先以下、なおかつ公的な性格のものはだめだとか、あるいは海外向けの債権はだめだとか、いろいろな規制が実はついておりまして、私も正直言つてちょっと思っていたイメージとは違ったなという感じがいたしました。

私も自民党でも、今回の改正案を通すときに、やはりこの告示というものをもう一回見直すべきではないかという意見が出て、それを条件にこれを通すということにしたわけですが、言外には、実はRCC、整理回収機構の役割というものを大きな意味で見直すべきにもう来ていたのではないだろうかということがございました。

もうちょっと景気対策としてもやれることがあるのではないだろうか、あるいは不動産市場のためにできることもあるのではないだろうか、証券化もほとんどやっていない、こういうことで、そういった枠組みの中でこの再生委員会の告示というものも見直していくべきなのかなということも私は思っております。

○仙谷委員 最後の質問でございますが、先ほどの件ですが、村上副大臣がお答えをいただいたわけですが、地方債について、国は、中央政府は法的な債務保証をしていないということ、塩川大臣、そのとおりでよろしくございませう。

○塩川国務大臣 地方債は、それぞれその地方の自主的判斷と実行において募集するものでございまして、国は関与しておりません。

○仙谷委員 総務省の政務官がいらっしゃっておりますのでございまして、山名政務官も今の答弁と全く同じですね。

○山名大臣政務官 今大臣がお答えになりましたように、地方債の債務につきましては、いわゆる政府保証債ではございませんで、法律によるところの債務保証はありません。

○仙谷委員 終わります。

○山口委員長 原口一博君。

○原口委員 民主党の原口一博でございます。民主党・無所属クラブを代表して、大臣そして政府参考人に通告に従い質問をいたします。

また、提案者、まず御質問申し上げますが、先ほどのRCCによる健全銀行の不良債権買い取り業務延長法案についてでございますが、これは、議員立法で成立をさせていただいたものですか、議員立法でやるのが筋だということなのか、今回閣法ではなく延長を議員立法で出されています。この理由についてお尋ねをします。

また、あわせて、金融再生法第五十三条において不良債権スキームが決定されておりますが、そこで買い取り申し込みというのは平成十三年の三月三十一日で期限が来ています。日切れの処理をせずに衆法で提出する理由、これは一体どこにあるのか。

緊急経済対策についても、塩崎代議士は非常に確な批判を加えていらつしやう、私もホームページを参考にしながら、バイブルのようにしながら見ておるわけでございますが、それは、一言で言うと経済における自由を取り戻そうというこ

となんではないかと思ひます。

先ほど仙谷委員の方から、国債を含めたいろいろな政府の借り入れの話がありました。政府の歳出というのはどれくらいあるんだろう。一般会計を私たちが予算委員会でも主に行っています。特別会計と一般会計、そして地方の政府歳出まで入れると三百兆を超える。GDPが五百兆のうちに三百兆を超える、そういう国というのは一体どういう国だと表現すればいいの、私も表現に困るわけですが、今回、緊急経済対策で出てきたものは、まさに提案者がおっしゃっている自由な経済というものは少し違うような気がいたします。その辺の整理をいただけないか。

それから、RCCによる健全銀行の不良債権買い取りの実績、これでございます。今、仙谷委員の質問にお答えをいただきましたが、私自身も、今のようなRCCの形で本当にいいのか。これは後段でRCCの買い取りについてはまた質問しますが、以上四点について、まとめて質問させていただいて恐縮ですが、お答えいただけないかというふうに思ひます。

○塩崎議員 ホームページを見ていただいております。ありがとうございます。

まず、今回のこの法律改正について、なぜ議員立法なんだ、こういうお尋ねでございますが、もともこれは再生法そのものが議員立法でございました。そして今回、緊急経済対策等々で議員が中心になって提案をした買い取りの延長ということでございましたので、これを議員立法で改正をする、こういうことだと思っております。

それから、二番目でございますが、三月三十一日で切れちゃったじゃないか、おっしゃるのとおりであります。再生法自体は何も切れているわけではございませんが、では、なぜそのまますぐに口切れ処理で延長しなかったのかということでございます。正直言って、私は、個人的にはそのまま延ばしていただきたいというふうに思っております。したが、緊急経済対策は、議論がずっと続いていく中で、四月になってから決まったものでございま

した。

そういうことで、この処理については一たん切れてしまったわけでありまして、改めてこれを通していただければ、公布即施行ということ、そこから平成十六年の三月三十一日までこの買い取りの申し込みをできるようにするというようににさせていたということでございます。ただ、一方で、どうも半期に、過銀行が申し出てきて買ってきたというのがあるらしいですね。だからゆっくりしていいんだという話も伝わってくるんですが、私はそれはちょっとおかしいな、不良債権は本来できたらずに売つ払うというのがサウンドバンキングの原点だろうと思っております。

それから、この緊急経済対策についての考え方でありまして、私は政府の立場ではございませんが、基本的に、小泉総理もおっしゃったように、いいものはとる、そして必要なものは足していくんだ、こういうお話がありました。私は、いささか哲学の面においてパワー不足であったなということ、個人的に思ったからこそホームページにいろいろ書いたわけでございますし、物によっては非常に批判的なものもございます。ですから、私が批判的なものはなるべくやめていただいて、ワンパッケージでやはり日本の経済を元気にしていくという政策にしていかなければならないのかなというふうに思っております。

それから、四項目は買い取りのあり方でありまして、先ほど申し上げましたように、私も自民党の中でも、RCCの位置づけというものをどうするんだということが大変今議論になっております。そして、RCCの中でも、今までのようなやり方ではないのかということもこれあり、非常にクローズドな、何をやっているかよくわからないところがたくさんあって、金融機関、銀行としての資格がありながら、例えばDIPファイナンスみたいなものもやっているふうもないということであって、やはり今後、買い取る債権の対象

も含めて、大きな役割を考えていかなければいけないんじゃないだろうか。当時、九八年、我々が議論したときに、平成復興銀行にしようという案も実はありました。

そのぐらい私も、考えてみれば、これは一〇〇%預保がお金を出している、出資している会社でありますから、言ってみれば、一〇〇%国民が株主の、言ってみれば政策の手段だ。それをどう有効に使いながら日本経済を元気にしていくのかというのを考えていくべき。その中に、どういう債権をどういう買い方をし、そしてどういう回収並びに処分の方をするのかということを議論していかなければいけないんじゃないかな、こう思っております。

○原口委員 ほぼ同じ認識だと思います。いいものはとる、必要なものは足すと小泉総理は思っているんじゃないかと。必要なもの、私は、いいものだけは少しとって、不必要なものはもう全然やらない、このことの方がはるかにいいというふうに思ひます。

そこで、提案者から離れて、今度は政府の方にお尋ねしますが、RCCにおけるまさに不適切事案というのがございます。このことについてまただしておかなければいけない。

ちょっとその前に、これはまた期限を切つていらつしやるんですが、これで、もう時限で結構なんです。それとも、また三年後にはこの法律は延長が必要だということをお考えでしょうか。そのことだけちょっと。

○塩崎議員 基本的に、今政府としても、不良債権の最終処理を二、三年のうちにやろうということ、を所信表明でも言つたわけでありまして、したがって、この申し込みについても三年ということ、切つて、不良債権処理はやり通すんだ、こういうことが柳澤大臣を含めて小泉総理の内閣の姿勢だということ、三年ということにしております。特に延長を前提に考えているわけではございません。

○原口委員 私は不良債権の最終処理、柳澤大臣

がおっしゃったように、随分注意してこの言葉は使わなきゃいけない。あるいは、直接償却という言葉も、一時予算委員会でも御指摘を申し上げましたけれども、きつちりオフバランス化という形で、そして細かく分けて検討をしなければいけない。それがひとり歩きをしたときに金融に与えるダメージというものを、これは与党であろうが野党であろうが、きつちり考えて物を言うべきだ、そのとおりだと思います。

ただ、やはり今塩崎提案者がお話しになったように、本来の不良債権の最終処理、オフバランス化は、この制度をつくったときからすると、口切れであつてはいけないわけですね。決算期に駆け込んでくるというふうな、そういう性質のものではなかったはず。そういう意味で、私は政策が非常に細切れに出されている。大きなベースペクトを持たずに、戦略を持たずに、金融担当大臣がかわるたびに政策が揺れてくる、このことが我が国のこの数年にとって非常に大きなダメージを与えた、このように思ひます。

そのことを指摘した上で、具体的な事案について御質問申し上げます。

これはことしの五月十九日土曜日、朝日新聞に、「整理回収機構を批判」ということで、朝日住建の税の滞納事案について、大阪府の堺市、これが、自分たちに収税機会をRCCが失わせただと強い反発と批判をされていますが、この事実関係を問いたい。これは一体何の処理のことを言っているのか、預保の理事長にお見いただいておりますので、お答えをいただきたい。

○松田参考人 お答えいたします。先生御指摘の堺市との関係でございますけれども、そこはもとも当時の住管機構の大口の債務者であつた朝日住建が所有している土地の問題でございます。そこが二〇〇〇年ございましたので、一括譲渡して回収を図つた事案でございます。

その折に、RCCの、当時の住管機構の担当者、が回収にはやつて、同じくその土地に抵当権を持っていた二つの金融機関の関係者に十分な情報

を提供しないで回収を図ってしまった事案が端端でございませう。

そのことがございまして、その後、回収をしました。十三億の土地代金相当の回収額の中の約八億ぐらいに相当するのですが、当時の住管機構の担当者、二つの金融機関との話し合いの中で、自分たちも特別保有税の免税について努力もするから、それについては、免税がそのまま続くか、あるいは免税が取り消されて課税されるか、それはともかくとして、我々はその金額を回収金として与えてくれないうか、こういうことを申し上げて、その了承を得て、そのまま過ぎていた。

ところが、その後、朝日住建と三井建設、買うというゼネコンとの間で、買うというゼネコンの三井建設の方が約束違反をして民都公団に所有権を移転してしまつた。そうしますと、特別保有税の免税の要件が外れて、市税としてそれを徴収すべき堺市が徴収にかつてきた。そこで、朝日住建と三井建設の間でどちらが負担するかという問題が起きて、そこで、民事上の調停が行われて、そういう不始末を起した三井建設の方が朝日住建に税金相当額を支払うという和解ができたとして、それを朝日住建がそのまま守って堺市に納税すれば問題は起きなかつたのですけれども、それが滞つていてということで、堺市がそれを言っている、こういうことだと思ひます。

○原口委員 事は私はそう簡単ではないというふうに思ひます。

住管ですから、これはRCCの方に移つてきたわけですね。この回収案件というのは社長案件じやございせんか。

○松田参考人 お答えいたします。

当時、住管機構にとりましては、関西における三大債務者でございまして、当然、当時の中坊社長の直轄案件でございまして、

○原口委員 その中で、この土地は二筆に分かれていて、そして、広い方の土地の第一抵当権者はだれですか。

○松田参考人 二つの金融機関、これははっきり

申し上げまして横浜銀行と明治生命であります。○原口委員 ここにすべての資料を手に入れています。

国策会社であれば何をやってもいいのか。あるいは、それこそ国民の皆さんの税金を一寸でも減らそう、その御負担を減らそうということでRCCが頑張つてこられたことは、私は評価をし、これも予算委員会でも申し上げておいてございませう。しかし、私に泣くようにしておつた方は、そういう非常に大きなカリスマ、大きな正義の中で、それぞれの回収の一つ一つの事案で泣いてる人がたくさんいるんだと。そして、この不適切な事案も、今不適切な事案ということをおつしやいましたけれども、私はこれは一個一個の証拠を積み上げていくと、不適切で本筋に済むのだらうかというふうに思ひます。

今お話しになつた朝日と三井に対してはほとんど情報を通さないう。債権者に対してはほとんど渡さないう。債務者といふいろいろな情報を通じて、さまざまな債権の回収を図らうとしている。何回も何回も、これは国士法の違反ではないかと思はれるようなことも、そんなことまでして回収をしようにしている。

あるいは、実際には、今お話しになりました三井には売買金額を四十三億円と指導しながら、朝日と三井とRCCとの間では四十三億円ということと言ひながら、第一抵当権者には三十三億円で

すといふことをはつきり言つていふじやないですか。これは不適切な事案といふのじやないじやないですか。国策会社を私たちが国民の税金でつくつて、そして法律ができて、そして特別の権利を与えられて、片っ方には三十三億円、片っ方には四十三億円。しかも、三十三億円と思つていたのは、明治生命と横浜銀行と今おつしやいましたね。第一抵当権者は金融機関ですよ。整理回収機構に対して、そのときは住管ですけれども、立場的にはそんなに強くないですね。私は、このことは、これからの金融行政を考える上でとても大きなことだといふふうに思ひます。

もう一度お尋ねをしますが、この事案は不適切な事案で済むのかどうか、預保はどのようにお考えになつておられるのか、お尋ねを申し上げます。

○松田参考人 先生の御指摘はまことにそのとおりであると思ひますけれども、それであるがゆえに、昨年の暮れからここの初めにかけて、現在のRCCでは、社内本件と全く関係もない副社長を中心として調査委員会をつくりまして、厳正な事実調査をして、みずから二回記者発表を行つて国民に謝罪をし、今後こういう不適切なことはしない、このように申し上げておられるでございませう。

いろいろ経緯がございまして、いろいろなことがございませうが、やはり何といつても、住管機構の仕組みが、欠損が出ると税金半分それから金融界の拠出金から半分を補てんするということになつておられますので、当時の社是としては、国民負担をかけまい、何としても回収をはやろうといふことで、少し気持ちがはやつて、それでこういう間違いを起してしまつた。そこは痛切に反省をしております。

RCCにおいても、すぐに回収責任者会議を催しまして、これは厳正に反省をいたしましたし、コンプライアンス室及びコンプライアンス委員会をつくりまして、また弁護士に対しても改めてコンプライアンス意識に目覚めた弁護士活動をするように徹底を図つていふ、こういうようなところでございませう。

○原口委員 国是は国民に負担をかけないということでしょう。しかし、そのことと虚偽のことを言つていいいことは全然違ふんですね。

さっきの延長もそうですが、法律はつくつたけれども外部に運用をチェックするものがなければ、それはその運用の中で多くの人たちが泣き寝入りをするということが起るのじやないでしようかといふことを申し上げておられるわけですね。きょうは限られた時間ですからこれ以上申し上げませんが、金融担当大臣に最後に御所見をお伺ひしたい。

私たちは、与野党の垣根を越えて、それこそきょうの提案者のような若い方、あるいは御経験のある方々と一緒に、日本を何とか再生させようとしてきた。しかし、それで終わりにしないです。やはり法律をつくらなければならぬ。どんなに人気があつて、どんなに国是を背負つていようが、そこには必ず目を光らせておかなければいけない、このように考えるのですが、金融担当大臣の御所見をお伺ひしたいといふふうに思ひます。

○柳澤国務大臣 整理回収銀行、RCCに対しては、私も預保を通じて監督権を有しておるというところをございまして、今回のいわば不適切事案の発生はまことに遺憾だといふふうに考えております。この上は、預保を通じてはございませうけれども、このようなことのないように、ただそのいきさつを考えると、頭をかしげざるを得ないのですけれども、できるだけ回収したいという思いがこういふことまでさせちゃつたのかなという感を私は個人的に持ちましたけれども、そういうことのないように指導していかなければならぬ、このように考えております。

○原口委員 大臣から御答弁をいただいたところできょうはと置きませんが、私はもつと根の深いものがあるといふふうに思ひますので、また別の機会でお伺ひ申し上げます。

提案者、ありがとうございます。

続いて、今回の短期社債等の振替に関する法律案、私は基本的にこの法案の趣旨というのは大事だと思ひます。スピードを競う、あるいはシステムを競う、そして今まで遅過ぎたぐらい、後発の、新たにシステムをつくつてくるところの方が逆にゼロからつくれるから、それは大きな経済を持ち、伝統を持つていふところがおくれるといふのは、そういうときがあるわけですね、そのことをいろいろ言うつもりはございませう。先ほど、多層のシステムをつくつて、そして社債や国債あるいは株式といったものを一元的にトレードできるようなものをつくらう、私はそのとおりだといふ

うに思います。

ただ、この法案の問題点は、本会議で私指摘をしましたが、やはり、新たな天下りと思われるも仕方のないようなものだと思はれます。この法律をよくよく読んでみると、なぜ大臣がこれを指定しなきゃいけないのか。三条、「主務大臣は、次に掲げる要件を備える株式会社を、その申請により、この法律の定めるところにより」云々、「営む者として、指定することが出来る。」なぜ指定なんですか。なぜ届け出じゃだめなんでしょう。お答えください。

○乾政府参考人 お答えいたします。

新たな振替機関におきましては、短期に決済を進めるという観点から、ペーパーレス、それからここでの振替の移動効果を与えるということにしておりますけれども、そうした私法上の効果を持つ措置をこの機関に与えておりますので、そうした観点から、ここにおける業務運営が適切に行われるよう、最小限でございますけれども、必要な監督を行うという必要からそうした規定を置いているところでございます。

○原口委員 そこまでおっしゃるんだしたら、株式会社化するのをおかしいんじゃないですか。公益法人でいいじゃないですか。そしてもう一方、今の財団法人証券保管振替機構、これも株式会社にするわけですね。矛盾していませんか。

○乾政府参考人 そうした権能を与えるわけでございますけれども、日本の今後の証券決済システムを展望いたしましたときに、国債、社債、株券あるいはCPというさまざまな種類の有価証券につきまして、振替決済システムが、先ほどおっしゃいましたような多層的な行動でできることが望ましいわけでございますけれども、その場合に、一つにはいろいろな振替機関が並立して競争し得る状態、あるいはそれが効率的に運用し得る状態が望ましいことから株式会社化したものが一つの理由でございます。

もう一つの理由は、先ほどの御議論でもございましたように、振替決済システムという場合に

は、迅速に行うために、やはりコンピュータを初めといたしまして多額のシステム投資を必要とするわけでございます。そのための資金調達というのを考えますと株式会社が見えやすいというふうな考えでございまして。

そして、民間における効率的あるいは競争的な決済システムの構築と、先ほど申しましたその振替に一定の法的効果を与えるということの調和を図るという観点から、指定制ということにしたわけでございます。

○原口委員 納得いかないですね。さっき自由をということをお願いしたんですが、民であれば何でもいというわけじゃないと思うんですよ。これほど重要な、今何でRCCの事を申し上げたかという、RCCという国策会社、これだつて株式会社でしよう。違いますか。ではどうやってチェックできるんですか。私たち国民が税金を出して一〇〇％株式を出している、こういう会社であつても今申し上げたような事案がある。

私は、今多くの改革論議の中で見落としていたのは、官は間違いを犯して民であれば何でもいというの、これはやはり結構乱暴な議論だと思ひます。

二百五十一兆もあるものを国民に開放していく、それを減らしていく、このことを私は反対しているんじゃない。しかし、今のような形でやればチェックがきかないんじゃないんですか。この株式会社、だれがチェックするんですか。

○乾政府参考人 振替機関につきましては、主務大臣、これは金融担当大臣ということになると思いますが、これは金融担当大臣が、振替の業務を始めるに当たりまして指定をいたします。重要な業務につきまして報告を求めたり検査をしたりする権能を最終的には担保しております。そうした権能の行使等によりまして、この振替機関における業務が適切に運営されるように努めてまいりたいというふうに考えているわけでございます。

○原口委員 役所とこれ以上質問と答弁をするの

はもうやめようと思います。全然答えていらつしやらない。

もう一つの証券保管振替機構、この役員報酬、ブライバシーの問題があるというので、本会議場では、年収三千万とか年収二千万とか、そういうお話をしましたが、これは天下りじゃないですか。これを株式会社にしたら、この方々の三千万の給料はそのまま移るわけでしょう。違いますか、金融担当大臣。

○柳澤国務大臣 結局、株主がどういう役員を選任するか、それからまた役員報酬について取締役会がどう配分するかということになるのかと思ひます。我々の監督権というのは、よほど法外な、ちやうどなことでない限り、恐らくそこまで至らない、株主あるいは株主から選ばれた取締役の意思を尊重することになる、このように思ひます。

○原口委員 やはり今の答弁が、それは正確な答弁ではありませんが、実態的には、ここにお二人の天下りの方がいらして、短期社債の振替機関としてまたもう一つできる。だから私は、大臣がわざわざ指定される必要はない、届け出でいいんじゃないかと思ひますが、いかがですか。

○柳澤国務大臣 やはり、一般の株式会社のもとでの会社の行為と異なつて、特別な民商法上の効力というものを与えるということですので、私も、今原口委員の御質問を開きながら、聞きながら初めて考えたわけではあります。改めて考えておつたんですけれども、免許なのかなという感じがする。恐らくそういうようなことを勘案して指定法人という形式をとつたんだろうと思ひます。

少なくとも、ちやうど登録には仕事の内容が身に余るという、少し無理な面があるんじゃないか、このように考えております。

○原口委員 そうですね。免許のかな。私は、せめて、百歩下がつて、届け出がいかなければ許可でいいんだと思ひます。わざわざ大臣が、これは基本的な理念の違いかな。

私たちは、今、税の民営化、アメリカなんかNPOが二〇％あります。だから、中央省庁に国税として払うお金、あるいは寄附に払うお金、税が選択できる。その自由化というものが必要なんではないだろうか。何でもかんでも優秀な官庁の方々が、自分が配つてあげるよというようなシステムをもうとるべきじゃないと思ひつてゐるんです。ですから、この十年間の緊急経済対策について、市場は何を見るかという、五百兆のうち二百五十兆もあるから、あるいは三百十兆もあるから、その上が下がりを見るんですよ。それぞの緊急経済対策が必ず株価に連動した、的確に打てば株価が上がったということを堂々と人たちがいらつしやいます。それは、実体経済がよくなつて株価が上がつたのか、それとも、そうではなくて、日本の市場というのは政府が大きな力、大きな歳出を持つてゐるから、その動向に余りにも過敏に反応してゐるのか、どっちなんだらうというふうに私は思つてきました。

私自身の考え方は、そういう政府の歳出にいつまでも、塩川大臣のお言葉をかりるわけじゃないですけれども、一喜一憂するような経済はできるだけ早く卒業すべきだというふうに考えているんです。大臣の基本的なお考えをお尋ねしたい。そして、日本の今の政府歳出というのは、大きな政府なんだろうか。自分たちの体力に比して大きなか小さいのか、この前提から議論をしていかないと後の改革は全部違つてきますので、お答えをいただきたいというふうに思ひます。

○塩川国務大臣 ずっと一連の問答を聞いております。私も判断を迷つておることでございまして、私も感じがいたしております。

○原口委員 マーケットについては政治はなかなか言えないでしょう。きょうも、もうマーケットは閉まつていますが、今もう一万三千円を切り込むような勢いで下がつていたというふうに私は聞いたんですが、やはりしっかりと私たちがメッセージを出すべきことは、政府がやるべきこ

とはここですね、それ以外のことはやはりマーケットに任せるという態度が必要なんではないかというふうに思います。

とはいえ、今までのようにサードパーティーもなければ、あるいは証券のシステムもない。証券のシステムというのは、やはり損失をうまく分配していく、そういうシステムだというふうに思います。が、そういったシステムをつくるのは私たち政治の役割、あるいは政府の役割。しかし、それから先のことはまた違うんじゃないかというふうに思っているんですが、金融担当大臣、非常に総論的な質問で恐縮なんですが、お尋ねを申し上げます。

○柳澤国務大臣 私もほぼ、原則的な考え方については、今原口委員がおっしゃられたとおりの考え方を持っております。

要するに、経済にはリスクはつきものです。そのリスクを、今の日本の金融システムのように、間接金融という形を通じてほとんど銀行が背負ってきた。これはやはり限界が来たということだろうと思うんです。もともと、仕事を分担するという形で、エクイティーというか、資本の形での資金の調達というものが行われて、そしてそういう形でリスクの分散が図られるということがどうして必要だろう、このように考えておまして、その点で委員のお考えと一致しているだろう、このように思っております。

○原口委員 その前提の上で、先ほど仙谷委員にお話になりましたが、主要十六行の引き当て額は十分である、それから不良債権の新規発生は減っている、これは本当なんだろうか、あるいは何を根拠にされているんだろうか。

不良債権の最終処理、それと外国資本の直接投資をブッシュ・森会談、共同コミュニケで出されたときに、私はワシントンにおりました。与野党の超党派の日米議員交流プログラムで、多くの上下院のリーダーあるいは政府のリーダーとお話をしてきた。

その中で、不良債権の最終処理というのは、や

はりデフレシブですね。本気でやろうとすれば、それは経済に対してマイナスの負荷を与える。だけれども、腐ったミカンが残りのミカンを腐らせてしまう。不良債権を持っているだけで、そのコストによってまた新たなコストを生んでいる。だからこれは絶対通らなければいけないところだ。通らなければいけないけれども、そのときに米國政府はどういう対応をされますかと。米國経済が今減速をしている。三月ぐらいは割とバ

ニックのような、本当はV字で回復するだろうというような予測があったところが、もうとてもそうじゃない、L字でそのまま低迷するんじゃないかというような危惧のときでございましたので、私たちは正直にパートナーであるアメリカの友人たちに、これはデフレシブである、それで耐え切れずに内需拡大やあるいはさまざまな財政出動を求めてくるということであれば、また、右手に不良債権の大変な大きな山、左手に過剰流動性を抱えて綱渡りしているのは抜けれない。抜けれないのは、申しわけないけれどもアメリカにも、これだけ経済が相互に関連してくると大変な御迷惑をかけるから、そこところはしっかりと認識が一致できるんだろうかというお話をしました。

あのときは、私たちがこの委員会で、あるいは予算委員会で聞いていた額は、十六行の不良債権、いわゆる十二・七兆という額を聞いていました。そして、引き当ては十一・兆、業務純益があればこれは処理ができる額ですということでごいしましたが、今仙谷委員の方から出した資料を見ると、果たしてそれでいんでしょうか。引き当て額は十分だとしてその根拠は何なのか、あるいは不良債権の新規発生は減っているというその根拠は何なのか、それをぜひ大臣に御提示をいただきたいというふうに思います。

○柳澤国務大臣 まず、不良債権が減っているというところにつきましては、これは金融再生法開示債権のベースでちよつと言わせていただくんですが、十一年の三月末は二十一兆九千、ほぼ二十二

兆円でした。それが十二年三月末は十八・五兆円になりました。そして、十三年三月末は十八兆円になりましたというところで、ちよつとここへ来まして、先ほど大変な問題になりました要管理債

権が急に膨らんでしまったということがありまして、それを反映して実はちよつと減少のテンポが緩くなっているわけです。それは、私は、余り愉快に感じないというように記者諸君に対しても申し上げたわけでございます。

そういうことで、これらの債権については、しっかりと認識のもとで、引き当てがそれぞれに、決められた規律のもとで相当行われているわけでございますので、私どもとしては、この引き当てが行われているというところについて何の疑問も持っていないというところでございます。

そして現在、我々の最終処理の対象になるのは十二・七兆円だったんですが、これが減りまして十一・六兆円になったわけでございます。これが、では二年間で処理できるのかということが問題なわけですが、この十一・六兆円というのはもう既に引き当てが相当済んでいるわけでございますから、したがって、結局、オフバランス化というものの原資は、引き当てと担保等の処分による回収、それからその追加損失としての償却なんです。この三つでございますので、したがって、この三つの償却がどのくらいになるかということでございます。

その三つの償却がどうなるかというのは、担保等の処理による回収がどのくらいのウェイトを占めるかによって決まってくるわけですから、それはそんなに多くなるわけではないということでございます。もう十一・六兆円の我々が対象とする債権を、年間で処理することは、額的にいうと十分私どもはこれを処理できる足場にいるんじゃないか、このように考えているということ。

それから、またちよつとこの不良債権がふえてきた、ふえてというのは新規の発生があったということですが、これも今回発生したものについて

は今回の決算で手当てが済んでいるわけでございますから、それがために赤字になったりしているというところがございますから、これ以上にさらに何か業況というか財務状況が悪くなるということはないと思います。

それから、新規の発生額が減っているというのは本当かということなんですが、これは前から言っているように推計が入っておるわけでございます。私、何ともこれは、数字をここに持っていますから言いたいのですけれども、事務当局からそれを議会で言うことはちよつと差し控えてくれというのを言われていますので控えますけれども、もう趨勢としてはつきりこれは減少しているということをおっしゃりたいと思います。

○原口委員 事務当局がどうしてそういう数字を出さないのかよくわからない。地価が、上がるころは上がっているけれども、しかし土地本位と言われるような状況というのは、そう銀行のビヘービアは変わってないし、土地がそんなに劇的に上がったとは思えない、むしろ下がっていると思います。そういう中でデフレ傾向がずっと続いている、自然にまた新たな不良債権が積み増すんじゃないか。だから、いろいろならないかという心配をしている。ところが、今そうじゃないという数字をお持ちであるのであれば、私は、それこそ出していただければいいと思うのですが、いかがですか。

○柳澤国務大臣 原口委員のようにいろいろなものに通じていらっしゃる方にこんなことを言うことは大変恐縮なんです。例えば地価の下落というのは、既に引き当ての前提になっている担保価値の減少につながるわけでは、それは何を意味するかという、不良債権の増嵩に結びつくのではなくて、所要引き当て額がふえるという形になるわけでございます。地価が下落するから不良債権がふえるということではないというふうに私は理解しているわけでございます。

ピアだとやはりふえていくと思うのですよ。

非常に苦しい答弁で、何でそれが出てこないのかいよいよ怪しくなつたのですが、だけれどもちよつと時間がないので、きょうはそこどめ置きます。何でなのかというのは、今の私の反射神経ではわからない。どうしてそれが今のようなお答えになるのか。

それで、ちよつと最後に、私、この四十五分間、かなり言葉に気をつけながら慎重に質問をしてまいりました。政治家の言葉というのはとても大事だと思ひます。塩川大臣が道路特定財源に踏み込んだお話をされた。大変な勇気だと思ひます。私たちはそのボールを今受けようということ

で、それこそ暴投かも知れない、本当の剛速球かも知れない。バックネットの上に乗で上つて捕まえなさいということ、党内で、生懸命議論をしてるのですが、一体、道路特定財源は国税としては三つございしますが、そのどれをどのように変えようとお考えなのか、そしていつまでにそれを、私たちはこう変えるんだということを発表なさるというのか、お尋ねをしたい。

これは私たちの政策にも、私は、中央のテクノクラートの数をもつとも減らせばいいということ、は、ちよつとこれは今疑問に思つています。むしろそれよりも、公社、公団、特殊法人を含めた、あるいは地方にもさまざまな借金があるわけですが、そういうところの思い切りメスを入れなきゃいけない。そのために、この道路特定財源は恐らく避けて通れないだろうというふう

に思つています。

議論の前提となるものをぜひお示しただきたいと思うのですが、いかがですか。

○山口委員長 その前に。

ちよつと乾局長、先ほどの発言の訂正を。

○原口委員 いや、ちよつと時間がないから結構です。間違つてゐるのはわかっています。どうぞ。

○山口委員長 柳澤金融担当大臣。

○柳澤国務大臣 間違つてゐると言われて、私は立場がありません。

いいですか。どういふことかという、不良債権額というのは、根っこからの金額なんです。ですから、もう一分類であつても不良債権とされるわけ、不良債権の金額の話としては、したがつて、要するに、担保価値が下がるということ、は、その不良債権に対する要引き当て率が高まるということだけなんです。不良債権額全体がふえるわけではありません。

○山口委員長 違う話なんです。

乾局長、もう簡単に。

○乾政府参考人 申しわけありません。

先ほどの証券の振替決済機関の、この答弁で、私、主務大臣を金融担当大臣と間違つて申し上げましたけれども、主務大臣は内閣総理大臣及び法務大臣でございます。さらに、内閣総理大臣の権限は、政令で定めるものを除き金融行政官に委任されることになっておりますので、訂正させていただきます。申しわけありませんでした。

○塩川国務大臣 どの財源を充てるかということでございますけれども、まず、自動車重量税というのがございます。あれが約一兆円近くございしますが、あれは、国と地方と配分が決まつております。その国の配分の分については、その八割は道路財源相当と申して道路関係に使うということになっておりました。あとの一部は自由に使う、こういうぐあいになっておるのですけれども、その八割の分が、私は、都市開発の面に思い切り使えるのではないかと、こう思つております。

○原口委員 ありがとうございます。

私は、道路特定財源そのものをもう見直しすべきときに来ている。今おっしゃつた重量税についても、なぜこれほど多くの税を国民から、一般ユーザーから取つてゐるのか、そういう疑問もあります。あるいは、タックス・オン・タックスということも言われている。これを抜本的に見直すということが必要だといふふうに思います。

もう一個、それをいつまでに具体的なものを出されますか。総理は、私が何うところによると、参議院選挙前にしつかりとした方針を出すといふ

ことをおっしゃつてゐると思ひますが、いかがですか。

○塩川国務大臣 内容につきまして、先ほど自動車税を申しました。そのほかに、それぞれ揮発油税とか軽油引取税といふいろいろございしますが、それに伴ひまして、多少はその税源の趣旨に沿つた面に活用していきたいと思つておりますので、自動車重量税だけではないということをお認めいただきたく思つております。

それで、いつまでということでございますけれども、私たちの今進めております作業からいいますと、最終的には概算要求のときに明確にいたしたいと思つておりますけれども、総理の言つておりますことは、特定財源も多様化していく、特定財源も変えたい、そして将来は一般財源化したいという方針を打ち出しておるのでございます。その中身については、総理の方でもまだ確かなものはございせん、その分につきましては財務省が担当いたしまして、各省と、そして各機関、政党等と協議した上で決めたい。その時期につきましては、私は少しおくれるのではないかと、早急にはできないと思つておりますが、先ほど申ししておりますように、概算要求までにはこれを皆さんに公示しなければならぬと思つております。

したがしまして、参議院選挙のときにはこういう財源の見直しを図つて多様化していくということは申し上げたい、こういうことであります。

○原口委員 本当に、恐れず、ひるまず、とらわれず、大事なところはきつちりやつていただきました。

ただ、私は、改革を見ていると、やはりチームを持った人たちが改革しているんですよ。私は専門が心理学なんです、小泉総理の一つの文章といふのは五秒以内、とても短い。非常にテレビの時代に合つてゐます。そして、その手法は、割とスケープゴートとか、明確な敵を目の前に提示して、それを打ち倒す。それが党内であろうが、連立与党内であろうが、野党であろうがお構

いなし。そういうダイナミズムについては、私は

率直に評価をしていいと思う。ただ、これを外交でやつたときにはどうなるんだ、それはできないだろうといふふうに思ひます。

外交機密費のことを聞いたときに、福田官房長官は私に、各省庁が首脳外交のときには官房機密費からお金をもらつてゐるというところをおつしやつた。それは今週の前算委員会でもそうおつしやつてゐる。

これは、財政法上何になるんですか。移用になるんじゃないですか。予算の移しかえ、あるいは移用、それを官房長官が認めたことになるんじゃないでしょうか。いかがでしょうか。

○村上副大臣 原口委員の御質問にお答えしたいと思ひます。

外務省の報償費については、外務省において、情報収集及び諸外国との外交交渉ないし外交関係の有利に展開する経費という目的に従つて適正に使用されてゐるというふう聞いております。

いづれにしても、外務省の報償費の具体的使途については承知してゐないため、財務省としては、御指摘のような仮定の御質問についてはお答えを差し控えていただきた、そういうふう

に考えております。

○原口委員 全く違つた答えを村上副大臣ともあるものが、私は内閣官房費のことを言つたんですよ。福田官房長官がおつしやつたのは、内閣官房費を、各職員が外に外遊しますね、そのときの差額分に使つてゐるということをおつしやつてゐるんですよ。別に仮定でも、僕がつくつた話でも何でもありません。

それは移用になるんじゃないのか、あるいは移しかえになるんじゃないですか。財務大臣、もう副大臣は結構ですから、どうぞ。

○塩川国務大臣 私、福田官房長官が言つたことは、そのときには立ち会つてゐなかつたように思ひますが、言つたというならば、福田官房長官がどう言つたかわかりません。私は、少なくともそんなことの記憶はございません。

○原口委員 これはテレビにも出てゐるんです

また、あのときは随分、塩川大臣御自身の御発言について、心理学的に言うと、忘れたという答

そうじゃないですよ。同じことを何回も何回も公共の電波で言うというのは、これは錯誤ですか。錯誤じゃない。それは、きつちりとしたこと

短期社債等の振替に関する法律案
短期社債等の振替に関する法律
目次

第一節 通則(第三條 第七條)
第二節 業務(第八條 第十四條)
第三節 監督(第十五條 第二十四條)

五 担保附社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)の規定により担保が付されるものではないこと³⁾。

2 この法律において「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。

一 短期社債

二 保険業法(平成七年法律第百五号 第六十一

条の二)第一項に規定する短期社債

三 資産の流動化に関する法律(平成十年法律

第百五号)第二条第八項に規定する特定短期

社債(特定目的会社による特定資産の流動化

に関する法律等の一部を改正する法律(平成

十二年法律第九十七号)附則第二条第一項の

規定によりなおその効力を有するものとされ

る同法第一条の規定による改正前の特定目的

会社による特定資産の流動化に関する法律

(平成十年法律第百五号)第二条第六項に規定

する特定短期社債を含む。

3 この法律において「振替機関」とは、次条第一

項の規定により主務大臣の指定を受けた株式会

社をいう。

4 この法律において「加入者」とは、振替機関が

第十二条第一項の規定により短期社債等の振替

を行うための口座を開設した者をいう。

第二章 振替機関

第一節 通則

(振替業を営む者の指定)

第三条 主務大臣は、次に掲げる要件を備える株

式会社を、その申請により、この法律の定める

ところにより第八条第一項に規定する業務(以

下「振替業」という。)を営む者として、指定す

ることができる。

一 第二十二條第一項の規定によりこの項の指

定を取り消された日から五年を経過しない者

でないこと。

二 この法律若しくは株券等の保管及び振替に

関する法律(昭和五十九年法律第三十号。以

下この項及び第八条において「保管振替法」と

いう。)又はこれらに相当する外国の法令の規

定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国

の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑

の執行を終わり、又はその刑の執行を受ける

ことがなくなった日から五年を経過しない者

でないこと。

三 取締役又は監査役のうちに次のいずれかに

該当する者がないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国

の法令上これらと同様に取扱いされている

者

ロ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法

令上これと同様に取扱いされている者

ハ 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法

令による刑を含む。)に処せられ、その刑の

執行を終わり、又はその刑の執行を受ける

ことがなくなった日から五年を経過しない

者

二 第二十二條第一項の規定によりこの項の

指定を取り消された場合若しくは保管振替

法第九条の二第一項の規定により保管振替

法第三条第一項の指定を取り消された場合

又はこの法律若しくは保管振替法に相当す

る外国の法令の規定により当該外国におい

て受けているこれらの指定に類する行政処

分を取り消された場合において、その取消

しの日前三十日以内にその会社の取締役又

は監査役(外国の法令上これらと同様に取

扱いされている者を含む。ホにおいて同

じ。)であった者でその取消しの日から五年

を経過しない者

ホ 第二十二條第一項の規定若しくは保管振

替法第九条の二第一項の規定又はこの法律

若しくは保管振替法に相当する外国の法令

の規定により解任を命ぜられた取締役又は

監査役でその処分を受けた日から五年を経

過しない者

ヘ 前号に規定する法律、商法(明治三十二

年法律第四十八号)、有限会社法(昭和十三

年法律第七十四号)、株式会社法の監査等に

関する商法の特例に関する法律(昭和四十

九年法律第二十二号)若しくはこれらに相

法(明治四十年法律第四十五号)第二百四

条、第二百六条、第二百八条、第二百八条

の二、第二百二十二条若しくは第二百四十

七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律

(大正十五年法律第六十号)の罪若しくは暴

力団員による不当な行為の防止等に関する

法律(平成三年法律第七十七号)第四十六

条、第四十七条、第四十九条若しくは第五

十条の罪を犯し、罰金の刑(これに相当す

る外国の法令による刑を含む。)に処せら

れ、その刑の執行を終わり、又はその刑の

執行を受けることがなくなった日から五年

を経過しない者

四 定款及び振替業の実施に関する規程(以下

「業務規程」という。)が、法令に適合し、か

つ、この法律の定めるところにより振替業を

適正かつ確実に遂行するために十分であると

認められること。

五 振替業を健全に遂行するに足る財産的基

礎を有し、かつ、振替業に係る収支の見込み

が良好であると認められること。

六 その人的構成に照らして、振替業を適正か

つ確実に遂行することができる知識及び経験

を有し、かつ、十分な社会的信用を有すると

認められること。

2 主務大臣は、前項の指定をしたときは、その

指定した振替機関の商号及び本店の所在地を官

報で公示しなければならない。

(指定の申請)

第四条 前条第一項の指定を受けようとする者

は、次に掲げる事項を記載した指定申請書を主

務大臣に提出しなければならない。

一 商号

二 資本の額及び純資産額

三 本店その他の営業所の名称及び所在地

四 取締役及び監査役の氏名

五 振替業以外の業務を営むときは、その業務

の内容

ければならない。

一 前条第一項第二号及び第三号に掲げる要件

に該当する旨を誓約する書面

二 定款

三 会社登記簿の謄本

四 業務規程

五 貸借対照表及び損益計算書

六 収支の見込みを記載した書類

七 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定

める書類

(資本の額等)

第五条 振替機関の資本の額は、政令で定める金

額以上でなければならない。

2 前項の政令で定める金額は、五億円を下回つ

てはならない。

3 振替機関の純資産額は、第一項の政令で定め

る金額以上でなければならない。

(資本の額の変更)

第六条 振替機関は、その資本の額を減少しよう

とするときは、主務省令で定めるところによ

り、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 振替機関は、その資本の額を増加しようとする

ときは、主務省令で定めるところにより、主

務大臣に届け出なければならない。

(秘密保持義務)

第七条 振替機関の取締役、監査役若しくは職員

又はこれらの職にあつた者は、振替業に関して

知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならな

い。

第二節 業務

(業務の範囲)

第八条 振替機関は、この法律の定めるところに

より、短期社債等の振替に関する業務を行うも

のとす。

2 振替機関は、振替業のほか、保管振替法第三

条第一項に規定する保管振替業及び保管振替法

第四条の二第一項ただし書の規定により承認を

受けた業務(次項及び次条第一項において「保管

振替業等」という。)を営むことができる。

3 前項の規定は、振替機関が保管振替業等を営む場合において、保管振替法及びこれに基づく命令の適用を排除するものと解してはならない。

(兼業の制限)

第九條 振替機関は、振替業及び保管振替業等のほか、他の業務を営むことができない。ただし、振替業に関連する業務で、当該振替機関が振替業を適正かつ確実に営むにつき支障を生ずるおそれがないと認められるものについて、主務省令で定めるところにより、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

2 振替機関は、前項ただし書の承認を受けた業務を廃止したときは、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(振替業の一部の委託)

第十條 振替機関は、主務省令で定めるところにより、振替業の一部を、主務大臣の承認を受けて、他の者に委託することができる。

2 振替機関は、前項の規定による振替業の一部の委託に関する契約には、業務を委託する相手方が当該業務を他の者に委託しない旨の条件を付さなければならない。

(業務規程)

第十一條 振替機関は、業務規程において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 取り扱う短期社債等に関する事項
- 二 加入者の口座に関する事項
- 三 振替口座簿の記録に関する事項
- 四 第五十六條第一項(第六十二條において準用する場合を含む。第十九條において同じ。)に規定する場合の義務の履行に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、振替業の実施に必要な事項として主務省令で定める事項

(口座の開設及び振替口座簿の備付け)

第十二條 振替機関は、業務規程の定めるところにより、他の者のために、その申出により短期社債等の振替を行うための口座を開設しなければならない。

ばならない。

2 振替機関は、第五十六條第一項及び第二項(これらの規定を第六十一條において準用する場合を含む。)の義務を履行する目的のため、自己のために短期社債等の振替を行うための口座(以下「機関口座」という。)を開設することができる。

3 振替機関は、振替口座簿を備えなければならない。

(発行者の同意)

第十三條 振替機関は、あらかじめ発行者から当該振替機関において取り扱うことについて同意を得た短期社債等でなければ、取り扱うことができない。

2 前項の場合において、発行者は、特定の種類の短期社債等について一の振替機関に同意をしたときは、当該短期社債等について他の振替機関に同意をしてはならない。

(差別的取扱いの禁止)

第十四條 振替機関は、特定の加入者又は発行者に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

第三節 監督

(帳簿書類等の作成及び保存)

第十五條 振替機関は、主務省令で定めるところにより、業務に関する帳簿書類その他の記録を作成し、保存しなければならない。

(業務及び財産に関する報告書の提出)

第十六條 振替機関は、決算期ごとに、業務及び財産に関する報告書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

2 前項の報告書に関する記載事項、提出期日その他必要な事項は、主務省令で定める。

(定款又は業務規程の変更)

第十七條 振替機関の定款又は業務規程の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(商号等の変更の届出)

第十八條 振替機関は、第四條第一項第一号、第三号又は第四号に掲げる事項に変更があったとき

きは、その旨及び同条第二項第一号又は第三号に掲げる書類を、主務省令で定めるところにより、主務大臣に届け出なければならない。

2 主務大臣は、前項の規定により振替機関の商号又は本店の所在地の変更の届出があったときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(事故の報告)

第十九條 振替機関は、第五十六條第一項に規定する場合その他の主務省令で定める事故が生じたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

(報告及び検査)

第二十條 主務大臣は、振替業の適正かつ確実な遂行のため必要があると認めるときは、振替機関に対し、その業務若しくは財産に関して報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に、振替機関の営業所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(業務改善命令)

第二十一條 主務大臣は、振替業の適正かつ確実な遂行のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、振替機関に対し、業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)

第二十二條 主務大臣は、振替機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第三條第一項の指定若しくは第九條第一項ただし書の承認を取り消し、六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又はその取締役若しくは監査役の解任を命ずることができる。

一 第三條第一項第一号又は第三号に掲げる要件に該当しないこととなったとき。

二 第三條第一項の指定當時に同項各号のいずれかに該当していなかったことが判明したとき。

三 不正の手段により第三條第一項の指定を受けたことが判明したとき。

四 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反したとき。

2 主務大臣は、前項の規定により第三條第一項の指定を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(業務移転命令)

第二十三條 主務大臣は、振替機関が次の各号のいずれかに該当するときは、振替業を他の株式会社に移転することを命ずることができる。

一 前条第一項の規定により第三條第一項の指定を取り消されたとき。

二 振替業を廃止したとき。

三 解散したとき(設立、合併又は新設分割を無効とする判決が確定したときを含む。)

四 振替業の継続に著しい支障を来すことなく弁済期にある債務を弁済することができない事態又は破産の原因たる事実の生ずるおそれがあると認められるとき。

(業務移転命令に伴う株主総会の特別決議に関する特例)

第二十四條 前条の規定による命令を受けた振替機関(次項において「特定振替機関」という。)における商法第二百四十五條第一項、第二百四十三條、第二百四十五條第二項(同法第二百四十六條において準用する場合を含む。)、第二百七十四條ノ十七第四項又は第四百八條第三項の規定による決議は、これらの規定にかかわらず、出席した株主の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって、仮にすることができる。

2 特定振替機関における商法第四百八條第四項の規定による決議は、同項の規定にかかわらず、出席した株主の過半数であつて出席した株

主の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって、仮にすることができる。

3 第一項の規定により仮にした決議（以下この項及び次項において「仮決議」という。）があった場合においては、各株主に対し、当該仮決議の趣旨を通知し、当該仮決議の日から一月以内に再度の株主総会を招集しなければならない。

4 前項の株主総会において第一項に規定する多数をもって仮決議を承認した場合には、当該承認のあった時に、当該仮決議をした事項に係る決議があったものとみなす。

5 前二項の規定は、第二項の規定により仮にした決議があった場合について準用する。この場合において、前項中「第一項」とあるのは、「第二項」と読み替えるものとする。

第四節 合併、分割及び営業の譲渡（特定合併の認可）

第二十五条 振替機関を全部又は一部の当事者とする合併（合併後存続する株式会社又は合併により設立される株式会社が振替業を営む場合に限る。以下この条及び次条において「特定合併」という。）は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 前項の認可を受けようとする振替機関は、特定合併後存続する株式会社又は特定合併により設立される株式会社（以下この条において「特定合併後の振替機関」という。）について第四条第一項各号に掲げる事項を記載した合併認可申請書を主務大臣に提出しなければならない。

3 合併認可申請書には、合併契約書その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

4 主務大臣は、第一項の認可の申請があった場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 特定合併後の振替機関が第三條第一項各号に掲げる要件に該当すること。
二 振替業の承継が円滑かつ適切に行われる見込みが確実であること。

5 特定合併後の振替機関（振替機関が特定合併後存続する株式会社である場合を除く。）は、特定合併の時に第三條第一項の指定を受けたものとみなす。

6 特定合併後の振替機関は、特定合併により消滅した振替機関の業務に関し、行政官庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を承継する。

（特定合併の場合の加入者の承認）

第二十六条 振替機関は、特定合併を行うときは、商法第四百八条第一項の株主総会の承認の決議のほか、加入者の承認を受けなければならない。

（新設分割の認可）

第二十七条 振替機関が新たに設立する株式会社（以下この条及び次条において「新設分割」という。）は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 前項の認可を受けようとする振替機関は、新設分割により設立される株式会社（以下この条において「設立会社」という。）について次に掲げる事項を記載した新設分割認可申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 第四條第一項各号に掲げる事項
二 設立会社が承継する振替業

3 新設分割認可申請書には、分割計画書その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

4 主務大臣は、第一項の認可の申請があった場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 設立会社が第三條第一項第三号から第六号までに掲げる要件に該当すること。
二 振替業の承継が円滑かつ適切に行われる見込みが確実であること。
5 設立会社は、新設分割の時に第三條第一項の指定を受けたものとみなす。

6 設立会社は、新設分割をした振替機関の承継の対象となる業務に関し、行政官庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を承継する。

（新設分割の場合の加入者の承認）

第二十八条 振替機関は、新設分割を行うときは、商法第三百七十四條第一項の株主総会の承認の決議のほか、加入者の承認を受けなければならない。

（吸収分割の認可）

第二十九条 振替機関が他の株式会社に振替業の全部又は一部を承継させるために行う吸収分割（以下この条及び次条において単に「吸収分割」という。）は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 前項の認可を受けようとする振替機関は、吸収分割により振替業の全部又は一部を承継する株式会社（以下この条において「承継会社」という。）について次に掲げる事項を記載した吸収分割認可申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 第四條第一項各号に掲げる事項
二 承継会社が承継する振替業

3 吸収分割認可申請書には、分割契約書その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

4 主務大臣は、第一項の認可の申請があった場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 承継会社が第三條第一項各号に掲げる要件に該当すること。
二 振替業の承継が円滑かつ適切に行われる見込みが確実であること。

5 承継会社（振替機関が承継会社である場合を除く。）は、吸収分割の時に第三條第一項の指定を受けたものとみなす。

6 承継会社は、吸収分割をした振替機関の承継の対象となる業務に関し、行政官庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を承継する。

他の処分に基づいて有する権利義務を承継する。

（吸収分割の場合の加入者の承認）

第三十条 振替機関は、吸収分割を行うときは、商法第三百七十四條ノ十七第一項の株主総会の承認の決議のほか、加入者の承認を受けなければならない。

（営業譲渡の認可）

第三十一条 振替機関が他の株式会社に振替業の全部又は一部の譲渡（以下この条及び次条において「営業譲渡」という。）は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 前項の認可を受けようとする振替機関は、営業譲渡により振替業の全部又は一部を譲り受ける株式会社（以下この条において「譲受会社」という。）について次に掲げる事項を記載した営業譲渡認可申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 第四條第一項各号に掲げる事項
二 譲受会社が承継する振替業

3 営業譲渡認可申請書には、譲渡契約書その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

4 主務大臣は、第一項の認可の申請があった場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 譲受会社が第三條第一項各号に掲げる要件に該当すること。
二 振替業の承継が円滑かつ適切に行われる見込みが確実であること。

5 譲受会社（振替機関が譲受会社である場合を除く。）は、営業譲渡の時に第三條第一項の指定を受けたものとみなす。

6 譲受会社は、営業譲渡をした振替機関の譲渡の対象となる業務に関し、行政官庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務及び第十三條第一項の発行者の同意に係る権利義務を承継する。

7 営業譲渡をした振替機関が開設した加入者の口座は、譲受会社が開設した加入者の口座とみなす。

(営業譲渡の場合の加入者の承認)

第三十二条 振替機関は、営業譲渡を行うときは、商法第二百四十五条第一項の株主総会の承認の決議のほか、加入者の承認を受けなければならない。

第五節 加入者集会

(決議事項)

第三十三条 加入者が第二十六条、第二十八条、第三十条又は前条の承認を行うには、加入者による集会(以下「加入者集会」という)の決議によらなければならない。

(招集権者)

第三十四条 加入者集会は、振替機関が招集する。

2 加入者集会を招集するには、その会日の二週間前に、加入者に対して、招集の通知を発しなければならない。

3 前項の通知には、会議の目的たる事項及び議案の要領を記載しなければならない。

(加入者の議決権)

第三十五条 各加入者の議決権は、業務規程に別段の定めがある場合を除き、平等であるものとする。

(書面による議決権の行使)

第三十六条 加入者集会に出席しない加入者は、書面によって議決権を行使することができる。

2 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一条の第三項から第六項までの規定は、前項の書面による議決権の行使について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の会社」とあり、及び同条第三項中「第一項の会社」とあるのは「振替機関」と、同条第五項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとする。

(決議の方法)

第三十七条 加入者集会の決議は、出席した加入

者の議決権の過半数をもって行う。
(みなし賛成)

第三十八条 振替機関は、業務規程をもって、加入者が加入者集会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該加入者はその加入者集会に提出された議案について賛成するものとみなす旨を定めることができる。

2 前項の定めをした振替機関は、第三十四条第二項の規定による通知にその定めを記載しなければならない。

3 第一項の定めに基づき議案に賛成するものとみなされた加入者の有する議決権の数は、出席した加入者の議決権の数に算入する。
(加入者集会に関する商法及び非訟事件手続法の準用)

第三十九条 商法第二百三十三條、第二百三十七條ノ三第一項、第二百三十七條ノ四、第二百三十九條第二項及び第三項、第二百四十三條、第二百四十二條、第二百二十五條から第二百二十八條まで、第二百三十七條第一項及び第二百三十九條第二項から第四項まで並びに非訟事件手続法明治三十一年法律第十四号(第三百三十五條ノ十五、第三百三十五條ノ十九第一項及び第三百三十五條ノ二十三の規定は、加入者集会について準用する。この場合において、商法第二百三十三條中「定款」とあるのは「業務規程」と、同法第二百三十七條ノ三第一項中「取締役及監査役」とあるのは「振替機関」と、同法第二百三十七條ノ四第一項中「定款」とあるのは「業務規程」と、同法第二百三十九條第二項中「会社」とあるのは「振替機関」と、同法第二百四十三條中「第三十二條」とあるのは「短期社債等の振替に関する法律第三十四條第二項」と、同法第二百四十二條中「社債権者集会又は其ノ招集者」とあるのは「加入者集会」と、「社債ヲ発行シタル会社」とあるのは「振替機関」と、同法第二百三十八條第一号中「社債募集ノ目論見書ノ記載」とあるのは「業務規程」と、同法第二百三十八條及び第三百三十七條第一項中「社債ヲ発行シタル会社」とあ

るのは「振替機関」と、同法第二百三十九條第二項中「社債ヲ発行シタル会社ノ代表者及社債管理会社ノ代表者」とあるのは「振替機関ノ代表者」と、同条第三項中「社債ヲ発行シタル会社」とあるのは「振替機関」と、同条第四項中「社債管理会社及社債権者」とあるのは「加入者」と、非訟事件手続法第三百三十五條ノ十五中「社債ヲ発行シタル会社」とあるのは「振替機関」と読み替えるものとする。

第六節 解散等

(解散等の認可)

第四十条 次に掲げる事項は、主務大臣の認可を受けなければならない。

一 振替機関の解散についての株主総会の決議
二 振替機関を全部又は一部の当事者とする合併(合併後存続する株式会社又は合併により設立される株式会社が振替業を営まない場合に限る。)

(指定の失効)
第四十一条 振替機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第三條第一項の指定は、その効力を失う。

一 振替業を廃止したとき。
二 解散したとき(設立、合併又は新設分割を無効とする判決が確定したときを含む。)

2 前項の規定により指定が効力を失ったときは、その振替機関であつた者又は一般承継人(合併により消滅した振替機関の権利義務を承継した者であつて、振替業を営まないものに限る。次条において同じ)は、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(指定取消し等の場合のみなし振替機関)
第四十二条 振替機関が第三十二條第一項の規定により第三條第一項の指定を取り消された場合又は前条第一項の規定により当該指定が効力を

失つた場合においては、その振替機関であつた者又は一般承継人は、当該振替機関が行つた振替業を速やかに終了しなければならない。この場合において、当該振替機関であつた者又は一般承継人は、その振替業の終了の目的の範囲内において、なおこれを振替機関とみなす。

(清算手続等における主務大臣の意見等)

第四十三条 裁判所は、振替機関の清算手続、破産手続、再生手続、整理手続、更生手続又は承認援助手続において、主務大臣に対し、意見を求め、又は検査若しくは調査を依頼することができる。

2 主務大臣は、前項に規定する手続において、必要があると認めるときは、裁判所に対し、意見を述べることができる。

3 第二十条の規定は、第一項の規定により主務大臣が裁判所から検査又は調査の依頼を受けた場合について準用する。

第三章 短期社債の振替

第一節 通則

(権利の帰属)
第四十四条 短期社債についての権利の帰属は、次条第二項の場合を除き、この章の規定による振替口座簿の記録により定まるものとする。

(社債券の不発行)

第四十五条 短期社債については、社債券(商法第二百六条第一項に規定する債券をいう。次項及び第七十七條第二号において同じ)を発行することができない。

2 短期社債の社債権者は、当該短期社債を取り扱う振替機関が第二十二條第一項の規定により第三條第一項の指定を取り消された場合又は第四十一條第一項の規定により当該指定が効力を失つた場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存しない場合には、前項の規定にかかわらず、発行者に対し、社債券の発行を請求することができる。

第二節 振替口座簿

(振替口座簿の記録事項)

第四十六條 振替口座簿は、各加入者の口座ごとに区分し、各口座には、次に掲げる事項を記録する。

一 加入者の氏名又は名称及び住所
二 発行者の商号及び短期社債の種類(以下「銘柄」という。)

三 銘柄ごとの金額(次号に掲げるものを除く。)

四 加入者が質権者であるときは、その旨及び質権の目的である短期社債の銘柄ごとの金額
五 短期社債の全部又は一部が信託財産であるときは、その旨及び前二号の金額のうちその金額

六 その他政令で定める事項
2 振替機関が機関口座を開設する場合には、振替口座簿に機関口座の区分を設け、次に掲げる事項を記録する。

一 銘柄
二 銘柄ごとの金額
三 その他政令で定める事項
(新規記録手続)

第四十七條 特定の銘柄の短期社債について、商法第三百六条第一項に規定する払込みがあつた場合には、当該短期社債の発行者は、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一 当該払込みに係る短期社債の銘柄
二 前号の払込みを行った加入者の氏名又は名称
三 加入者ごとの第一号の払込みに係る短期社債の金額

2 前項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る短期社債の銘柄について、当該通知に係る加入者の口座の前条第一項第三号に掲げる事項を記録する欄に、当該加入者に係る前項第三号の金額を記録しなければならない。

(振替手続)

第四十八條 特定の銘柄の短期社債について、振替の申請があつた場合には、当該申請を受けた振替機関は、遅滞なく、当該申請において第三項の規定により示されたところに従い、振替口座簿における減額及び増額の記録をしなければならない。

2 前項の申請は、振替によりその口座において減額の記録がされる加入者が行うものとする。
3 第一項の申請をする加入者(第二号において「申請人」という)は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。
一 当該振替において減額及び増額の記録がされるべき短期社債の銘柄及び金額
二 当該申請人の口座において減額の記録がされるのが第四十六条第一項第三号に掲げる事項を記録する欄か、又は同項第四号に掲げる事項を記録する欄かの別
三 増額の記録がされるべき口座(次号において「振替先口座」という。)

四 振替先口座において増額の記録がされるのが第四十六条第一項第三号に掲げる事項を記録する欄か、又は同項第四号に掲げる事項を記録する欄かの別
(抹消手続)

第四十九條 特定の銘柄の短期社債について、抹消の申請があつた場合には、当該申請を受けた振替機関は、遅滞なく、当該申請において第三項の規定により示されたところに従い、振替口座簿における減額の記録をしなければならない。

2 前項の申請は、抹消によりその口座において減額の記録がされる加入者が行うものとする。
3 第一項の申請をする加入者(第二号において「申請人」という)は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。
一 当該抹消において減額の記録がされるべき短期社債の銘柄及び金額
二 当該申請人の口座において減額の記録がされるのが第四十六条第一項第三号に掲げる事

項を記録する欄か、又は同項第四号に掲げる事項を記録する欄かの別
4 第二項の規定にかかわらず、振替機関は、機関口座の短期社債について第五十六条第二項の規定により免除の意思表示を行ったときは、直ちに、当該短期社債について、振替口座簿の抹消を行わなければならない。

5 発行者は、社債権者又は質権者に対し、短期社債の償還をするのと引換えにその口座における当該短期社債の銘柄についての当該償還に係る短期社債の金額と同額の抹消を振替機関に対して申請することを請求することができる。
(記録の変更手続)

第五十條 振替機関は、第四十六条第一項各号又は第二項各号に掲げる事項につき変更が生じたことを知ったときは、直ちに、振替口座簿にその記録をしなければならない。
第三節 振替の効果等
(短期社債の譲渡)

第五十一條 短期社債の譲渡は、第四十八条第一項の振替の申請により、譲受人がその口座における第四十六条第一項第三号又は第二項第二号に掲げる事項を記録する欄に当該譲渡に係る金額の増額の記録を受けなければ、その効力を生じない。
(短期社債の質入れ)

第五十二條 短期社債の質入れは、第四十八条第一項の振替の申請により、質権者がその口座における第四十六条第一項第四号に掲げる事項を記録する欄に当該質入れに係る金額の増額の記録を受けなければ、その効力を生じない。
(短期社債の信託の對抗要件)

第五十三條 短期社債については、信託は、政令で定めるところにより、当該信託の受託者がその口座において第四十六条第一項第五号の規定による記録を受けなければ、第三者に対抗することができない。
(加入者の権利推定)

第五十四條 加入者は、その口座における記録が

された短期社債についての権利を適法に有するものと推定する。
(善意取得)

第五十五條 第四十八条第一項の振替の申請によりその口座において特定の銘柄の短期社債についての増額の記録を受けた加入者(機関口座を有する振替機関を含む)は、当該銘柄の短期社債についての当該増額の記録に係る権利を取得する。ただし、当該加入者に善意又は重大な過失があるときは、この限りでない。
(振替機関の消却義務)

第五十六條 前条の規定による短期社債の取得によりすべての社債権者の有する同条に規定する銘柄の短期社債の総額が当該銘柄の短期社債の発行総額(償還済みの額を除く)を超えることとなる場合には、振替機関は、当該超過額に達するまで、当該銘柄の短期社債を取得しなければならない。

2 振替機関は、前項の規定により短期社債を取得したときは、直ちに、発行者に対し、当該短期社債について債務の全部を免除する旨の意思表示をしなければならない。

3 前項に規定する短期社債についての権利は、同項の規定により免除の意思表示がされたときは、消滅する。
(消却義務の不履行の場合における取扱い)

第五十七條 前条第一項に規定する場合において、振替機関が同項及び同条第二項の義務の全部を履行するまでの間は、発行者は、各社債権者の有する当該銘柄の短期社債のうち第一号の額が第二号の額に占める割合を当該超過額(同項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る額を控除した額に乘じた額)に関する部分について、元本の償還及び利息の支払をする義務を負わない。

一 当該社債権者の有する当該銘柄の短期社債の金額
二 すべての社債権者の有する当該銘柄の短期社債の総額

社債の総額

2 前条第一項に規定する場合において、振替機関は、各社債権者に対して次に掲げる義務を負う。

前項の場合において、各社債権者の有する当該銘柄の短期社債のうち同項の規定により算出された額に関する部分について、発行者に代わって元本の償還及び利息の支払をする義務

二 前号に掲げるもののほか、前条第一項又は第二項の義務の不履行によって生じた損害の賠償をする義務

(発行者が誤って償還等をした場合における取扱い)

第五十八条 発行者が前条第一項の規定により義務を負わないとされた金額についてした元本の償還又は利息の支払は、当該発行者が善意の場合であっても、当該銘柄の他の短期社債に係る当該発行者の債務を消滅させる効力を有しない。

2 社債権者は、発行者に対し、前項に規定する元本の償還又は利息の支払に係る金額の返還をする義務を負わない。

3 発行者は、第一項に規定する元本の償還又は利息の支払をしたときは、前項に規定する金額の限度において、前条第二項第一号の規定による社債権者の振替機関に対する権利を取得する。

第四節 短期社債の発行等に関する商法の特例

(短期社債の発行等に関する商法の特例)

第五十九条 株式会社は、商法第二百九十六条の規定にかかわらず、取締役会の決議をもって、短期社債の発行を、特定の取締役に委任することができ、この場合において、当該取締役会においては、次に掲げる事項も併せて決議しなければならない。

一 当該決議に基づいて短期社債を発行することができ期間

二 前号の期間中において当該株式会社が発行

第一類第五号 財務金融委員会議録第十三号

した短期社債のうち償還されていないものの総額の限度額

2 短期社債については、社債原簿を作成することとを要しない。

3 短期社債については、商法第二百九十七条から第二百九十九条まで、第三百九条から第三百十四条まで、第三百十九条から第三百四十一条ノ十八まで及び第三百七十六條第三項(同法第三百七十四條ノ四第一項、第三百七十四條ノ二十第二項及び第四百十六條第二項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

第五節 雑則

(振替口座簿に記録されている事項の証明)

第六十条 加入者は、振替機関に対し、当該振替機関が定めた費用を支払って、振替口座簿の自己の口座に記録されている事項を証明した書面の交付を請求することができる。当該口座につき利害関係を有する者として政令で定めるものについても、同様とする。

(最高裁判所規則への委任)

第六十一条 短期社債に関する強制執行、仮差押え及び仮処分執行、競売並びに没収保全に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第四章 その他の短期社債等の振替

(短期社債に係る規定の準用)

第六十二条 前章の規定(第四節の規定を除く)は、短期社債以外の短期社債等について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五章 雑則

(財務大臣への協議)

第六十三条 主務大臣は、振替機関に対し第二十二條第一項の規定による第三條第一項の指定の取消しをすることが有価証券の流通に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、有価証券の流通の円滑を図るために必要な措置に關し、財務大臣に協議しなければならない。

(財務大臣への通知)

第六十四条 主務大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。

一 第三條第一項の規定による指定(第二十五條第五項、第二十七條第五項、第二十九條第五項又は第三十一條第五項の規定により指定を受けたものとみなされる場合を含む。)

二 第二十二條第一項の規定による第三條第一項の指定の取消し

2 主務大臣は、第四十一條第二項の規定による届出を受理したときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。

(財務大臣への資料の提出)

第六十五条 財務大臣は、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に關し、短期社債等の振替に係る制度の企画又は立案をするために必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(主務省令への委任)

第六十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、主務省令で定める。

(主務大臣及び主務省令)

第六十七条 この法律において、主務大臣は内閣総理大臣及び財務大臣とし、主務省令は内閣府令・財務省令とする。

(権限の委任)

第六十八条 内閣総理大臣は、この法律の規定による権限(政令で定めるものを除く)を金融庁長官に委任する。

第六章 罰則

第六十九条 加入者集会における発言若しくは議決権の行使に關し不正の請託を受けて財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者も、同項と同様とする。

3 第一項の場合において、犯人の收受した利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第七十条 第四十七條第二項、第四十八條第一項、第四十九條第一項若しくは第四項若しくは第五十條これらの規定を第六十二條において準用する場合を含む。の規定に違反して振替口座簿に記録すべき事項を記録せず、又はこれに虚偽の記録をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七十一条 第二十二條第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四條第一項、第二十五條第二項、第二十七條第二項、第二十九條第二項若しくは第三十一條第二項の申請書又は第四條第二項、第二十五條第三項、第二十七條第三項、第二十九條第三項若しくは第三十一條第三項の添付書類に虚偽の記載をして提出した者

二 第十五條の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成した者

三 第十六條第一項の規定による報告書の提出をせず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

四 第二十條第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

五 第四十三條第三項において準用する第二十條第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し答弁をせず

ず、若しくは虚偽の答弁をした者

第七十二条 第七条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
第七十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第六条第一項の規定による認可を受けないで資本の額を減少し、又は虚偽の申請をして同項の認可を受けた者

二 第十八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第七十五条 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を科する。
一 第七十条又は第七十一条 三億円以下の罰金刑

二 第七十二条(第五号を除く) 二億円以下の罰金刑

三 第七十二条第五号又は前条 各本条の罰金の罰金刑

第七十六条 振替機関の取締役、監査役又は清算人が次の各号のいずれかに該当するときは、百万円以下の過料に処する。

一 第六条第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第二十一条又は第二十三条の規定による命令に違反したとき。

三 第三十四条第二項又は第三項の規定に違反して、通知をすることを怠り、又は不正の通知をしたとき。

四 第三十六条第二項において準用する株式会社社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一条の三第二項の規定に違反して、加入者集会の招集の通知に書面を添付しなかつたとき。

五 第三十六条第二項において準用する株式会社

社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一条の三第六項において準用する商法第二百三十九条第五項又は第三十九条において準用する同法第二百三十九条第三項の規定に違反して、書面又は議事録を備え置かなかつたとき。

六 正当な理由がないのに第三十六条第二項において準用する株式会社社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一条の三第六項において準用する同法第二百三十九条第六項又は第三十九条において準用する同法第二百三十九条第四項の規定による書面又は議事録の閲覧又は謄写を拒んだとき。

七 業務規程に定めた地以外の地において、又は第三十九条において準用する同法第二百三十三条の規定に違反して、加入者集会を招集したとき。

八 正当な理由がないのに加入者集会において加入者の求めた事項について説明をしなかつたとき。

九 加入者集会に対し、虚偽の申立てをし、又は事実を隠蔽ししたとき。

十 第三十九条において準用する同法第二百三十八条の規定に違反して、加入者集会の決議の認可に関する公告をすることを怠り、又は不正の公告をしたとき。

十一 第三十九条において準用する同法第二百三十九条第二項の規定に違反して、議事録に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

十二 正当な理由がないのに第六十条(第六十二条において準用する場合を含む)の規定による請求を拒み、又は虚偽の記載をした書面を交付したとき。

第七十七条 法人の役員が次の各号のいずれかに該当するときは、百万円以下の過料に処する。

一 第十三条第二項の規定に違反して他の振替機関に同意をしたとき。

二 第四十五条第一項(同条第二項の規定によ

り社債券を発行する場合を除く)。(第六十二条において準用する場合を含む)の規定に違反して社債券その他の券面を発行したとき。

三 正当な理由がないのに第四十五条第二項(第六十二条において準用する場合を含む)の規定による請求を拒んだとき。

四 第四十七条第一項(第六十二条において準用する場合を含む)の規定に違反して、通知をすることを怠り、又は虚偽の通知をしたとき。

第七十八条 第四十一条第二項に規定する振替機関であつた者又は一般承継人の役員が同項の規定に違反して届出を怠つたときは、三十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日等)
第一条 この法律は、平成十四年四月一日(以下「施行日」という)から施行し、施行日以後に発行される短期社債券等について適用する。
(商工組合中央金庫法の一部改正)

第二条 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。
第二十八条第一項第十九号中「該当スルモノ」の下に「及短期社債券等」を加え、同条第五項の次に次の一項を加える。

第一項第十九号ノ「短期社債券等」トハ短期社債券等の振替に関する法律(平成十三年法律第 号)第二條第二項ニ掲グル短期社債券等ヲ謂フ

第二十八条ノ六第一項第一号ノ二中「特定社債」の下に「特定短期社債ヲ除キ」を加え、同条第二項中「又ハ「特定社債」を」、「特定社債又ハ「特定短期社債」に」、「又ハ同条第七項を」、「同条第七項に改め、「掲グル特定社債」の下に「又ハ同条第八項ニ掲グル特定短期社債」を加える。

(陸上交通事業調整法の一部改正)
第三条 陸上交通事業調整法(昭和十三年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第六条中「社債」の下に「(短期社債券等の振替に関する法律(平成十三年法律第 号)第二條第一項ニ規定スル短期社債券ヲ除ク)」を加える。
(地方自治法の一部改正)

第四条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。
第二百三十八条第一項第六号中「債券を含む」を「債券を含み、短期社債券等の振替に関する法律(平成十三年法律第 号)第二條第二項に規定する短期社債券に係るものを除く」に改める。

第二百四十条第四項第三号中「登録されたもの」の下に「及び短期社債券等の振替に関する法律の規定により振替口座簿に記録されたもの」を加える。

(農業協同組合法の一部改正)
第五条 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二号)の一部を次のように改正する。
第十條第六項第六号の二中「特定社債」の下に「特定短期社債を除き」を、「有価証券」の下に「(前号に規定する証券をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債券等(短期社債券等の振替に関する法律(平成十三年法律第 号)第二條第二項に規定する短期社債券等)をいう。以下この条において同じ)を除く。第七号において同じ)」を加え、同号の次に次の一項を加える。

六の三 短期社債券等の取得又は譲渡
第十條第六項第十五号中「該当するもの」の下に「及び短期社債券等」を加え、同条第十一項中「同号」を「同号」に改め、「について」の下に「同項第六号の三の事業には短期社債券等について」を加え、同条第十二項中「又は「特定社債」を」、「特定社債又は「特定短期社債」に」、「又は第七項を」、「第七項又は第八項に」、「又は特定社債」を、「特定社債又は特定短期社債」に改める。

(証券取引法の一部改正)
第六条 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五

号の一部を次のように改正する。
第二十三條の第三項中「及び発行予定額の下に」又は発行若しくは売出しの限度額を加える。

第二十三條の八第一項の次に次の一項を加える。

前項の規定にかかわらず、発行登録によりあらかじめその募集又は売出しが登録されている短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第 号）第二條第二項に規定する短期社債等（その取扱いを行う振替機関（同條第三項に規定する振替機関をいう。）により、その発行残高が公衆の縦覧に供されるものに限る。）については、当該発行登録がその効力を生じている場合には、これを募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けることができる。

第二十三條の十二第四項中「第二十三條の八第一項の下に」若しくは第二項を加え、同條第六項中提出されたことの下に「（第二十三條の八第二項の有価証券の募集又は売出しにあつては、発行登録の効力が生じていること）」を加え、同條に次の一項を加える。

第二項、第三項及び第五項の規定は、第二十三條の八第二項の有価証券については、適用しない。

第二十四條第一項第三号中「第二十三條の八第一項本文」の下に「若しくは第二項」を加える。

第二十七條の三十の二中「第二十三條の八第三項」を「第二十三條の八第四項」に改める。
第九十七條第一項第一号中「及び第四項」を「及び第五項」に改める。
第二百五條第一号中「第二十三條の八第三項」を「第二十三條の八第四項」に改める。
第二百八條第一号中「第二十三條の八第三項」を「第二十三條の八第四項」に改める。
（証券取引法の一部改正に伴う経過措置）

第七條 前條の規定による改正後の証券取引法の規定は、施行日以後に同法第二十三條の三第一項の規定によりその募集又は売出しが登録される短期社債等について適用し、施行日前に前條の規定による改正前の同法第二十三條の三第一項の規定によりその募集又は売出しが登録されている短期社債等については、なお従前の例による。

（証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律の一部改正）
第八條 証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

附則第五條第三号中「第二十三條の八第三項」を「第二十三條の八第四項」に改める。
（国有財産法の一部改正）
第九條 国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項第六号中「債券を含む」を「債券を含む、短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第 号）第二條第二項に規定する短期社債等に係るものを除く」に改める。
（中小企業等協同組合法の一部改正）
第十條 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第九條の八第二項第七号中「該当するもの」の下に「及び短期社債等（短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第 号）第二條第二項（定義）に規定する短期社債等をいう。以下この条において同じ。）を加え、同項第十号の二中「特定社債」の下に「特定短期社債を除き、」を加え、同号の次に次の一を加える。

十の三 短期社債等の取得又は譲渡
第九條の八第二項第九号中「金銭債権に該当するもの」の下に「及び短期社債等」を加え、同條第五項中「同号」を「同号」に改め、「について」の下に「同項第十号の三の事業には短期社債等について」を加え、同條第六項第二号の二中「又は特定社債」を「特定社債又は特定短期社債」に改める。

期社債」に、「又は第七項」を「第七項又は第八項」に改める。
（貿易保険法の一部改正）
第十條 貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二條第十七項中「債権若しくは当該資金を調達するために発行される外国政府等若しくは外国法人の公債、社債」の下に「（短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第 号）第二條第一項に規定する短期社債を除く。以下この項において同じ。）」を加える。
（相続税法の一部改正）
第十二條 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十條第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「但し」を「ただし」に改め、同項第七号中「第二條第十二項」を「第二條第十三項」に改め、同項第十号中「外」を「ほか」に改める。
第四十一條第二項中「左に」を「次に」に改め、同項第三号中「社債」の下に「（特別の法律により法人の発行する債券を含む、短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第 号）第二條第二項に規定する短期社債を除く。）」を加え、「債券及び」を削る。

（中小企業信用保険法の一部改正）
第十三條 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

第三條の八第一項中「よるものに限る」を「よるもの」に限り、短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第 号）第二條第一項に規定する短期社債を除く」に改める。
（信用金庫法の一部改正）
第十四條 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第五十三條第三項第一号中「該当するもの」の下に「及び短期社債等（短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第 号）第二條第二項（定義）に規定する短期社債等をいう。以下この

の条及び次条において同じ。）」を加え、同項第五号の二中「特定社債」の下に「特定短期社債を除き、」を加え、同号の次に次の一を加える。

五の三 短期社債等の取得又は譲渡
第五十三條第三項第十五号中「金銭債権に該当するもの」の下に「及び短期社債等」を加え、同條第四項中「同号」を「同号」に改め、「について」の下に「同項第五号の三に掲げる業務には短期社債等について」を加え、同條第五項第二号の二中「又は特定社債」を「特定社債又は特定短期社債」に改め、第七項又は第八項に改める。

第五十四條第四項第二号中「該当するもの」の下に「及び短期社債等」を加え、同項第五号の二の次に次の一を加える。
五の三 短期社債等の取得又は譲渡
第五十四條第四項第十五号中「金銭債権に該当するもの」の下に「及び短期社債等」を加える。
（長期信用銀行法の一部改正）
第十五條 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）の一部を次のように改正する。

第六條第一項第二号中「社債その他の債券」の下に「（短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第 号）第二條第二項（定義）に規定する短期社債を除く。）」を加える。
（電源開発促進法の一部改正）
第十六條 電源開発促進法（昭和二十七年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第二十七條第一項中「社債」の下に「（短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第 号）第二條第一項に規定する短期社債を除く。第三十二條第一項において同じ。）」を加える。
（中小企業金融公庫法等の一部改正）
第十七條 次に掲げる法律の規定中「社債」の下に「（短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第 号）第二條第一項に規定する短期社債を除く。）」を加える。

一 中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第

百三十八号)第十九条第二号

二 沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)第十九条第一項第五号

三 通信・放送機構法(昭和五十四年法律第四十六号)第二十八条第一項第八号

四 東京湾横断道路の建設に関する特別措置法(昭和六十一年法律第四十五号)第十条第一項

五 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第七十七号)第四十条第一項第一号

六 特定通信・放送開業事業実施円滑化法(平成二年法律第三十五号)第六条第一項第一号

七 電気通信基盤充実臨時措置法(平成三年法律第二十七号)第六条第一項第一号

八 受信設備制御型放送番組の制作の促進に関する臨時措置法(平成七年法律第七十七号)第六条第一号

九 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法(平成九年法律第二十八号)第十三条第一号

十 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成十年法律第五十二号)第六条第一号

十一 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第九十二号)第二十二條第一号

十二 新事業創出促進法(平成十年法律第五十二号)第三十二條第一号

十三 高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法(平成十一年法律第六十三号)第六条第一号

十四 産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第三十一号)第十四條第一号

十五 新事業創出促進法の一部を改正する法律(平成十一年法律第三十二号)附則第五條

第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧特定新規事業実施円滑化臨時措置法(平成元年法律第五十九号)第六条第一号

(信用保証協会法の一部改正)

第十八条 信用保証協会法(昭和二十八年法律第

百九十六号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第四号中「限る」を「限り、短期社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第

号)第二條第一項に規定する短期社債を除く」に改める。

(労働金庫法の一部改正)

第十九条 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第五十八條第二項第八号中「該当するもの」の下に「及び短期社債等(短期社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第

号)第二條第一項に規定する短期社債等を除く。以下この条及び次条第一項において同じ。」を加え、

同項第十一号の二中「特定社債」の下に「特定短期社債を除き、」を加え、同号の次に次の一号を加える。

十一の三 短期社債等の取得又は譲渡

第五十八條第二項第二十号中「金銭債権に該当するもの」の下に「及び短期社債等」を加え、

同条第五項中「同号を「同号」に改め、」について、同項第十一号の三に掲げる業務には短期社債等について「を加え、同条第六項

第二号の二中「又は特定社債」を「特定社債又は特定短期社債」に、「又は第七項」を「第七項又は第八項」に改める。

第五十八條の二第一項第六号中「該当するもの」の下に「及び短期社債等」を加え、同項第九号の二の次に次の一号を加える。

九の三 短期社債等の取得又は譲渡

第五十八條の二第二項第十八号中「金銭債権に該当するもの」の下に「及び短期社債等」を加え、同条第十二項中「次条第一項第九号」との下に、「同項第十一号の三」とあるのは「同項第九号の三」とを加える。

(国の債権の管理等に関する法律の一部改正)

第二十条 国の債権の管理等に関する法律(昭和三十一年法律第一百四十四号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第二号中「登録されたもの」の下

に「及び短期社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第

号)の規定により振替口座簿に記録されたもの」を加える。

(電気事業法の一部改正)

第二十一条 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第三十七條第一項中「社債権者」の下に「(短期社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第

号)第二條第一項に規定する短期社債の社債権者を除く。」を加える。

(銀行法の一部改正)

第二十二條 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十條第二項第二号中「該当するもの」の下に「及び短期社債等(短期社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第

号)第二條第一項に規定する短期社債等を除き、」を加え、同号の次に次の一号を加える。

五の三 短期社債等の取得又は譲渡

第十條第二項第十六号中「金銭債権に該当するもの」の下に「及び短期社債等」を加え、同条第五項中「同号を「同号」に改め、」について、

同項第五号の三に掲げる業務には短期社債等について「を加え、同条第六項中「又は「特定社債」を、「特定社債又は特定短期社債」に、「又は第七項」を「第七項又は第八項」に、「又は特定社債」を「特定社債又は特定短期社債」に改める。

(株券等の保管及び振替に関する法律の一部改正)

第二十三條 株券等の保管及び振替に関する法律の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「第四條各号」を「第四條第一項各号」に改め、同項第二号中「又はこの法律に「を若しくは短期社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第

号。以下この項及び第四條において「短期社債法」という。又はこれ

らに」に改め、同項第三号中「又はこの法律」を「若しくは短期社債法第二十二條第一項の規定により短期社債法第三條第一項の指定を取り消された場合又はこの法律若しくは短期社債法に「この項の指定に類する」を「これらの指定に類する」に改め、同号ホ中「又はこの法律」を「若しくは短期社債法第二十二條第一項の規定又はこの法律若しくは短期社債法」に改める。

第四條に次の二項を加える。

2 保管振替機関は、保管振替業のほか、短期社債法第三條第一項に規定する振替業及び短期社債法第九條第一項ただし書の規定により承認を受けた業務(次項及び次条第一項において「振替業等」という。)を営むことができる。

3 前項の規定は、保管振替機関が振替業等を営む場合において、短期社債法及びこれに基づく命令の適用を排除するものと解してはならない。

第四條の二第二項中「保管振替業のほか」を「保管振替業及び振替業等のほか」に改める。

(関西国際空港株式会社法の一部改正)

第二十四條 関西国際空港株式会社法(昭和五十九年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第十八條第一項中「社債」の下に「(短期社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第

号)第二條第一項に規定する短期社債を除く。第二十八條第一項第四号において同じ。」を加える。

(旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部改正)

第二十五條 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和六十一年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「社債」の下に「(短期社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第

号)第二條第一項に規定する短期社債を除く。第二

第二條第一項に規定する短期社債を除く。第二

第二條第一項に規定する短期社債を除く。第二

第二條第一項に規定する短期社債を除く。第二

第二條第一項に規定する短期社債を除く。第二

第二條第一項に規定する短期社債を除く。第二

第二條第一項に規定する短期社債を除く。第二

十条第二号において同じ。」を加える。

(中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部改正)

第二十六条 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法(平成七年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第十四条の三第一号中「発行する社債」の下に「(短期社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第 号)第二号第一項に規定する短期社債を除く。)」を加える。

(保険業法の一部改正)

第二十七条 保険業法の一部を次のように改正する。

目次中「第六十条・第六十一条」を「第六十条・第六十一条の二」に改める。

第六十一条第三項中「昭和十七年法律第十一号」の下に「担保附社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)を加え、第二編第二章第二節第六款中同条の次に次の一条を加える。

(短期社債に係る特例)

第六十一条の二 相互会社は、前条第一項の規定にかかわらず、取締役会の決議をもつて、次に掲げる要件のすべてに該当する社債以下この条において「短期社債」という。)の発行を、特定の取締役に委任することができる。

一 契約により社債の総額が引き受けられるものであること。

二 各社債の金額が一億円を下回らないこと。

三 元本の償還について、社債の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

四 利息の支払期限を、前号の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

五 担保附社債信託法の規定により担保が付されるものでないこと。

2 前項の場合において、当該取締役会においては、次に掲げる事項も併せて決議しなければならない。

第一類第五号 財務金融委員会議録第十三号

ばならない。

一 当該決議に基づいて短期社債を発行することができる期間

二 前号の期間中において当該相互会社が発行した短期社債のうち償還されていないものの総額の限度額

3 短期社債については、社債原簿を作成することを要しない。

4 短期社債については、前条第二項、第七十条第五項及び第七十三条第一項の規定にかかわらず、商法第二百九十七條から第二百九十九條まで(社債管理会社の設置等)、第三百九條から第三百四十四條まで(社債管理会社の権限等)、第三百四十九條から第三百五十一條まで(社債権者集会)及び第三百七十六條第三項(資本減少の場合における社債権者の異議(同法第四百六十六條第二項(減資)に対する社債権者の異議申出方法の合併への準用)において準用する場合を含む。)の規定は、準用しない。

第九十八條第一項第四号の二中「特定社債」の下に「特定短期社債を除く。」を加え、同号の次に次の一号を加える。

四の三 短期社債等(短期社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第 号)第二

条第二項(定義)に規定する短期社債等をいう。以下この条において同じ。)の取得又は譲渡(資産の運用のために行うものを除く。)

第九十八條第一項第五号及び第十号中「該当するもの」の下に「及び短期社債等」を加え、同条第四項中「同号」を「同号」に改め、「について」の下に「同項第四号の三に掲げる業務には短期社債等について」を加え、同条第五項中「又は「特定社債」を」、「特定社債」又は「特定短期社債」に」、「又は第七項を」、「第七項又は第八項に」、「又は特定社債」を、「特定社債又は特定短期社債」に改める。

第九十九條第二項第二号中「(明治三十八年法

律第五十二号)を削る。

(中部国際空港の設置及び管理に関する法律の一部改正)

第二十八条 中部国際空港の設置及び管理に関する法律(平成十年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「社債」の下に「(短期社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第 号)第二号第一項に規定する短期社債を除く。第二十七條第四号において同じ。)」を加える。

(資産の流動化に関する法律の一部改正)

第二十九条 資産の流動化に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第三款 新優先出資引受権付特定社債(第百十三條の四・第百十三條の五)」を「第三款 新優先出資引受権付特定社債(第百十三條の四・第百十三條の五)」を「第四

款 新優先出資引受権付特定社債(第百十三條の四・第百十三條の五)」に改める。

第二款第二項第一号中「特定社債」を「特定社債に改め、同項第二号中「優先出資証券」を「優先出資」に改め、同条第十七項を同条第十八項とし、同条第十一項から第十六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十項中「優先出資証券、特定社債」を「優先出資、特定社債」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 この法律において「特定短期社債」とは、特定社債のうち、次に掲げるすべての要件を満たすものをいう。

一 契約により特定社債の総額が引き受けられるものであること。

二 各特定社債の金額が一億円を下回らないこと。

三 元本の償還について、特定社債の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

四 利息の支払期限を、前号の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

五 担保附社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)の規定及び第百十三條第三項の規定により担保が付されるものでないこと。

第五条第一項第二号イ中「優先出資証券」を「優先出資」に改め、同号ロ中「特定社債」を「特定社債(特定短期社債を除く。以下この号、第三十八條第二項第六号、第八十五條第二項、第百十條第二項第十六号、第百十八條の三第一項第一号及び第百十八條の四第二項において同じ。)」に改め、同号ハ中「転換特定社債」を「転換特定社債」に改め、同号ニ中「新優先出資引受権付特定社債」を「新優先出資引受権付特定社債」に改め、同号ヘを同号トとし、同号ホを同号トとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ 特定短期社債においては、限度額その他の発行及び償還に関する事項として内閣府令で定める事項

第三十八條第二項第五号中「優先出資証券」を「優先出資」に改め、同項第六号中「特定社債」の下に「特定短期社債」を加え、「特定約束手形」を、「特定短期社債又は特定約束手形」に改める。

第八十五條第二項中「第一種特定目的会社」を「資産対応証券として特定社債のみを発行する特定目的会社」に改める。

第百十條第二項中第十九号を第二十号とし、第十八号を第十九号とし、第十七号を第十八号とし、第十六号の次に次の一号を加える。

十七 資産流動化計画に特定短期社債の発行についての定めがあるときは、当該特定短期社債の限度額その他の内閣府令で定める事項及びその発行状況

第百十三條第二項中「明治三十八年法律第五十二号」を削る。

第二編第二章第六節第三款の次に次の一款を加える。

第四款 特定短期社債

(特定短期社債の発行)

第百十三條の六 特定目的会社は、特定短期社債については、次に掲げる場合に限り、これを発行することができる。

一 次に掲げるすべての要件を満たすものである場合

イ その発行の目的が、特定資産を取得するために必要な資金を調達するものであること。

ロ 資産流動化計画においてその発行の限度額が定められていること。

ハ 投資者の保護のため必要なものとして内閣府令で定める要件

二 この条の規定により発行した特定短期社債の償還のための資金を調達する場合

(特定社債に係る規定の適用除外等)

第百十三條の七 特定短期社債については、特定社債原簿を作成することを要しない。

2 特定短期社債については、第百八條、第百九條、第百十一條、第百十三條第一項において準用する商法第二百九十八條、第二百九十九條及び第三百九十九條から第三百四十一條まで、第百十三條の二から第百十三條の五まで、第百十八條第三項及び第百十八條の八第二項において準用する同法第三百七十六條第三項並びに第百十八條の五の規定は、適用しない。

第百十八條の三第一項第三号中「第百十八條の六第四項」を「第百十八條の五の二第四項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号中「第百十八條の六第四項」を「第百十八條の六第三項において準用する第百十八條の五の二第四項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 特定短期社債を発行している特定目的会社 第百十八條の五の二第四項の規定により資産流動化計画の変更に対処する旨を特定目的会社に対し通知した特定短期社債権者が有する特定短期社債の額の合計額

第百十八條の四第三項中「第百十八條の六第四項又は」を「第百十八條の五の二第四項又は第百十八條の六第三項若しくは」に、「第百十八條の六第四項の」を「第百十八條の五の二第四項の」に改め、同条第四項中「特定社債」の下に「(特定短期社債ヲ除ク)」を加える。

第百十八條の五の次に次の一條を加える。

(特定短期社債権者の反対)

第百十八條の五の二 特定短期社債を発行している特定目的会社は、計画変更決議により資産流動化計画の変更を行うときは、当該計画変更決議を行う社員総会の会日の一月前までに、二週間以上の期間を定め、かつ、その変更更に反対するときは当該期間内にその旨を書面をもって通知すべきことを公告しなければならない。

2 特定短期社債権者は、当該特定短期社債権者が有する特定社債券(特定短期社債に係るものに限り)の供託その他の内閣府令で定める措置をとらなければ、前項の反対をすることができない。

3 特定短期社債権者が第一項の規定により定められた期間内に反対の旨を書面をもって通知しなかったときは、資産流動化計画の変更を承認したものとみなす。

4 特定短期社債権者が反対の旨を書面をもって通知したときは、特定目的会社は、当該特定短期社債権者に係る特定短期社債に係る債務について、資産流動化計画の変更を行った後遅滞なく弁済を行わせることを目的として、信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。

第百十八條の六第三項を次のように改める。

3 前条第三項及び第四項の規定は、特定約束

手形の所持人について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは、「第百十八條の六第一項」と読み替えるものとする。

第百十八條の六第四項を削る。

第百十八條の七第二項中「前条第三項」を「第百十八條の五の二第三項」に改める。

第百五十條(見出しを含む)中「優先出資証券又は特定社債券」を「優先出資又は特定社債」に改める。

第百五十條の三第一項中「資産対応証券」の下に「(特定短期社債及び)」を加える。

第百五十條の五を次のように改める。

第百五十條の五 削除

第百七十八條第一項中「既ニ発行セラレタル株券アルトキハ之ヲ」とあるのは「受益証券ヲ」とを削る。

(資産の流動化に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十條 前条の規定による改正前の資産の流動化に関する法律(以下この条及び次条において「旧資産流動化法」という。)第五條第一項第二号ロ、第三十八條第二項第六号並びに第百十八條の四第二項及び第四項の規定は、施行日前に発行された特定短期社債(前条の規定による改正後の資産の流動化に関する法律(次項及び次条において「新資産流動化法」という。))第二條第八項に規定する特定短期社債をいう。について、なおその効力を有する。この場合において、旧資産流動化法第五條第一項第二号ロ中「特定社債券」とあるのは、「特定社債」とする。

2 旧資産流動化法第五條第一項第二号イからニまでに掲げる事項が記載された資産流動化計画については、新資産流動化法第五條第一項第二号イからニまでに掲げる事項が記載された資産流動化計画とみなして、新資産流動化法の規定又は前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧資産流動化法第五條第一項第二号ロ、第三十八條第二項第六号並びに第百十八條

の四第二項及び第四項の規定を適用する。

第三十一條 旧資産流動化法第八十五條第二項の適用を受けない特定目的会社が新資産流動化法第八十五條第二項の特定目的会社に該当する場合においては、当該特定目的会社については、施行日以後最初に到来する決算期に関する社員総会の終結の時までは、同項の規定は、適用しない。

(地方税法の一部改正)

第三十二條 地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十四條の三第一項ただし書、第七十二條の三第一項ただし書、第七十二條の八十第二項、第二百九十四條の三第一項ただし書及び附則第五條第一項中「第二條第十二項」を「第二條第十三項」に改める。

(宅地建物取引業法の一部改正)

第三十三條 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第五十條の二第一項第二号ロ中「第二條第十五項」を「第二條第十六項」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第三十四條 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第六十七條の十四第一項第一号ロ中「第二條第八項」を「第二條第九項」に改める。

第八十三條の七第一項第一号ロ中「第二條第十項」を「第二條第十一項」に改め、同号ニ中「第二條第十一項」を「第二條第十二項」に改める。

(所得税法の一部改正)

第三十五條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第十五号の四中「第二條第十二項」を「第二條第十三項」に改める。

(法人税法の一部改正)

第三十六條 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二條第二十九号の二中「第二條第十一項」を「第二條第十三項」に改める。

（預金保険法の一部改正）

第三十七條 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第百三十一條第二項中「第二條第十二項を」を「第二條第十三項」に改める。

第百三十二條の二第四項中「第二條第十六項」を「第二條第十七項」に改める。

（消費税法の一部改正）

第三十八條 消費税法（昭和六十二年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第十四條第二項中「第二條第十二項」を「第二條第十三項」に改める。

（特定債権等に係る事業の規制に関する法律の一部改正）

第三十九條 特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第十一條第二項中「第二條第十二項」を「第二條第十三項」に改める。

（債権管理回収業に関する特別措置法の一部改正）

第四十條 債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項第九号中「第二條第九項」を「第二條第十項」に改め、同項第十一号中「同條第十五項」を「同條第十六項」に改める。

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正）

第四十一條 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

別表に次の一号を加える。

六十三 短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第 号）第六十九條第一項（加入者の権利の行使に関する収賄の罪（農林中央金庫法の一部改正）

第四十二條 農林中央金庫法（平成十三年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第一類第五号 財務金融委員会議録第十三号

平成十三年五月三十一日

第五十四條第四項第二号中「該当するもの」の下に「及び短期社債等（短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第 号）第二條第二項に規定する短期社債等をいう。以下この条において同じ。）を加え、同項第六号中「特定社債」の下に「特定短期社債を除き」を加え、同号の次に次の一号を加える。

六の二 短期社債等の取得又は譲渡

第五十四條第四項第十八号中「金銭債権に該当するもの」の下に「及び短期社債等」を加え、同條第五項中「同号」を「同号」に改め、「についで」の下に「同項第六号の二に掲げる業務には短期社債等について」を加え、同條第六項第三号中「又は特定社債」を「特定社債又は特定短期社債」に、「又は第七項」を「第七項又は第八項」に改める。

（株券等の保管及び振替に関する法律の一部を）

「第六節 特定社債

三條」を 第一款 通則（第百八條―第百十三條）

第二款 特定短期社債（第百十三條の二・第百十三條の三）

第二款第九項第一号中「特定社債」を「特定社債」に改め、同項第二号中「優先出資証券」を「優先出資」に改め、同項を同條第十項とし、同條第八項中「優先出資証券、特定社債」を「優先出資、特定社債」に改め、同項を同條第九項とし、同條第七項を同條第八項とし、同條第六項を同條第七項とし、同條第五項の次に次の一項を加える。

6 この法律において「特定短期社債」とは、特定社債のうち、次に掲げるすべての要件を満たすものをいう。

一 契約により特定社債の総額が引き受けられるものであること。

二 各特定社債の金額が一億円を下回らないこと。

三 元本の償還について、特定社債の総額の払込みのあった日から一年未満の日とする定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

四 利息の支払期限を、前号の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

五 担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の規定により担保が付されるものでないこと。

第五條第一項第二号イ中「優先出資証券」を「優先出資」に、「総理府令」を「内閣府令」に改め、同号ロ中「特定社債」を「特定短期社債を除く。以下この号、第三十八條第二項第六号、第八十五條第二項及び第百十條第二項第十六号において同じ。」に、「総理府令」を「内閣府令」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 特定短期社債においては、限度額その他の発行及び償還に関する事項として内閣府令で定める事項

第三十八條第二項第五号中「優先出資証券」を

「優先出資」に改め、同項第六号中「特定社債」の下に「特定短期社債を加え、特定約束手形」を「特定短期社債又は特定約束手形」に、「総理府令」を「内閣府令」に改める。

第三章第六節中第百八條の前に次の款名を付する。

第一款 通則

第百十條第二項中第十七号を第十八号とし、第十六号を第十七号とし、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 定款に記載した資産流動化計画に特定短期社債の発行についての定めがあるときは、当該特定短期社債の限度額その他の内閣府令で定める事項及びその発行状況

「優先出資」に改め、同項第六号中「特定社債」の下に「特定短期社債」を加え、「特定約束手形」を「特定短期社債又は特定約束手形」に、「総理府令」を「内閣府令」に改める。

第三章第六節中第百八條の前に次の款名を付する。

第一款 通則

第百十條第二項中第十七号を第十八号とし、第十六号を第十七号とし、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 定款に記載した資産流動化計画に特定短期社債の発行についての定めがあるときは、当該特定短期社債の限度額その他の内閣府令で定める事項及びその発行状況

第百十三條第二項中「特定社債」の下に「担保附社債信託法」を加え、第三章第六節中同條の次に次の一款を加える。

第二款 特定短期社債

（特定短期社債の発行）

第百十三條の二 特定目的会社は、特定短期社債については、次に掲げる場合に限り、これを発行することができる。

一 次に掲げる要件のすべてを満たすものである場合

イ その発行の目的が、特定資産を取得するために必要な資金を調達するものであること。

ロ 第三条の登録に係る資産流動化計画においてその発行の限度額が定められていること。

ハ 投資者の保護のため必要なものとして内閣府令で定める要件

二 この条の規定により発行した特定短期社債の償還のための資金を調達する場合（特定社債に係る規定の適用除外等）

第百十三條の三 特定短期社債については、特定社債原簿を作成することを要しない。

2 特定短期社債については、第百八條、第百九條、第百十一條、第百十三條第一項において

四九

四九

四九

四九

四九

くは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第四十六条、第四十七条、第四十九条若しくは第五十条の罪を犯し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

四 定款及び保管振替業の実施に関する規程(以下「業務規程」という。)が、法令に適合し、かつ、この法律の定めるところにより保管振替業を適正かつ確実に遂行するために十分であると認められること。

五 保管振替業を健全に遂行するに足る財産的基礎を有し、かつ、保管振替業に係る収支の見込みが良好であると認められること。

六 その人的構成に照らして、保管振替業を適正かつ確実に遂行することができ知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すると認められること。

2 主務大臣は、前項の指定をしたときは、その指定した保管振替機関の商号及び本店の所在地を官報で公示しなければならない。

(指定の申請)

第三条の二 前条第一項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した指定申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 商号

二 資本の額及び純資産額

三 本店その他の営業所の名称及び所在地

四 取締役及び監査役の氏名

五 保管振替業以外の業務を営むときは、その業務の内容

2 指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 前条第一項第二号及び第三号に掲げる要件に該当する旨を誓約する書面

二 定款

三 会社登記簿の謄本

四 業務規程

五 貸借対照表及び損益計算書

六 収支の見込みを記載した書類

七 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める書類

(資本の額等)

第三条の三 保管振替機関の資本の額は、政令で定める金額以上でなければならない。

2 前項の政令で定める金額は、五億円を下回つてはならない。

3 保管振替機関の純資産額は、第一項の政令で定める金額以上でなければならない。

(資本の額の変更)

第三条の四 保管振替機関は、その資本の額を減少しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 保管振替機関は、その資本の額を増加しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣に届け出なければならない。

3 保管振替機関が第九条の規定による主務大臣の命令を実施するために資本の減少が必要である場合における商法第三百七十六条第二項の規定の適用については、同項中「第百条」とあるのは、「第百条第一項及第二項」とする。

4 保管振替機関が預託を受けた株券等並びに第十六条第四項、第十九条(第二十條第三項及び第二十一條第四項(第二十二條において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。及びこれらの規定を準用する第三十九條の規定により保管振替機関が預託を受けたとみなされる株券等の預託に係る債権者(以下「預託債権者」という。)であつて参加者以外の者に対する前項の規定により読み替えて適用する商法第三百七十六条第二項において準用する同法第百条第一項の催告は、することを要しない。

5 第十條の二第二項及び第三項の規定は、第三項の資本の減少が必要である場合における預託債権者の異議について準用する。

(秘密保持義務)

第三条の五 保管振替機関の取締役、監査役若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、保管振替業に關して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第二節 業務

(業務の範囲)

第四条 保管振替機関は、この法律の定めるところにより、次に掲げる業務を行うものとする。

一 株券等の保管に関する業務

二 株券等の振替に関する業務

三 その他この法律により保管振替機関が行ふこととされている業務

(兼業の制限)

第四条の二 保管振替機関は、保管振替業のほか、他の業務を営むことができない。ただし、保管振替業に關連する業務で、当該保管振替機関が保管振替業を適正かつ確実に営むにつき支障を生ずるおそれがないと認められるものについて、主務省令で定めるところにより、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

2 保管振替機関は、前項ただし書の承認を受けた業務を廃止したときは、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(保管振替業の一部の委託)

第四条の三 保管振替機関は、主務省令で定めるところにより、保管振替業の一部を、主務大臣の承認を受けて、他の者に委託することができる。

2 保管振替機関は、前項の規定による保管振替業の一部の委託に關する契約には、業務を委託する相手方が当該業務を他の者に委託しない旨の条件を付さなければならない。

(業務規程)

第五条 保管振替機関は、業務規程において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 取り扱う株券等に関する事項

二 参加者の口座に関する事項

三 参加者の顧客の口座に関する事項

四 株券等の預託及び保管に関する事項

五 預託を受けた株券等に不足が生じた場合の補てんに関する事項

六 株券等の振替に関する事項

七 株券等の交付に関する事項

八 預託を受けた株券等に係る権利の行使に関する事項

九 第三十一條(第三十九條第二項から第八項までにおいて準用する場合を含む。)の通知に關する事項

十 前各号に掲げるもののほか、保管振替業の実施に必要な事項として主務省令で定める事項

(口座の開設)

第六条 保管振替機関は、業務規程の定めるところにより、次に掲げる者のために、その申出により株券等の保管及び振替を行うための口座を開設しなければならない。

一 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二條第九項に規定する証券会社

二 外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)第二條第二号に規定する外国証券会社

三 証券取引法第二條第二十五項に規定する証券金融会社

四 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二條第一項に規定する銀行

五 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第二條に規定する長期信用銀行

六 信託会社

七 農林中央金庫

八 商工組合中央金庫

九 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十條第一項第二号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会

十 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一條第一項第二号の事業を行う漁業協同組合及び同法第八十七條第一項

第二号の事業を行う漁業協同組合連合会並びに同法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合及び同法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会

十一 信用協同組合及び中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の九

十二 信用金庫及び信用金庫連合会

十三 労働金庫及び労働金庫連合会

十四 保険業法（平成七年法律第五号）第二十条第二項に規定する保険会社及び同条第七項に規定する外国保険会社等

十五 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二十条第二十項に規定する登録投資法人

十六 その他前各号に類する者として主務大臣の指定したもの

2 参加者は、この法律の定めるところにより、保管振替機関に株券等を預託することができ

る。

（発行者の同意）

第六条の二 保管振替機関は、あらかじめ発行者から当該保管振替機関において取り扱うことについて同意を得た株券等であれば、取り扱うことができる。

（差別的取扱いの禁止）

第六条の三 保管振替機関は、特定の参加者又は発行者に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

第三節 監督

（帳簿書類等の作成及び保存）

第七条 保管振替機関は、主務省令で定めるところにより、業務に関する帳簿書類その他の記録を作成し、保存しなければならない。

（業務及び財産に関する報告書の提出）

第七条の二 保管振替機関は、決算期ごとに、業務及び財産に関する報告書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

2 前項の報告書に関する記載事項、提出期日その他必要な事項は、主務省令で定める。

（定款又は業務規程の変更）

第七条の三 保管振替機関の定款又は業務規程の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（商号等の変更の届出）

第七条の四 保管振替機関は、第三条の二第一項第一号、第三号又は第四号に掲げる事項に変更があつたときは、その旨及び同条第二項第一号又は第三号に掲げる書類を、主務省令で定めるところにより、主務大臣に届け出なければならない。

2 主務大臣は、前項の規定により保管振替機関の商号又は本店の所在地の変更の届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

（事故の報告）

第七条の五 保管振替機関は、預託を受けた株券等の喪失その他の主務省令で定める事故が生じたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

（報告及び検査）

第八条 主務大臣は、保管振替業の適正かつ確実な遂行のため必要があるときは、保管振替機関に対し、その業務若しくは財産に関する報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に、保管振替機関の営業所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（業務改善命令）

第九条 主務大臣は、保管振替業の適正かつ確実な遂行のため必要があるときは、その必要の限度において、保管振替機関に対し、業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（指定の取消し等）

第九条の二 主務大臣は、保管振替機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条第一項の指定若しくは第四条の二第一項ただし書の承認を取り消し、六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又はその取締役若しくは監査役の解任を命ずることができる。

一 第三条第一項第二号又は第三号に掲げる要件に該当しないこととなつたとき。

二 第三条第一項の指定当時に同項各号のいずれかに該当していなかつたことが判明したとき。

三 不正の手段により第三条第一項の指定を受けたことが判明したとき。

四 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反したとき。

2 主務大臣は、前項の規定により第三条第一項の指定を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

（業務移転命令）

第九条の三 主務大臣は、保管振替機関が次の各号のいずれかに該当するときは、保管振替業を他の株式会社に移転することを命ずることができる。

一 前条第一項の規定により第三条第一項の指定を取り消されたとき。

二 保管振替業を廃止したとき。

三 解散したとき（設立、合併又は新設分割を無効とする判決が確定したときを含む）。

四 保管振替業の継続に著しい支障を来すことなく弁済期にある債務を弁済することができない事態又は破産の原因たる事実の生ずるおそれがあると認められるとき。

（業務移転命令に伴う株主総会の特別決議に関する特例）

第九条の四 前条の規定による命令を受けた保管振替機関（次項及び次条第一項において「特定保管振替機関」という。）における商法第二百四十五条第一項、第三百四十三條、第三百四十五條第二項（同法第三百四十六條において準用する場合を含む）、第三百七十四條ノ十七第四項又は第四百八条第三項の規定による決議は、これらの規定にかかわらず、出席した株主の議決権の三分の二以上に当たる多数をもつて、仮にすることができる。

2 特定保管振替機関における商法第四百八条第四項の規定による決議は、同項の規定にかかわらず、出席した株主の過半数であつて出席した株主の議決権の三分の二以上に当たる多数をもつて、仮にすることができる。

3 第一項の規定により仮にした決議（以下この項及び次項において「仮決議」という。）があつた場合においては、各株主に対し、当該仮決議の趣旨を通知し、当該仮決議の日から一月以内に再度の株主総会を招集しなければならない。

4 前項の株主総会において第一項に規定する多数をもつて仮決議を承認した場合には、当該承認のあつた時に、当該仮決議をした事項に係る決議があつたものとみなす。

5 前二項の規定は、第二項の規定により仮にした決議があつた場合について準用する。この場合において、前項中「第一項」とあるのは、「第二項」と読み替へるものとする。

（業務移転命令に伴う営業譲渡における預託債権者保護手続の特例）

第九条の五 特定保管振替機関が第十二条第一項に規定する営業譲渡を行う場合における預託を受けた株券等の預託に係る債務の引受けについては、第十二条の二第一項の規定にかかわらず、個別の預託債権者の承諾を得ないですることができる。

2 前項の場合においては、第十二条第二項に規定する譲受会社は、債務の引受けの日から二週

間以内に、当該債務の引受けの内容の要旨及びこれに対し異議のある預託債権者は一定の期間内に異議を述べるべき旨を公告しなければならぬ。

3 前項の期間は、一月を下つてはならない。

4 第十条の第二項及び第三項の規定は、第二項の規定による預託債権者の異議について準用する。

第四節 合併、分割及び営業の譲渡
(特定合併の認可)

第十条 保管振替機関を全部又は一部の当事者とする合併合併後存続する株式会社又は合併により設立される株式会社は保管振替業を営む場合に限る。以下この節において「特定合併」という。は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 前項の認可を受けようとする保管振替機関は、特定合併後存続する株式会社又は特定合併により設立される株式会社(以下この節において「特定合併後の保管振替機関」という。)について第三項の第二項各号に掲げる事項を記載した合併認可申請書を主務大臣に提出しなければならない。

3 合併認可申請書には、合併契約書その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

4 主務大臣は、第一項の認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 特定合併後の保管振替機関が第三項第一項各号に掲げる要件に該当すること。

二 保管振替業の承継が円滑かつ適切に行われる見込みが確実であること。

5 特定合併後の保管振替機関(保管振替機関が特定合併後存続する株式会社である場合を除く。)は、特定合併の時に第三項第一項の指定を受けたものとみなす。

6 特定合併後の保管振替機関は、特定合併により消滅した保管振替機関の業務に関し、行政官

庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を承継する。

(特定合併の場合の預託債権者の異議)

第十条の二 保管振替機関が特定合併の決議をした場合においては、預託債権者(参加者を除く。)に対する商法第四百十二条第一項の規定による催告は、することを要しない。

2 預託債権者(参加者を除く。)が商法第四百十二条第一項の異議を述べるときは、当該預託債権者の顧客口座簿を管理する参加者を經由して行わなければならない。

3 預託債権者が商法第四百十二条第一項の期間内に異議を述べたときは、当該預託債権者は、その口座に係る株券等のすべてについて、第二十八條第一項(第三十九條第一項において準用する場合を含む。)の株券等の交付の請求又は第三十四條第一項の単元未満株式の同法第二百一十一條第六項において準用する同法第二百一十條ノ六第一項の規定による請求を行つたものとみなす。

4 前項の預託債権者に係る商法第四百十二條第二項の規定の適用については、同項中「第百條第一項後段、第二項及第三項」とあるのは、「第百條第一項後段及第二項」とする。
(特定合併の効果)

第十条の三 特定合併の時にいてその当事者となる保管振替機関の参加者(商法第四百十二條第二項において準用する同法第百條第二項の規定により特定合併を承認したもの)とみなされるものに限り、であつた者が現に受けている第十四條第一項ただし書又は第二項(これらの規定を第三十九條第一項において準用する場合を含む。)の規定による当該保管振替機関への預託に係る顧客の承諾又は請求は、特定合併後の保管振替機関への預託に係る顧客の承諾又は請求とみなす。ただし、特定合併の日の前日までに顧客から別段の申出があつたときは、この限りでない。

2 保管振替機関が特定合併を行つた場合には、

当該保管振替機関に係る第二十九條第二項に規定する保管振替機関名義株式(第三十九條第三項及び第五項から第七項までにおいて準用する第二十九條第二項の規定により保管振替機関名義とされているものを含む。以下この項及び第十二條の第三項において「保管振替機関名義株式等」という。)は、特定合併後の保管振替機関に係る保管振替機関名義株式等とみなす。
(新設分割の認可)

第十一条 保管振替機関が新たに設立する株式会社に保管振替業の全部又は一部を承継させるために行う新設分割(以下この節において単に「新設分割」という。)は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 前項の認可を受けようとする保管振替機関は、新設分割により設立される株式会社(以下この節において「設立会社」という。)について次に掲げる事項を記載した新設分割認可申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 第三條の二第一項各号に掲げる事項

二 設立会社が承継する保管振替業

3 新設分割認可申請書には、分割計画書その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

4 主務大臣は、第一項の認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 設立会社が第三條第一項第三号から第六号までに掲げる要件に該当すること。

二 保管振替業の承継が円滑かつ適切に行われる見込みが確実であること。

5 設立会社は、新設分割の時に第三條第一項の指定を受けたものとみなす。

6 設立会社は、新設分割をした保管振替機関の承継の対象となる業務に関し、行政官庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を承継する。

(新設分割の場合の預託債権者の異議)

第十一条の二 保管振替機関が新設分割に係る分割の決議をした場合においては、預託債権者(参加者を除く。)に対する商法第三百七十四條ノ四第一項の規定による催告は、することを要しない。この場合において、同法第三百七十四條ノ十第二項の規定は、当該預託債権者については、適用しない。

2 前項の場合における預託債権者に係る商法第三百七十四條ノ四第二項の規定の適用については、同項中「第百條第一項後段第二項第三項及第三百七十六條第三項」とあるのは、「第百條第一項後段及第二項」とする。

3 第十条の二第二項及び第三項の規定は、新設分割の決議に係る預託債権者の異議について準用する。
(新設分割の効果)

第十一条の三 第十条の三第一項の規定は、新設分割について準用する。この場合において、同項中「(商法第四百十二條第二項)」とあるのは「設立会社に承継させる保管振替業に係る参加者であつて、商法第三百七十四條ノ四第一項」と、「請求は、特定合併後の保管振替機関」とあるのは「請求(設立会社に承継させる保管振替業において取り扱う株券等に係るものに限る。)」は、設立会社」と読み替へるものとする。

2 第十条の三第二項の規定は、保管振替業の全部について新設分割を行つたときの設立会社について準用する。

(吸収分割の認可)

第十一条の四 保管振替機関が他の株式会社に保管振替業の全部又は一部を承継させるために行う吸収分割(以下この節において単に「吸収分割」という。)は、主務大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

2 前項の認可を受けようとする保管振替機関は、吸収分割により保管振替業の全部又は一部を承継する株式会社(以下この節において「承継会社」という。)について次に掲げる事項を記載した吸収分割認可申請書を主務大臣に提出しな

ければならない。

一 第三条の二第一項各号に掲げる事項

二 承継会社が承継する保管振替業

3 吸収分割認可申請書には、分割契約書その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

4 主務大臣は、第一項の認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 承継会社が第三条第一項各号に掲げる要件に該当すること。

二 保管振替業の承継が円滑かつ適切に行われる見込みが確実であること。

5 承継会社(保管振替機関が承継会社である場合を除く)は、吸収分割の時に第三条第一項の指定を受けたものとみなす。

6 承継会社は、吸収分割をした保管振替機関の承継の対象となる業務に関し、行政官庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を承継する。

(吸収分割の場合の預託債権者の異議)

第十一條の五 保管振替機関が吸収分割に係る分割の決議をした場合においては、預託債権者(参加者を除く)に対する商法第三百七十四條ノ二十第一項の規定による催告は、することを要しない。この場合において、同法第三百七十四條ノ二十六第二項の規定は、当該預託債権者については、適用しない。

2 前項の場合における預託債権者に係る商法第三百七十四條ノ二十第二項の規定の適用については、同項中「第百條第一項後段第二項第三項、第三百七十四條ノ四第一項但書及第三百七十六條第三項」とあるのは、「第百條第一項後段及第二項」とする。

3 第十條の二第二項及び第三項の規定は、吸収分割の決議に係る預託債権者の異議について準用する。

(吸収分割の効果)

第十一條の六 第十條の三第一項の規定は、吸収分割について準用する。この場合において、同項中「商法第四百十二條第二項」とあるのは「承継会社に承継させる保管振替業に係る参加者であつて、商法第三百七十四條ノ二十第二項」と、「請求は、特定合併後の保管振替機関」とあるのは「請求(承継会社に承継させる保管振替業において取り扱う株券等に係るものに限る。は、承継会社」と読み替へるものとする。

2 第十條の三第二項の規定は、保管振替業の全部について吸収分割を行ったときの承継会社について準用する。

(営業譲渡の認可)

第十二條 保管振替機関が他の株式会社に行う保管振替業の全部又は一部の譲渡(以下この節において「営業譲渡」という)は、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の認可を受けようとする保管振替機関は、営業譲渡により保管振替業の全部又は一部を譲り受ける株式会社(以下この節において「譲受会社」という)について次に掲げる事項を記載した営業譲渡認可申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 第三条の二第一項各号に掲げる事項

二 譲受会社が承継する保管振替業

3 営業譲渡認可申請書には、譲渡契約書その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

4 主務大臣は、第一項の認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 譲受会社が第三条第一項各号に掲げる要件に該当すること。

二 保管振替業の承継が円滑かつ適切に行われる見込みが確実であること。

5 譲受会社(保管振替機関が譲受会社である場合を除く)は、営業譲渡の時に第三条第一項の指定を受けたものとみなす。

6 譲受会社は、営業譲渡をした保管振替機関の譲渡の対象となる業務に関し、行政官庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務及び第六條の二の発行者の同意に係る権利義務を承継する。

(営業譲渡の場合の預託債権者の異議)

第十二條の二 保管振替機関が営業譲渡の決議をした場合においては、保管振替機関は、当該決議の日から二週間以内に、当該営業譲渡に伴う預託を受けた株券等の預託に係る債務の引受けの内容の要旨及びこれに対し異議のある当該債務の引受けに係る預託債権者は一定の期間内に異議を述べるべき旨を公告し、かつ、当該債務の引受けに係る参加者に対して各別にその旨を催告することができる。この場合において、預託債権者が当該期間内に異議を述べなかつたときは、当該預託債権者は、当該債務の引受けを承諾したものとみなす。

2 前項の期間は、一月を下つてはならない。

3 第十條の二第二項及び第三項の規定は、第一項の場合における債務の引受けに係る預託債権者の異議について準用する。

(営業譲渡の効果)

第十二條の三 第十條の三第一項の規定は、営業譲渡について準用する。この場合において、同項中「商法第四百十二條第二項において準用する同法第百條第二項の規定により特定合併を承認したものとみなされるものに限る。」とあるのは「(第十二條の二第一項後段の規定により預託を受けた株券等の預託に係る債務の引受けを承諾したとみなされるものに限る。)」と、「請求は、特定合併後の保管振替機関」とあるのは「請求(譲受会社に譲渡する保管振替業において取り扱う株券等に係るものに限る。は、譲受会社」と読み替へるものとする。

2 第十條の三第二項の規定は、保管振替業の全部の譲渡を行った場合の譲受会社について準用する。

3 保管振替業の全部の譲渡を受けた譲受会社

は、前項において準用する第十條の三第二項の規定により当該譲受会社に係る保管振替機関名義株式等とみなされる株式、資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五十五号)に規定する優先出資及び受益権、投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資口並びに協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)に規定する優先出資について、商法第二百二十六條ノ二第四項(資産の流動化に関する法律第四十九條及び第百七十八條、投資信託及び投資法人に関する法律第八十三條第五項並びに協同組織金融機関の優先出資に関する法律第三十條)において準用する場合を含む。の規定による株券等の発行又は返還の請求をすることができる。

第五節 解散等

(解散等の認可)

第十三條 次に掲げる事項は、主務大臣の認可を受けなければならない。

一 保管振替機関の解散についての株主総会の決議

二 保管振替機関を全部又は一部の当事者とする合併合併後存続する株式会社又は合併により設立される株式会社が保管振替業を営まない場合に限る。

(指定の失効)

第十三條の二 保管振替機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条第一項の指定は、その効力を失う。

一 保管振替業を廃止したとき。

二 解散したとき(設立、合併又は新設分割を無効とする判決が確定したときを含む)。

2 前項の規定により指定が効力を失つたときは、その保管振替機関であつた者又は一般承継人(合併により消滅した保管振替機関の権利義務を承継した者であつて、保管振替業を営まないものに限る。次条において同じ)は、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(指定取消し等の場合のみなし保管振替機関)

第十三条の三 保管振替機関が第九条の二第一項の規定により第三条第一項の指定を取り消された場合又は前条第一項の規定により当該指定が効力を失つた場合においては、その保管振替機関であつた者又は一般承継人は、当該保管振替機関が行つた保管振替業務を速やかに終了しなければならぬ。この場合において、当該保管振替機関であつた者又は一般承継人は、その保管振替業務の終了の目的の範囲内において、なおこれを保管振替機関とみなす。

(清算手続等における主務大臣の意見等)

第十三条の四 裁判所は、保管振替機関の清算手続、破産手続、再生手続、整理手続、更生手続又は承認援助手続において、主務大臣に対し、意見を求め、又は検査若しくは調査を依頼することが出来る。

2 主務大臣は、前項に規定する手続において、必要があると認めるときは、裁判所に対し、意見を述べることが出来る。

3 第八条の規定は、第一項の規定により主務大臣が裁判所から検査又は調査の依頼を受けた場合について準用する。

第十五条第一項中「参加者は」の下に、「保管振替機関ごとに」を加え、同条第二項第四号中「その他」を「その他」に改める。

第十七条第二項第四号中「その他」を「その他」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(保管振替機関の機関口座)

第十七条の二 保管振替機関は、自己のために株券の保管及び振替を行うための口座を開設し、機関口座簿を備へることが出来る。

2 前項の場合において、保管振替機関は、機関口座簿に、自己の商号のほか、保管及び振替を行うおとする株券につき、会社の商号並びに株式の種類及び数その他主務省令で定める事項を

記載しなければならない。

3 次条及び第二十六条第四項の規定の適用については機関口座簿は参加者口座簿とみなし、第二十三条及び第二十五条の規定の適用については機関口座簿に記載された株式に係る株券は預託株券とみなす。

第二十六条の次に次の一条を加える。

4 前三項の規定による振替の請求があつたときは、保管振替機関又は第十五条第一項の参加者は、遅滞なく、参加者口座簿又は顧客口座簿に当該請求に係る振替の記載をしなければならない。

第二十六条の次に次の一条を加える。

(機関口座簿に記載された株式の振替)

第二十六条の二 保管振替機関は、機関口座簿に記載された株式につき、他の口座へ振替を行うことが出来る。

第二十九条第一項中「際し」の下に、「預託株券である旨を明らかにして」を加え、同条第二項中「株主名簿に」の下に、「預託株券に係る株式である旨が記載され、かつ」を加える。

第三十一条第三項後段を削り、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 参加者は、保管振替機関から、当該参加者が顧客預託分として預託し、又は預託することとなるべき株券の株式につき、第一項又は第二項の規定による実質株主の通知のために必要な事項の報告を求められたときは、速やかに、顧客(主務省令で定める場合において、当該顧客から他の者が実質株主である旨の申出があつたときは、その者を実質株主として当該事項を報告しなければならない)。

第三十二条第一項中「会社は」の下に、「保管振替機関ごとに」を加え、同条第四項中「前条第四項」を「前条第五項」に改め、同条第七項中「昭和十三年法律第七十四号」を削る。

第三十九条第二項中「及び第三項並びに」を「から第四項まで及び」に改め、同条第三項中「平成

十年法律第五十五号」を削り、同条第四項中「及び第三項並びに」を「から第四項まで及び」に改め、同条第六項中「昭和二十六年法律第九十八号」を削り、同条第七項中「平成五年法律第四十四号」を削り、同条第八項中「並びに第三十一条第二項及び第三項」を「第三十一条第二項から第四項まで及び第三十一条第三項」に改める。

第三十九条の二の二「中」の「第十二条第一項」を「第九条の二第一項」に改める。

第三十九条の三第一号中「指定」の下に「第十条第五項、第十一条第五項、第十二条の四第五項又は第十二条第五項の規定により指定を受けたものとみなされる場合を含む」を加え、同条第二号中「第十二条第一項」を「第九条の二第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 主務大臣は、第十三条の二第二項の規定による届出を受理したときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。

第六章 罰則

第四十二条 第十六条第一項、第十七条第二項、第十七条の二第二項、第十八条若しくは第二十条第六項第四項(これらの規定を第三十九条第一項において準用する場合を含む)の規定に違反して顧客口座簿、参加者口座簿若しくは機関口座簿に記載すべき事項を記載せず、又はこれらに虚偽の記載をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第九条の二第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者

二 第三十一条第一項(第三十九条第三項及び第五項から第七項までにおいて準用する場合を含む)、第三十一条第二項(第三十九条第二項、第四項及び第八項において準用する場合を含む)、第三十一条第四項(第三十九条

第二項から第八項までにおいて準用する場合を含む)又は第三十一条第五項(第三十九条第三項及び第五項から第七項までにおいて準用する場合を含む)の規定に違反して、実質株主、実質優先出資社員、実質権利者、実質投資主若しくは実質優先出資者についての通知若しくは報告をせず、又は虚偽の通知若しくは報告をした者

第四十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条の二第一項、第十条第二項、第十一条第二項、第十二条の四第二項若しくは第十二条第二項の申請書又は第三十一条第二項、第十二条第三項、第十三条第三項、第十四条の四第三項若しくは第十二条第三項の添付書類に虚偽の記載をして提出した者

二 第七条の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成した者

三 第七条の二第一項の規定による報告書の提出をせず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

四 第八条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

五 第十三条の四第三項において準用する第八条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第四十五条 第三条の五の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三条の四第一項の規定による認可を受け

第九條の二第一項	取締役若しくは監査役
第十二條の二第一項	決議
第四十七條各号列記以外の部分	次の各号に掲げる規定 当該各号に定める 取締役、監査役若しくは清算人
第四十八條	役員 議決 第四十二條から第四十四條まで及び前条 各本条の 役員

(秘密保持義務に関する経過措置)

第二條 前条の規定により新保管振替機関とみなされる旧保管振替機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者についての保管振替事業(旧法第三條第一項に規定する保管振替事業をいう。以下同じ。)に係る業務に関しては、施行日以降も、なお従前の例による。

(旧保管振替機関が行う事業譲渡の特例)

第四條 旧保管振替機関が新法第三條第一項の指定を受けようとする株式会社施行日以降に保管振替事業の全部又は一部の譲渡を行うことを施行日の前日までに議決した場合には、旧保管振替機関は、当該議決の日から二週間以内に、当該譲渡に伴う預託を受けた旧法第二條第一項に規定する株券等(以下「株券等」という。)の預託に係る債務の引受けの内容の要旨及びこれに對し異議のある当該債務の引受けに係る預託債権者は、一定の期間内に異議を述べざるべき旨を公告し、かつ、当該債務の引受けに係る旧法第六條第二項に規定する参加者(以下「参加者」という。)に対して各別にその旨を催告することができ、この場合において、預託債権者が当該期間内に異議を述べなかつたときは、当該預託債権者は、当該債務の引受けを承諾したものとみなす。

2 この条において「預託債権者」とは、旧保管振替機関が預託を受けた株券等並びに旧法第十六條第四項及び第十九條(旧法第二十二條第三項及び第二十一條第四項(旧法第二十二條において

第一類第五号 財務金融委員会議録第十三号

平成十三年五月三十一日

準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)及びこれらの規定を準用する旧法第三十九條の規定により旧保管振替機関が預託を受けたとみなされる株券等の預託に係る債権者をいう。

3 第一項の期間は、一月を下つてはならない。

4 預託債権者(参加者を除く。)が第一項の異議を述べるときは、当該預託債権者の顧客口座簿を管理する参加者を経由して行わなければならない。

5 預託債権者が第一項の期間内に異議を述べたときは、当該預託債権者は、その口座に係る株券等のすべてについて、旧法第二十八條第一項(旧法第三十九條第一項において準用する場合を含む。)の株券等の交付の請求又は旧法第三十二條第一項の単元未満株式の商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百一十一條第六項において準用する同法第二百一十條ノ六第一項の規定による請求を行ったものとみなす。

第五條 保管振替事業の全部又は一部の譲渡が行われた時において旧保管振替機関の前条第一項後段の規定により預託を受けた株券等の預託に係る債務の引受けを承諾したとみなされる参加者であつた者が現に受けている旧法第十四條第一項ただし書又は第二項(これらの規定を旧法第三十九條第一項において準用する場合を含む。)の規定による当該旧保管振替機関への預託に係る顧客の承諾又は請求(譲渡する保管振替事業において取り扱う株券等に係るものに限る。)は、当該譲渡を受ける株式会社への預託に

係る顧客の承諾又は請求とみなす。ただし、当該譲渡の日の前日までに顧客から別段の申出があつたときは、この限りでない。

(罰則の適用に関する経過措置)

第六條 施行日前にした行為及び附則第三條の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以降にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第七條 附則第二條から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第八條 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、新保管振替機関に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理由

証券決済制度をより安全で効率性の高いものにしていく観点から、保管振替機関の組織形態について、資金調達方法の多様化、業務の効率化等を実現するため、現行の公益法人形態を株式会社形態に改めることとする等、所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法昭和三十三年法律第二十六号の一部を次のように改正する。

第三十七條の十第一項中「及び次項を」と、次項及び第六項に、「第七項第五号」を「第十項第五号」に改め、同条第二項中「証券取引法第二條第十四項に規定する証券取引所を」を「証券取引所(証券取引法第二條第十四項に規定する証券取引所をいう。第六項において同じ。)」に改め、「を除く」の

下に「第六項において同じ」を、「定める期間」の下に「第六項において「所有期間」という。を、をいう」の下に「以下この項及び第六項において同じ」を加え、「当該証券業者を」を「証券業者」に改め、同条第七項を同条第十項とし、同条第六項を同条第九項とし、同条第五項の次に次の三項を加える。

6 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成十二年十月一日から平成十五年二月三十一日までの期間(以下この項において「特定期間」という。)内に、証券取引所に上場されている株式政令で定めるものを除く。その他これに類するものとして政令で定めるもの(以下この項において「上場株式等」という。)の譲渡(証券業者への定委託に基づくもの又は証券業者に對するものに限る。以下この項において同じ。)をした場合において、当該上場株式等がその譲渡の日において所有期間が一年を超えるもの(以下この項において「長期所有上場株式等」という。)であるときは、第一項の規定の適用については、政令で定めるところにより、その年分の株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上、その年中の長期所有上場株式等の譲渡(特定期間内のものに限定)に係る譲渡所得の金額から百万円(当該譲渡所得の金額が百万円に満たない場合には、当該譲渡所得の金額)を控除するものとする。

7 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、同項に規定する長期所有上場株式等の譲渡に係る譲渡所得の金額及び同項の控除の計算に関する明細書として政令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

8 税務署長は、前項の確定申告書の提出がなかつた場合又は同項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、

当該記載をした書類及び同項の政令で定める書類の提出があつた場合に限り、第八項の規定を適用することができる。

第三十七条の十二第一項中「第三十七条の十第七項第五号」を「第三十七条の十第十項第五号」に改め、同条第四項中「及び第七項」を「及び第十項」に、「同条第七項第三号」を「同条第十項第三号」に改める。

第三十七条の十三第七項中「同条第七項」を「第十項」に改め、同条第八項中「同項第一号」を「第二号」に改める。

附 則

この法律は、平成十三年十月一日から施行する。

理 由

最近の経済情勢等を踏まえ、個人投資家の市場参加の促進等の観点から、個人の長期所有上場株式等の譲渡所得につき特別控除を行う特例措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第五十三条第二項第一号中「ハ及びニ」を「及びハ」に、「金融機関等」を「金融機関」に改め、同項に次の一号を加える。

三 前項第一号二に掲げる金融機関等 平成十六年三月三十一日までに当該金融機関等から資産の買取りの申込みがなされた場合

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

最近の社会経済情勢にかんがみ、金融機関等が預金保険機構に対し資産の買取りの申込みを行うことができる期限を平成十六年三月三十一日まで延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十三年六月十四日印刷

平成十三年六月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局

D